

第12回鏡石町議会定例会会議録目次

| | |
|---------------|---|
| 招集告示..... | 1 |
| 応招・不応招議員..... | 2 |

第1号（3月6日）

| | |
|-------------------------------------|----|
| 議事日程..... | 3 |
| 本日の会議に付した事件..... | 3 |
| 出席議員..... | 4 |
| 欠席議員..... | 4 |
| 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名..... | 4 |
| 事務局職員出席者..... | 4 |
| 開会の宣告..... | 5 |
| 表彰状伝達..... | 5 |
| 開議の宣告..... | 5 |
| 議会運営委員長報告..... | 5 |
| 諸般の報告..... | 5 |
| 招集者あいさつ..... | 9 |
| 議事日程の報告..... | 9 |
| 会議録署名議員の指名..... | 9 |
| 会期の決定..... | 10 |
| 町長の説明..... | 10 |
| 議案第160号の上程、説明、質疑、委員会付託..... | 17 |
| 議案第161号、議案第162号の上程、説明、質疑、委員会付託..... | 19 |
| 議案第163号の上程、説明、質疑、委員会付託..... | 21 |
| 議案第164号の上程、説明、質疑、委員会付託..... | 23 |
| 議案第181号～議案第191号の上程、説明、質疑、委員会付託..... | 24 |
| 請願・陳情について..... | 31 |
| 散会の宣告..... | 31 |

第2号（3月7日）

| | |
|------------------|----|
| 議事日程..... | 33 |
| 本日の会議に付した事件..... | 33 |

| | |
|---|-----|
| 出席議員..... | 3 3 |
| 欠席議員..... | 3 4 |
| 地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名..... | 3 4 |
| 事務局職員出席者..... | 3 4 |
| 開議の宣告..... | 3 5 |
| 議事日程の報告..... | 3 5 |
| 報告第 4 2 号～報告第 4 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決..... | 3 5 |
| 議案第 1 6 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決..... | 3 8 |
| 議案第 1 6 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決..... | 3 9 |
| 議案第 1 6 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決..... | 4 5 |
| 議案第 1 6 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決..... | 4 6 |
| 議案第 1 7 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決..... | 4 7 |
| 議案第 1 7 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決..... | 5 0 |
| 議案第 1 7 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決..... | 5 1 |
| 議案第 1 7 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決..... | 5 2 |
| 議案第 1 7 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決..... | 6 0 |
| 議案第 1 7 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決..... | 6 1 |
| 議案第 1 7 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決..... | 6 2 |
| 議案第 1 7 9 号、議案第 1 8 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決..... | 6 3 |
| 休会について..... | 6 5 |
| 散会の宣告..... | 6 5 |

第 3 号 (3 月 1 6 日)

| | |
|---|-----|
| 議事日程..... | 6 7 |
| 本日の会議に付した事件..... | 6 7 |
| 出席議員..... | 6 7 |
| 欠席議員..... | 6 7 |
| 地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名..... | 6 7 |
| 事務局職員出席者..... | 6 7 |
| 開議の宣告..... | 6 9 |
| 一般質問..... | 6 9 |
| 円 谷 寛 君..... | 6 9 |
| 渡 辺 定 己 君..... | 8 5 |

| | |
|----------------|-------|
| 今 駒 隆 幸 君..... | 9 3 |
| 木 原 秀 男 君..... | 1 0 7 |
| 根 本 重 郎 君..... | 1 1 7 |
| 散会の宣告..... | 1 2 7 |

第 4 号 (3 月 1 7 日)

| | |
|---|-------|
| 議事日程..... | 1 2 9 |
| 本日の会議に付した事件..... | 1 2 9 |
| 出席議員..... | 1 3 0 |
| 欠席議員..... | 1 3 0 |
| 地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名..... | 1 3 0 |
| 事務局職員出席者..... | 1 3 0 |
| 開議の宣告..... | 1 3 1 |
| 一般質問..... | 1 3 1 |
| 柳 沼 俊 行 君..... | 1 3 1 |
| 今 泉 文 克 君..... | 1 4 5 |
| 議案第 1 6 0 号～議案第 1 6 3 号の委員長報告、質疑、討論、採決..... | 1 6 1 |
| 議案第 1 6 4 号の委員長報告、質疑、討論、採決..... | 1 6 5 |
| 議案第 1 6 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決..... | 1 6 7 |
| 議案第 1 7 1 号、議案第 1 7 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決..... | 1 6 8 |
| 予算審査特別委員長報告（平成 1 8 年度鏡石町各会計予算について）及び報告 に対する質疑、討論、採決..... | 1 7 0 |
| 常任委員長報告（請願・陳情について）及び報告に対する質疑、討論、採決..... | 1 7 8 |
| 議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について..... | 1 8 1 |
| 議事日程の追加..... | 1 8 1 |
| 意見書案第 4 0 号、意見書案第 4 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決..... | 1 8 2 |
| 意見書案第 4 2 号～意見書案第 4 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決..... | 1 8 4 |
| 閉議の宣告..... | 1 8 6 |
| 町長あいさつ..... | 1 8 7 |
| 閉会の宣告..... | 1 8 7 |
| 署名議員..... | 1 8 9 |

鏡石町告示第5号

第12回鏡石町議会定例会を次のとおり招集する。

平成18年2月27日

鏡石町長 木 賊 政 雄

1 期 日 平成18年3月6日

2 場 所 鏡石町役場議会議場

応招・不応招議員

応招議員（14名）

| | | | |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番 | 仲沼義春君 | 2番 | 渡辺定己君 |
| 3番 | 今駒隆幸君 | 4番 | 根本重郎君 |
| 5番 | 大河原正雄君 | 6番 | 柳沼俊行君 |
| 7番 | 今泉文克君 | 8番 | 木原秀男君 |
| 9番 | 菊地栄助君 | 10番 | 小貫良巳君 |
| 11番 | 藤島一郎君 | 12番 | 円谷寛君 |
| 13番 | 円谷寅三郎君 | 14番 | 森尾吉郎君 |

不応招議員（なし）

平成18年第12回鏡石町議会定例会会議録

議事日程(第1号)

平成18年3月6日(月)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 町長の説明
- 日程第 4 議案第160号 鏡石町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について
- 日程第 5 議案第161号 鏡石町国民保護協議会条例の制定について
- 日程第 6 議案第162号 鏡石町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について
- 日程第 7 議案第163号 鏡石町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第164号 岩瀬地方町村障害程度区分等審査会の設置に関する協議について
- 日程第 9 議案第181号 平成18年度鏡石町一般会計予算
- 日程第10 議案第182号 平成18年度鏡石町国民健康保険特別会計予算
- 日程第11 議案第183号 平成18年度鏡石町老人保健特別会計予算
- 日程第12 議案第184号 平成18年度鏡石町介護保険特別会計予算
- 日程第13 議案第185号 平成18年度鏡石町土地取得事業特別会計予算
- 日程第14 議案第186号 平成18年度鏡石町工業団地事業特別会計予算
- 日程第15 議案第187号 平成18年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計予算
- 日程第16 議案第188号 平成18年度鏡石町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第17 議案第189号 平成18年度鏡石町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第18 議案第190号 平成18年度鏡石町育英資金貸付費特別会計予算
- 日程第19 議案第191号 平成18年度鏡石町上水道事業会計予算
- 日程第20 請願・陳情について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14名）

| | | | |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 1番 | 仲 沼 義 春 君 | 2番 | 渡 辺 定 己 君 |
| 3番 | 今 駒 隆 幸 君 | 4番 | 根 本 重 郎 君 |
| 5番 | 大河原 正 雄 君 | 6番 | 柳 沼 俊 行 君 |
| 7番 | 今 泉 文 克 君 | 8番 | 木 原 秀 男 君 |
| 9番 | 菊 地 栄 助 君 | 10番 | 小 貫 良 巳 君 |
| 11番 | 藤 島 一 郎 君 | 12番 | 円 谷 寛 君 |
| 13番 | 円 谷 寅三郎 君 | 14番 | 森 尾 吉 郎 君 |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|-------------|-----------|---------------------|-----------|
| 町 長 | 木 賊 政 雄 君 | 助 役 | 正 木 正 秋 君 |
| 収 入 役 | 大河原 直 博 君 | 総務課参事兼 課 長 | 円 谷 光 行 君 |
| 税務町民課長 | 角 田 勝 君 | 健康福祉課長 | 遠 藤 栄 作 君 |
| 産 業 課 長 | 小 林 政 次 君 | 都市建設課長 | 椎 野 優 偉 君 |
| 上下水道課長 | 黒 津 政 美 君 | 教 育 長 | 斎 田 一 男 君 |
| 教 育 課 長 | 今 泉 保 行 君 | 出 納 室 長 | 八 巻 司 君 |
| 教 育 委 員 会 長 | 稲 田 耕 作 君 | 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長 | 曾 根 巧 君 |
| 教 委 員 会 長 | 會 田 栄 夫 君 | 監 査 委 員 | 荻 原 文 博 君 |
| 農 業 委 員 会 長 | | | |

事務局職員出席者

| | | | |
|-------------|-------|---------|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 面 川 武 | 主 任 主 査 | 大河原 久美子 |
|-------------|-------|---------|---------|

開会 午前10時00分

開会の宣告

議長（菊地栄助君） おはようございます。

ただいまから第12回鏡石町議会定例会を開会いたします。

表彰状伝達

議長（菊地栄助君） ここで、会議に先立ち全国町村議会議長会から、森尾吉郎君が特別表彰として表彰されておりますので、その伝達を行いますので、ご了承ください。

〔表彰状伝達〕（拍手）

開議の宣告

議長（菊地栄助君） 直ちに本日の会議を開きます。

会議規則第2条による欠席の届出者は皆無であります。

議会運営委員長報告

議長（菊地栄助君） 初めに、定例会の運営について、議会運営委員長から報告を求めます。

4番、根本重郎君。

〔議会運営委員長 根本重郎君 登壇〕

4番（議会運営委員長 根本重郎君） おはようございます。

〔以下、「会期予定表」により報告する。〕

諸般の報告

議長（菊地栄助君） 次に、諸般の報告を求めます。

閉会中の議会庶務報告については、お手元に配付の報告書によりご了承願います。

次に、例月出納検査の報告を求めます。

監査委員、荻原文博君。

〔監査委員 荻原文博君 登壇〕

監査委員（荻原文博君） 皆さん、おはようございます。

11月分、12月分、1月分の例月出納検査報告を申し上げます。

まず、11月分例月出納検査報告について。

1、検査の対象、平成17年11月分、一般会計、上水道事業会計、国民健康保険特別会計ほか8特別会計、各基金、歳入歳出外現金、以上の現金、預金等の出納保管状況。

2、実施年月日、平成17年12月22日木曜日、午前9時55分から午前11時20分。

3、実施場所、議会会議室。

4、出席者職氏名、収入役、出納室長、上下水道課長ほか3名。

5、検査の手續、検査の対象となった各会計、各基金及び歳入歳出外現金の出納事務について、計数は正確か、現金、預金の保管状況は適正かに主眼を置き、それぞれ関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査手續を実施した。

6、検査の結果、検査調書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により計数審査を行い、平成17年11月末日現在における各金融機関提出の預金等残高証明書を照合した結果、各会計、各基金及び歳入歳出外現金とも計数上の誤りは認められなかった。

続いて、12月分例月出納検査報告について申し上げます。

例月出納検査報告書。

1、検査の対象、平成17年12月分、一般会計、上水道事業会計、国民健康保険特別会計ほか8特別会計、各基金、歳入歳出外現金、以上の現金、預金等の出納保管状況。

2、検査実施年月日、平成18年1月25日、水曜日午前10時より午前11時22分。

3、実施場所、議会会議室。

4、出席者職氏名、収入役、出納室長、上下水道課長ほか3名。

5、検査の手續、検査の対象となった各会計、各基金及び歳入歳出外現金の出納事務について、計数は正確か、現金、預金の保管状況は適正かに主眼を置き、それぞれ関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査手續を実施した。

6、検査の結果、検査調書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により計数審査を行い、平成17年12月末日現在における各金融機関提出の預金等残高証明書を照合した結果、各会計、各基金及び歳入歳出外現金とも計数上の誤りは認められなかった。

最後に、1月分例月出納検査報告を申し上げます。

例月出納検査報告書。

1、検査の対象、平成18年1月分、一般会計、上水道事業会計、国民健康保険特別会計ほか8特別会計、各基金、歳入歳出外現金、以上の現金、預金等の出納保管状況。

2、実施年月日、平成18年2月24日金曜日、午前9時58分から午前11時23分。

3、実施場所、議会会議室。

4、出席者職氏名、収入役、出納室長、上下水道課長ほか3名。

5、検査の手續、検査の対象となった各会計、各基金及び歳入歳出外現金の出納事務について、計数は正確か、現金、預金の保管状況は適正かに主眼を置き、それぞれ関係帳簿、証書等の照合、その他通常実施すべき検査手續を実施した。

6、検査の結果、検査調書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により計数審査を行い、平成

18年1月末日現在における各金融機関提出の預金等残高証明書を照合した結果、各会計、各基金及び歳入歳出外現金とも計数上の誤りは認められなかった。

以上です。

議長（菊地栄助君） 次に、事務組合議会の報告を求めます。

初めに、須賀川地方広域消防組合議会議員、5番、大河原正雄君。

〔須賀川地方広域消防組合議会議員 大河原正雄君 登壇〕

5番（須賀川地方広域消防組合議会議員 大河原正雄君） 皆さん、おはようございます。

平成18年2月23日に開催されました須賀川地方広域消防組合議会定例会について、報告をいたします。

議案第1号 須賀川地方広域消防組合副管理者の選任同意につきましては、石川町長、西牧立博氏が同意されました。

議案第2号 須賀川地方広域消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例及び議案第3号 福島県市町村総合事務組合規約の変更については、いずれも原案のとおり可決されました。

議案第4号 平成17年度須賀川地方広域消防組合一般会計補正予算（第1号）については、2,699万2,000円を減額し、歳入歳出の総額がそれぞれ18億9,907万円と決しました。

議案第5号 平成18年度須賀川地方広域消防組合一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ22億3,614万8,000円と決しました。

なお、詳しくは別紙報告書のとおりであります。

以上で報告を終わります。

議長（菊地栄助君） 次に、須賀川地方保健環境組合議会議員、2番、渡辺定己君。

〔須賀川地方保健環境組合議会議員 渡辺定己君 登壇〕

2番（須賀川地方保健環境組合議会議員 渡辺定己君） おはようございます。

私から、2月23日午後1時半より開催されました須賀川地方保健環境組合議会定例会の報告をいたします。

議事日程第1、会期の決定は1日限りとする。

日程第2、会議録署名議員は、1番、森議員、2番、鈴木議員、4番、宗方議員が選任されました。

日程第3、報告第1号 専決処分の報告についてであります。5件の専決処分の報告があり、報告のとおり承認いたしました。

日程第4、議案第1号 平成18年度須賀川地方保健環境組合一般会計予算についてでございますが、説明後、原案のとおり可決いたしました。

日程第5、須賀川地方保健環境組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条

例についてであります。説明後、原案のとおり可決いたしました。

日程第6、議案第3号 福島県市町村総合事務組合契約の変更についてであります。原案のとおり可決いたしました。

詳細については、お手元に配付の資料のとおりであります。

以上で報告を終わります。

議長（菊地栄助君） 次に、県中地域水道用水供給企業団組合議会議員、1番、仲沼義春君。

〔県中地域水道用水供給企業団組合議会議員 仲沼義春君 登壇〕

1番（県中地域水道用水供給企業団組合議会議員 仲沼義春君） おはようございます。

それでは、報告いたします。

平成18年第1回県中地域水道用水供給企業団の議会定例会のご報告を申し上げます。

18年2月17日午前11時より開議いたしました。

日程第1、会議録署名議員の指名。

日程第2、会期の決定は1日限りです。

日程第3、諸般の報告がありました。

日程第4、報告第1号 専決処分の報告についてから、日程第11までは同じ専決処分でございます。いずれも報告のとおり承認されました。

日程第12、議案の上程及び提案理由の説明が行われました。

日程第13、議案第1号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

日程第14、議案第2号 平成17年度県中地域水道用水供給企業団水道用水供給事業会計補正予算についてであります。原案のとおり可決いたしました。

日程第15、議案第3号 平成18年度県中地域水道用水供給企業団水道用水供給事業会計予算についても、原案のとおり可決いたしました。

日程第16、議案第4号 県中地域水道用水供給企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についても、原案のとおり可決いたしました。

日程第17、発議第1号 専決事項の指定についての一部改正についても、原案のとおり可決いたしました。

以上、詳細は報告書のとおりであります。よろしくお願いたします。

議長（菊地栄助君） 郡山地方広域市町村圏組合議会報告については、お手元に配付の報告書によりご了承願います。

次に、請願・陳情の処理経過報告について。

地方自治法第125条の規定により、平成17年度における請願・陳情についての処理経過報告を求めます。

総務課長。

〔総務課参事兼課長 円谷光行君 登壇〕

総務課参事兼課長（円谷光行君） 皆さん、おはようございます。

平成17年度中における請願・陳情についての処理状況報告をいたします。

陳情第34号、件名は、子育て支援のため小学校児童へのバス代補助の拡充を求める陳情。

提出者、成田行政区長、関根力榮。処理状況、バス代補助の拡充については、現時点では困難と考えており、子育て支援との関連については、その他支援事業の充実等により対応する。

また、バス路線の確保については、関係機関と協議しながら対策を講じる。

以上のとおり報告いたします。

議長（菊地栄助君） 以上をもって諸般の報告を終わります。

招集者あいさつ

議長（菊地栄助君） 本定例会に当たり、町長からあいさつがあります。

町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） おはようございます。

一言ごあいさつ申し上げます。

厳しい寒さもようやく和らぎ、春の息吹が感じられる今日、ここに第12回鏡石町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には公私ともお忙しいところをご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。厚く御礼を申し上げる次第であります。

今定例会につきましては、専決処分6件、新条例制定5件、条例改正及び廃止9件、訴えの提起1件、平成17年度各会計補正予算6件、平成18年度各会計予算11件、合わせまして38件を提案するものであります。何とぞよろしくご審議をいただきまして、議決を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりごあいさつといたします。

議事日程の報告

議長（菊地栄助君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

よろしくようお願い申し上げます。

会議録署名議員の指名

議長（菊地栄助君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、7番、今泉文克君、8番、木原秀男君、10番、小貫良巳君を指名いたします。

会期の決定

議長（菊地栄助君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月17日までの12日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は12日間と決しました。

町長の説明

議長（菊地栄助君） 日程第3、町長の説明を求めます。

町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） 本日、ここに第12回鏡石町議会定例会の開会に当たり、町政運営に当たっての所信の一端を申し述べるとともに、提出いたしました議案の概要について説明申し上げます。

議員各位並びに町民の皆様の一層のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

私は、平成6年6月に町長に就任以来、町民各位から寄せられた信頼と期待にこたえるため、3期11年余、不偏不党、公平無私の立場を堅持し、町民と対話の合作の町づくりで、美しい町を理念に、5つの柱を機軸に、生活福祉向上のため全力を傾注し、町政執行に努めてまいりました。

この間、厳しい状況の中ではございましたが、議会を初め町民各位のご支援、ご協力によりまして、町政が確実に進展してまいりましたことは、まことにご同慶にたえないところであり、心から厚く御礼を申し上げます。

現在の地方自治を取り巻く情勢は、ますます厳しくなるばかりであり、まさに自治の危機と言っても過言ではないと思います。

この難局を乗り越え、鏡石町のさらなる発展と輝かしい未来の礎を築いていくために、全力を傾注して取り組んでまいる考えであります。

内閣府は、2月22日の月例経済報告で、我が国経済における景気の基調判断を「回復している」と示されました。

失業率など雇用情勢が改善していることや、好調な個人消費を背景に生産が伸びているほか、輸出も順調に推移していること。また、昨年10月から12月期の実質国内総生産（G D

P) が年率換算で5%を上回る高い成長率を示し、民間設備投資などの内需と輸出がバランスよく増加していることなどが要因とされています。

経済の先行きについては、企業部門の好調さが家計部門に波及しており、国内民間需要に支えられた景気回復が続くと見込まれる一方、原油価格の動向が内外経済に与える影響等には留意する必要があると報告されました。

第20回冬季五輪トリノ大会は、先月27日早朝、トリノオリンピック競技場で華やかにフィナーレを迎え、7競技84種目で17日間にわたって開催された大会の幕が閉じられました。史上最多の84カ国の選手約2,500人が参加した大会は、テロ事件の心配をよそに無事平穩に終わり、五輪旗は2010年に冬季大会が開催されるカナダ・バンクーバー市へと引き継がれました。

日本の有力選手が総崩れの中、後半戦に入って荒川静香選手が、日本フィギュアスケート史上初の金メダルに輝き、「メダルゼロ」の危機を救った喜びと感動が日本中で沸き上がりました。トリノ冬季五輪では成績は振るわなかったものの、全力を尽くして戦った日本選手団に心からねぎらいの言葉を申し上げます。

昨年夏の猛暑は、記憶に新しいところですが、この猛暑による日本海の多量の水蒸気上昇が、今年冬の記録的な大雪となったところでもあります。この「平成の豪雪」と名づけられました災害は、道路の寸断、集落の孤立、地滑りや家屋の倒壊をもたらし、死者132名を超える戦後2番目の大雪災害となりました。

福島県では、1月24日雪崩発生の危険性が高まった金山町2地区の除雪作業について、昭和56年以来25年ぶりとなる陸上自衛隊へ協力要請をし、除雪・屋根の雪下ろしなど懸命な作業が行われました。

雪害に悩む会津地方のために「雪害防止集中除排雪作戦」に、県から各町村へ要請があり、直ちに鏡石町からも職員2名を派遣し、1月28日に3メートルを越す積雪の金山町で道路等の除排雪のボランティア活動に参加してまいりました。日々暖かくなる季節を迎えて、雪解けによる事故・雪崩等がこれ以上発生しないよう願うものであります。

次に、今年1月以降の町の出来事について申し上げます。

鏡石町は、平成16年度において犯罪発生率が、県内町の部でワーストワンという大変不名誉な記録を受けたところではありますが、平成17年1月から緊急防犯対策会議として、町防犯協会、地域安全活動推進員、須賀川地区防犯指導隊鏡石分隊が一体となって、違法チラシの撤去活動、商店街等における防犯啓発活動、さらには青色回転灯を装備した車両によるパトロール活動を積極的に実施した結果、犯罪発生件数は平成16年の232件と比較して、平成17年は144件と88件の大幅な減少を記録することができました。このことは、関係各位のご協力とご努力によるものであります。

特に、犯罪発生件数に占める比率が高くなっていた自転車盗難、車上ねらいについては4割以上減少しており、防犯パトロールの効果が如実にあらわれた結果と考えられます。

しかしながら、地域一体の取り組みにより、ここまで減少させたとはいえ、犯罪発生率はいまだに県内では高い比率であり、また、空き巣、忍び込みなど一歩間違えれば強盗事件などの凶悪犯罪につながる危険な犯罪も散発しており、今後も、町民一人一人が「自分の命は自分で守り、そして自分たちの地域は自らの手で守る」という自主防災意識を高めるため啓発活動を展開してまいります。

東北吹奏楽連盟などが主催する全日本アンサンブルコンテスト第33回東北大会が、2月12日に須賀川市文化センターで開催され、県代表として出場した鏡石中学校チームが、日ごろの練習の成果を発揮し、見事金賞を受賞しました。今年度は全国規模のポスター、作文等のコンクールでも入賞を果たすなど、スポーツはもとより、芸術・文化面での活躍においても、素晴らしい成果を残しました。今後も文武両道において、ますます活躍されることを期待しております。

次に、2月末までの主要事業の執行状況について報告いたします。

都市基盤の整備に向けた地方道路交付金事業の高久田一貫線道路整備につきましては、工事着工後順調に進捗しており、3月下旬完了の予定であります。地方特定道路整備事業の鏡田499号線道路改良事業は、昨年12月議会において、工事費等予算組み替えの議決をいただき、1月上旬に工事着手したところですが、順調に推移し、3月下旬完了の予定であります。

また、生活関連簡易舗装工事や用排水路補修工事につきましても、地域住民の生活の利便性を図るため、継続的に施工してまいりました。

さらに、鏡石駅東第1土地区画整理事業の再検討案調査事業につきましては、去る1月の全員協議会において見直し案をご説明したところでございますが、現在、地権者の合意形成を図るべく準備をしているところでございます。

国道4号線鏡石拡幅事業につきましては、郡山国道事務所における拡幅事業計画に当たって、広く地域住民の意見を取り入れた道づくりを行うため、いわゆるP I（パブリック・インボルブメント）と言われる手法による会議を進めており、当町におきましても先般、各種団体・有識者による鏡石拡幅事業検討委員会が組織され、第1回委員会が2月1日に勤労青少年ホームで開催されたところでございます。

委員会は、地域住民にとって使いやすく親しみやすい道路の実現を図るため意見を聞くためのもので、今月24日にも交通弱者へ配慮したバリアフリー、だれでも使いやすいユニバーサルデザイン等について検討がなされます。

町といたしましても、町づくりの一環として利用されやすい便利な道づくりに努力をしてまいります。

都市機能の整備としての生活環境の向上に向けた下水道整備につきましては、平成17年度の主要工事区域でありました鏡沼・桜町地区の管渠築造工事も順調に進捗し、年度内に工事が完了いたします。これらの面整備により年度末における下水道普及率は、おおよそ67%の見込みとなります。

次に、上水道事業関係でございますが、旭町浄水場における配水ポンプの制御盤・計装盤更新工事も完了し、順調に稼働しているところです。

また、石綿セメント管更新事業であります中央、中町地内の配水管布設替工事につきましては、年度内の完了に向け工事が進められております。本事業は、老朽管更新の観点から、今後も計画的に事業を進めてまいります。

さらに、平成16年より見直しが進められてまいりました今出ダムに係る水道用水供給企業団の利水量が、先月の理事会会で確定いたしました。今後は、平成31年の受水時までの期間について、安価で安定した水道水の供給を図るため、上水道事業基本計画の見直しを早急に実施したいと考えております。

成田地区県営ほ場整備事業による秋期工事については、県中農林事務所において、昨年12月末に着手されたところであり、面工事においては県道須賀川矢吹線バイパス予定地周辺の区画整理工と10.2ヘクタールを施工中で、この工事が完了すれば、面工事実施面積が160ヘクタールの面工事進捗率は97%となり、ほぼ面工事は完了となります。

地域産業の発展と安定した就労機会の増大を図るため、南部第1工業団地の未分譲地区1区画9,746平米への企業誘致を積極的に行っております。今のところ、大手物流会社等の数社から問い合わせがあり、町の優位性をPRするなど積極的な誘致活動を展開している状況であります。

また、昨年9月に同団地内にオープンいたしましたイオンスーパーセンター鏡石店につきましては、近隣市町村に類似施設がオープンしたものの、順調に売上を伸ばしており、安定した雇用の確保にご貢献をいただいているところであります。

今年度より中心商店街の空洞化対策として、1年間の家賃の半額を補助する空き店舗対策事業を新規事業として取り組んでいるところであり、現在まで申請がありました空き店舗へ新規開店した2店舗に対し、補助金を交付決定したところです。今後も商業活性化のため諸施策に努力をしているところであります。

健康福祉事業につきましては、今月をもって3カ年を1期とする第2期介護保険事業が終了することになりますが、1月現在の介護認定者数は、計画の32%を上回る352名となっています。また、保険給付費においては、12月補正後の給付予算額を実績見込みと仮定しますと、第2期の3カ年の計画給付費総額を9,700万円上回る13億4,000万円と見込まれ、計画の7.8%を上回る給付実績になると予想されます。

このような状況から、4月からスタートする第3期介護保険では、65歳以上の保険料である第1号被保険者の保険料は基準となる第4段階の保険料で、月額にして1,081円、年額において1万3,000円アップの保険料等の改正を今定例会に提出したところであります。

また、4月から始まる第3期介護保険事業では、介護予防を重視した制度となりますが、その中心的な役割を担うこととなる地域包括支援センターについては、現在その体制等の準備を進めているところです。

同時に、この4月から障害者のための自立支援法が施行されますが、この制度は平成15年度からの支援費制度にかわる制度であることから、介護保険制度の改正とあわせ、両制度の理解と周知を図るため、広報紙等を通じ周知を図ってまいりたいと思います。

次に、保健事業であります。今年も県内においてインフルエンザの流行が見られています。我が町でも65歳以上の高齢者を対象としましたインフルエンザの予防接種事業を平成13年度から行ってきましたが、その予防接種率が高まり、本年度においては12月の増額補正により、高齢者の約6割にわたる1,500余名の方が接種を受けられており、高齢者の積極的な予防接種によって、インフルエンザによる重症化の予防と集団感染の予防に大きな効果を果たしているものと思われま。

義務教育関係では、各学校は第3学期も終盤に入り、本年度のまとめと次年度に向けた計画づくりを進めております。

また、特色ある学校づくり推進事業、国際理解教育事業、情報化教育推進事業、幼稚園預かり保育事業などの重点事業を計画的に展開してきたところであります。

第一小学校体育館改築事業につきましては、平成18年度の国庫補助金の率より有利であるため、平成17年度補正予算の繰越明許費で対応することとし、このたび関連議案を提出いたしました。

生涯学習の推進につきましては、社会教育・社会体育団体支援事業として、体育協会並びに生涯学習文化協会と連携し、自発的・自主的な活動の環境整備を支援してきたところであります。いきいき学級、ジョイフルライフ講座、アドベンチャークラブなどの各種講座も計画的に運営し、それぞれ無事閉講することができました。

また、図書館の運営につきましては、町民に親しまれる図書館を目指し、サービスの向上に努めるとともに、子ども映画会、造形教室、読み聞かせ会、人形劇など学校週5日制に対応した事業にも取り組んできたところであります。

次に、平成18年度の予算編成について申し上げます。

5年目となる第4次総合計画の基本理念である、「共に生き 共につくる 牧場の朝のまち 鏡石」の実現に向け、「快適空間づくり」「元気づくり」「活力づくり」「人づくり」「地域づくり」の5つの柱を基軸に、各種事業の重点的かつ効果的な配分に努め、一般会計

予算の総額では39億6,000万円と、前年度に比べ0.5%、2,000万円の減額予算となりました。

国は、構造改革によって国の関与を縮小し、地方の権限と責任を大幅に拡大するという方針のもと、国庫補助金の削減、地方交付税の制度見直し、国から地方への税源移譲を含む税源配分のあり方を三位一体改革として、児童扶養手当・児童手当の制度改正が行われ、国から地方への負担転嫁等により地方財政は大変厳しい状況にあります。

このように、これまでにない厳しい状況のもと、財政の運営に当たっては、平成15年3月に策定した第2次行政改革大綱を踏まえ、行財政改革の推進を柱として、税収のさらなる確保、受益者負担の適正化等の財源確保に努める一方、各種施策の優先順位について徹底した選択を行い、予算の計画的・重点的な配分に徹し、経済動向に即応した機動的、弾力的な運営にも配慮したところであります。

歳入面については、地域経済は回復傾向にあるものの、町税の伸びは余り見込めない状況にあり、さらに地方交付税については前述の三位一体改革の中で、昨年に引き続き削減が予想されており、平成18年度においては自主財源の確保がそれほど期待できず、将来の財政負担を考慮し、適正な起債枠を確保しながら、基金取り崩しなどの措置を講じることにより財源を確保したところであります。

一方、歳出面においては、行財政改革実施計画により、徹底した事務事業の見直しを初め、第4次総合計画の確実かつ着実な推進を図るべく配慮したところであります。

主な事業については、これまで重点事業として取り組んできた成田地区ほ場整備事業を初め、公共下水道事業、地方道路整備臨時交付金事業、高久田一貫線・鏡石工区完工予定など、鏡石町の将来を見据えた基盤づくりと義務教育施設整備に向けた第一小学校体育館改築推進事業、生活関連道路・排水路整備事業を計画したところであります。

ソフト事業としては、今年で第5回目となる「牧場の朝 YOSAKOI祭」や「オランダ祭」・「あやめ祭り」、「第2回鏡石駅伝・ロードレース大会」の支援、さらに町の将来を担う人材育成と国際化に向けた「海外文化学習事業」や「児童園児国際化推進事業」を推進してまいります。

また、福祉事業の充実を図るため、地域包括支援センターの開設、障害者計画及び障害者福祉計画の策定、さらに働く若い世帯への子育て支援策として、児童手当支給年齢の小学6年生までの拡大、放課後児童クラブ・つどいの広場の開設ほか幼稚園、保育所における延長保育、やすらぎとうるおいのあるまちづくりのための「フローラのまちづくり」などに取り組む予定であります。

このほか、安定した自主財源確保のためにも企業誘致活動に積極的に取り組んでいく考えであります。

なお、第4次総合計画の中間年次に当たることから、これまでの事務事業を検証し、後期

の実施計画に反映させ、本町の置かれている地域特性と優位性を最大限に生かした町づくりを着実に進めるため、所要の予算措置を行ったところであります。

平成18年度の各会計の予算額を申し上げますと、一般会計予算39億6,000万円、国民健康保険特別会計予算11億3,340万2,000円、老人保健特別会計予算10億1,758万4,000円、介護保険特別会計予算5億6,609万1,000円、土地取得事業特別会計予算5,553万円、工業団地事業特別会計予算5,510万6,000円、鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計予算2,681万4,000円、公共下水道事業特別会計予算4億8,100万円、農業集落排水事業特別会計予算6,500万円、育英資金貸付費特別会計予算1,308万3,000円、以上の10会計の予算総額は73億7,361万円で、前年比1.2%の減額予算であります。

一般会計予算の前年比では0.5%減額予算であり、上水道事業会計予算3億3,741万7,000円を含めた全会計の合計予算額は、77億1,102万7,000円で1.3%の減額予算であります。

次に、今定例会に提出いたしました議案の内容について申し上げます。

報告第42号から第47号までの専決につきましては、市町村合併による市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更等について、地方自治法第180条第2項の規定により処分したもので、同条第3項によって承認をお願いするものであります。

議案第160号の鏡石町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定につきましては、政令で規定する一定の契約について、長期にわたって契約できる規定を定めるものであります。

議案第161号の鏡石町国民保護協議会条例の制定につきましては、国民保護法の規定に基づき施策を総合的に推進するために、保護協議会設置に関する規定を定めるものであります。

議案第162号の鏡石町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定につきましては、国民保護法の規定に基づき対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置に関する規定を定めるものであります。

議案第163号の鏡石町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の制定につきましては、地方自治法の規定に基づき指定管理者の指定の手續に関する規定を定めるものであります。

議案第164号の岩瀬地方町村障害程度区分等審査会の設置に関する協議につきましては、自立支援法の施行に伴う審査会の共同設置による規約を定めるものであります。

議案第165号の鏡石町敬老年金支給条例を廃止する条例につきましては、年金支給方法の改正により廃止するものであります。

議案第166号の職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、平成17年人事院勧告による新給与体系への移行のための関係規定を改正するものであります。

議案第167号の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

につきましては、岩瀬地方障害者認定審査会共同設置規約の設置に伴う委員報酬等を追加するものであります。

議案第168号の鏡石町集会所の設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、笠石新栄町集会所新築に伴う設置追加するものであります。

議案第169号 鏡石町町営住宅条例の一部改正につきましては、公営住宅法の一部改正により入居者の範囲等の拡大が行われたため関係規定を改正するものであります。

議案第170号の鏡石町介護保険条例の一部改正につきましては、介護保険料の改正、市町村特別給付の廃止による関係規定を改正するものであります。

議案第171号の鏡石町老人福祉センター設置及び管理に関する条例と、議案第172号の鏡石町屋内ゲートボール場設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、管理委託制度から指定管理者制度対応への規定に改正するものであります。

議案第173号 鏡石町公民館条例の一部改正につきましては、仁井田公民館を削除するものであります。

議案第174号の訴えの提起につきましては、鏡石町町営住宅入居者に対し、町営住宅の明け渡し、滞納家賃等の支払い等の訴訟を求めるものであります。

次に、議案第175号の平成17年度鏡石町一般会計補正予算の主な歳出につきましては、土木費912万9,000円を減額し、総務費3,258万2,000円、民生費615万円、労働費921万3,000円、農林水産業費536万4,000円、鏡石一小体育館改築に係る教育費3億6,589万1,000円を増額する補正であります。

主な歳入につきましては、地方交付税5,800万円、分担金280万円、公立学校施設国庫補助金1億2,646万1,000円、町債2億3,210万円を増額し、基金繰入金1,212万3,000円を減額する補正であります。

以上により、一般会計の補正予算の総額4億1,000万円を増額し、その結果、本年度予算の累計額は45億2,477万4,000円となりました。

次に、主な特別会計補正予算について申し上げます。

まず、介護保険特別会計は、事業費の組み替え、公共下水道特別会計は、流域下水道維持管理負担金の減額予算を計上、育英資金特別会計は新規貸付者貸付金の減額予算を計上、上水道事業会計は、配水管布設工事費等の減額予算を計上いたしました。

以上、今定例会に当たりまして、町政運営と提案いたしました議案の概要についてご説明申し上げます。

何とぞよろしくご審議をいただき、議決賜りますようお願いを申し上げます。

議案第160号の上程、説明、質疑、委員会付託

議長（菊地栄助君） 日程第4、議案第160号 鏡石町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定についての件を議題といたします。

局長の議案朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課参事兼課長 円谷光行君 登壇〕

総務課参事兼課長（円谷光行君） ただいま上程いたしました議案第160号 鏡石町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について、提案内容を申し上げます。

第1条には、条例制定の趣旨であります。これは地方自治法234条の3及び地方自治法施行令第167条の17の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約を定める規定であります。

地方自治法第234条の3は、長期契約について規定しているもので、これまでは翌年度以降にわたる電気、ガス、水道、電信電話等の契約のほか不動産を借り入れる契約についても、長期契約を締結することができる規定されていたが、平成16年度の改正で、政令で規定する一定の契約について、単年ごとの契約を繰り返すことなく、長期にわたって契約をすることができることの契約の内容の定めであります。

第2条については、地方自治法施行令第167条の17の規定に基づき、長期継続契約を締結することのできる内容の項目でございます。（1）の庁舎等維持管理機器に関する賃貸契約から、（5）の前各号に掲げるもののほか等についての規定であります。

概要のみを申し上げます。

附則、この条例は平成18年4月1日から施行する。

以上、説明いたしました。ご審議をいただき、議決賜りますようお願いいたします。

議長（菊地栄助君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第160号 鏡石町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定についての件は、質疑までとし、会議規則第36条の規定によって、総務文教常任委員会に付託して審議したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第160号 鏡石町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定についての件は、総務文教常任委員会に付託することに決しました。

議案第161号、議案第162号の上程、説明、質疑、委員会付託
議長（菊地栄助君） 日程第5、議案第161号 鏡石町国民保護協議会条例の制定についてから、日程第6、議案第162号 鏡石町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定についてまでの2件を一括議題といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第161号 鏡石町国民保護協議会条例の制定についてから、議案第162号 鏡石町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定についてまでの2件を一括議題とすることに決しました。

局長の議案朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課参事兼課長 円谷光行君 登壇〕

総務課参事兼課長（円谷光行君） ただいま一括上程されました議案第161号と第162号の条例制定について、提案内容を説明いたします。

最初に、議案第161号 鏡石町国民保護協議会条例の制定について申し上げます。

この条例の制定の理由といたしましては、国民保護法第39条で、市町村に係る国民の保護のための措置に関し、広く住民の意見を求め、当該市町村の国民の保護のための措置に関する施策を総合的に推進するため、市町村国民保護協議会を設置するものとなっております。

それでは、条文の概要を申し上げます。

第1条は、国民保護協議会の設置の目的を規定したもので、上位法である武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、これは国民保護法の規定に基づき、協議会の組織運営について規定するものとしています。

第2条は、委員及び専門委員の定数及び解任時期の規定であります。

なお、国民保護法の第40条には、会長は市町村長をもって当たると規定されております。

第3条は、会長の職務代理の規定であります。

第4条の会議の規定は、保護協議会の招集と会議の運営方法について規定したものであります。

第5条の幹事の規定は、協議会に幹事を置き、協議会に提出する事項について審議することとしています。また、2項、3項については、幹事の任命及びその職務について規定した

ものであります。

第6条の部会の規定は、協議会の必要に応じて部会を置くことができる規定と、2項、3項及び4項については、部会の委員の指名及び部会長等について規定したものであります。

第7条の雑則の規定は、前各号に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が協議会に図って定めると。

附則、この条例は交付の日から施行するとなっております。

次に、17ページをお願いします。

議案第162号 鏡石町国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部条例の制定についてであります。

第1条にその制定の目的と趣旨等が書いてありますので、その概要は上位法である武力攻撃事態における国民の保護のための措置に関する法律第27条の規定に基づき、町国民保護対策本部を設置しなければならないとされており、さらに武力攻撃事態等における我が町の平和と独立並びに国民及び国民の安全を確保に関する法律事態対処法の規定に基づき、緊急事態対策本部を設置する際の組織等に関する規定を定めたものであります。

第2条の規定であります。これは町国民保護対策本部の組織及びその任命について規定しております。これが2項から5項までございます。

第3条の会議の規定につきましては、鏡石町国民保護対策本部の会議の招集及び運営についての規定をし、第2項では国の職員その他の職員以外のものを会議に出席させ、意見を求めることができる旨の規定でございます。

第4条の班の規定につきましては、必要に応じ鏡石町国民保護対策本部に班を置くことができる旨を規定したものであり、2項以降につきましては、班員の指名及び業務について規定しております。

第5条の現地対策本部の規定は、緊急事態が発生した場合における現地対策本部の組織と、その業務について規定したもので、現地対策本部長、現地対策本部員を置き、本部長が指名するをもって当たることの規定でございます。

第6条の雑則の規定は、前各条に定めるもののほか、国民保護対策本部に関し必要な事項について、本部長が定める旨の規定でございます。

次の19ページには、第7条の準用の規定は、鏡石町緊急処理事態対策本部についての準用規定であります。

附則、この条例は公布の日から施行すると。

以上、議案第161号、第162号の条例制定について説明をいたしました。

ご審議をいただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（菊地栄助君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより2件の一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第161号 鏡石町国民保護協議会条例の制定から、議案第162号 鏡石町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定についての2件については、質疑までとし、会議規則第36条の規定によって、総務文教常任委員会に付託して審議したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第161号 鏡石町国民保護協議会条例の制定についてから、議案第162号 鏡石町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定についての2件は、総務文教常任委員会に付託することに決しました。

議案第163号の上程、説明、質疑、委員会付託

議長（菊地栄助君） 日程第7、議案第163号 鏡石町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の制定についての件を議題といたします。

局長の議案朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課参事兼課長 円谷光行君 登壇〕

総務課参事兼課長（円谷光行君） ただいま上程されました議案第163号 鏡石町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の制定について、提案内容を説明申し上げます。

21ページをお願いします。

第1条については、指定管理者制度を導入する公の施設の指定手續に関する基本的な事項を定めるものの趣旨でございます。

第2条の募集の規定は、公募に対する取り扱いを定めるものであります。（1）の公の施設の概要から（9）までとなっております。

第3条の指定管理者の指定の申請の規定は、指定管理者の指定を受けようとする団体の指定の申請手續を定めたものであります。

第4条の選定方法等の規定は、町長等は前条の規定に基づき、申請等の提出があったときは、次に掲げる指定の基準に照らし、総合的に審査し、最も適当と認める団体を選定する基

準の5項目であります。(1)から(5)となっております。

第5条の公募によらない選定等の規定は、事業効果が明確に期待できると判断するときは、公募を実施せず指定管理者を指定することができる旨を定めた例外規定でございます。

第6条の指定管理者の指定の規定は、指定管理者の指定に当たっては、議会の議決があって指定されるという規定でございます。

第7条の協定の締結については、指定管理者の指定を受けた団体と町等との公の管理に関する協定事項を8項目規定するものであります。ここにあります。

次に、第8条は、事業報告書の作成及び提出ですが、毎年度求め、町が当該施設の管理状況や利用状況の管理実態を把握するための規定でございます。

次に、23ページごらん願います。

第9条の事業報告の聴取等は、指定管理者の職務内容に問題があると認めるときは、速やかに報告の要求や調査を行ったり、必要な場合は業務内容の改善について指示することを規定しております。

第10条の指定の取り消しは、指定管理者が町の指示に従わないときや、管理を継続して行うことが適当でないときは、指定を取り消すかまたは期間を定めて管理業務の全部または一部を提出することができる規定でございます。

第11条は、権利義務の譲渡等の禁止を定めたものでございます。

第12条は、原状回復義務でございます。指定の取り消し、停止を求めたときは、施設の原状回復を指定したものです。

第13条は、損害賠償義務でございます。指定管理者は、故意又は過失により施設の設備や備品などを損傷したときは、町に対して損害を賠償する義務を生ずる規定でございます。

第14条は、個人情報の取り扱いの規定でございます。

指定管理者又は従事者に対し、個人情報の取り扱いについては、町の個人情報保護条例に準ずる旨の規定でございます。

第15条 補則、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。

附則、この条例は公布の日から施行する。

以上説明いたしました。ご審議をいただき、議決を賜りますようお願いいたします。

議長(菊地栄助君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長(菊地栄助君) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第163号 鏡石町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の制定についての件は、質疑までとし、会議規則第36条の規定によって、総務文教常任委員会に付託して審議したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第163号 鏡石町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の制定についての件は、総務文教常任委員会に付託することに決しました。

議案第164号の上程、説明、質疑、委員会付託

議長（菊地栄助君） 日程第8、議案第164号 岩瀬地方町村障害程度区分等審査会の設置に関する協議についての件を議題といたします。

局長の議案朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 遠藤栄作君 登壇〕

健康福祉課長（遠藤栄作君） ただいま上程されました議案第164号 岩瀬地方町村障害程度区分等審査会の設置に関する協議について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案につきましては、4月1日施行の障害者自立支援法に基づく障害者福祉サービスにおける障害者程度区分の認定を行うための市町村審査会を天栄村と共同で設置する規約を定めるものであります。

26ページでありますけれども、規約の名称につきましては、岩瀬地方町村障害程度区分等審査会共同設置規約としまして、条文については全14条となっております。

第1条では、審査会の共同設置の規定。

第2条については、名称の規定。

第3条については、審査会の執務場所の規定。

第4条については、所掌事務の規定。

第5条、組織及び委員の選任方法の規定。

第6条、委員の任期についての規定。

第7条、会長及び副会長の規定。

そして27ページでありますけれども、第8条、会議の規定。

第9条については、負担金の規定。

第10条については、審査会に関する鏡石町の予算の執行の規定。

第11条、決算の場合の措置規定。

第12条、審査会の事務の管理及び執行に関する条例等の規定。

28ページへいきまして、第13条、審査会の委員の身分取扱に関する条例等の規定。

第14条は、補則の規定であります。

そして、附則としまして、この規約については、平成18年4月1日から施行するものです。

以上、提案理由についてご説明を申し上げました。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（菊地栄助君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第164号 岩瀬地方町村障害程度区分等審査会の設置に関する協議についての件は、質疑までとし、会議規則第36条の規定によって、産業厚生常任委員会に付託し、審議したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第164号 岩瀬地方町村障害程度区分等審査会の設置に関する協議についての件は、産業厚生常任委員会に付託することに決しました。

議案第181号～議案第191号の上程、説明、質疑、委員会付託

議長（菊地栄助君） 日程第9、議案第181号 平成18年度鏡石町一般会計予算から日程第19、議案第191号 平成18年度鏡石町上水道事業会計予算までの11件を一括議題といたします。

局長の議案朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

助役。

〔助役 正木正秋君 登壇〕

助役（正木正秋君） ただいま一括上程となりました議案第181号 平成18年度一般会計予算から議案第191号 平成18年度鏡石町上水道事業会計予算までの平成18年度各会計予算11議案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

最初に、議案第181号 平成18年度鏡石町一般会計予算についてご説明いたしますので、一般会計予算書の1ページをごらんくださるようお願いいたします。

第1条では、平成18年度一般会計の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億6,000万円と定めるものでございます。

第2条では、6ページの「第2表 債務負担行為」等で、平成18年度貸付予定分の中小企業制度資金利子補給事業ほか1件の債務負担行為を定めております。

第3条では、「第3表 地方債」のとおり、基盤整備促進事業ほか4件の起債の目的、限度額、利率、償還の方法を定め、第4条では一時借入金の限度額、第5条では歳出予算の流用範囲をそれぞれ定めるものでございます。

歳入歳出予算の概要につきましては、2ページ以降の「第1表 歳入歳出予算」によりご説明いたします。

まず、初めに歳入でございますが、1款町税が13億4,324万6,000円、2款地方譲与税1億8,818万4,000円、3款利子割交付金600万円、4款配当割交付金100万円、5款株式等譲渡所得割交付金30万円、6款地方消費税交付金1億1,500万円、7款自動車取得税交付金3,600万円、8款地方特例交付金3,300万円、9款地方交付税9億8,600万円、10款交通安全対策特別交付金300万円、11款分担金及び負担金5,895万6,000円、12款使用料及び手数料5,965万8,000円、13款国庫支出金1億4,761万1,000円、14款県支出金1億6,478万5,000円、15款財産収入317万7,000円、16款寄附金、存目1,000円、17款繰入金3億9,408万8,000円、18款繰越金が2,000万円、19款諸収入1億649万4,000円、20款町債が2億9,350万円、歳入合計39億6,000万円でございます。

次に、4ページの歳出でございますが、1款議会費9,062万3,000円。2款総務費4億9,331万円、3款民生費8億516万1,000円、4款衛生費が2億6,684万6,000円、5款労働費554万1,000円、6款農林水産業費2億5,235万5,000円、7款商工費8,618万5,000円、8款土木費4億7,678万9,000円、9款消防費1億9,821万3,000円、10款教育費5億3,144万4,000円、11款災害復旧費が4,000円、12款公債費7億4,108万7,000円、14款予備費1,244万2,000円、歳出合計39億6,000万円でございます。

以上、一般会計の概要でございます。

次に、別冊になっております特別会計予算についてご説明いたします。

予算書1ページをお開き願います。

議案第182号 平成18年度鏡石町国民健康保険特別会計予算について、ご説明いたします。

本会計予算は、第1条のとおり歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億3,340万2,000円と定めるものでございます。

第2条では、一時借入金の限度額、第3条では歳出予算の流用の範囲を定めております。

歳入歳出予算の概要につきましては、次のページの「第1表 歳入歳出予算」により説明いたします。

初めに、歳入でございますが、1款国民健康保険税4億4,077万円、3款国庫支出金3億7,757万9,000円、4款療養給付費交付金1億1,359万4,000円、5款県支出金5,934万3,000円、6款共同事業交付金が2,038万円、7款財産収入が8万2,000円、8款繰入金7,800万1,000円、9款繰越金4,314万7,000円、10款諸収入50万6,000円、歳入合計11億3,340万2,000円となっております。

続いて3ページの歳出でございますが、1款総務費1,117万6,000円、2款保険給付費が7億4,730万5,000円、3款老人保健拠出金2億2,805万2,000円、4款介護納付金が9,258万8,000円、5款共同事業拠出金2,240万1,000円、6款保健事業費1,021万7,000円、7款基金積立金8万1,000円、8款諸支出金158万2,000円、9款予備費2,000万円ちょうどでございます。

次に、4ページになりますが、歳出合計11億3,340万2,000円となります。

本会計につきましては、以上でございます。

次は、35ページになります。

議案第183号 平成18年度鏡石町老人保健特別会計予算について、ご説明申し上げます。

本会計予算は、第1条のとおり歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億1,758万4,000円と定めるものでございます。

第2条では、一時借入金の限度額、第3条では歳出予算の流用について定めたものでございます。

歳入歳出予算の概要につきましては、36、37ページの「第1表 歳入歳出予算」によって説明をいたします。

まず、歳入でございますが、1款支払基金交付金5億3,105万5,000円、2款国庫支出金3億2,434万9,000円、3款県支出金8,108万6,000円、4款繰入金8,109万円、5款繰越金、存目1,000円、6款諸収入3,000円、歳入合計10億1,758万4,000円でございます。

次に、歳出でございますが、1款医療諸費10億1,758万1,000円、2款諸支出金3,000円、歳出合計10億1,758万4,000円でございます。

本会計につきましては、以上でございます。

次は、51ページになります。

議案第184号 平成18年度鏡石町介護保険特別会計予算について、ご説明申し上げます。

本会計予算は、第1条のとおり歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億6,609万1,000円と定めるものでございます。

第2条では、一時借入金の限度額、第3条では歳出予算の流用について定めるものでございます。

歳入歳出予算の概要につきましては、次のページからの「第1表 歳入歳出予算」により

ご説明いたします。

1 款保険料 1 億543万1,000円、2 款分担金及び負担金が100万1,000円、3 款国庫支出金 1 億4,131万8,000円、4 款支払基金交付金 1 億6,934万5,000円、5 款県支出金6,984万 3,000円、6 款財産収入、存目1,000円、7 款繰入金が7,914万4,000円、8 款諸収入7,000円、 9 款繰越金、存目1,000円、歳入合計 5 億6,609万1,000円でございます。

歳出につきましては、1 款総務費が1,030万1,000円、2 款保険給付費 5 億4,280万4,000 円、3 款財政安定化基金拠出金60万円ちょうど、5 款地域支援事業費1,000万円ちょうど、 6 款基金積立金2,000円、7 款諸支出金10万3,000円、8 款公債費216万8,000円。

次のページに移りますが、9 款予備費11万3,000円、歳出合計 5 億6,609万1,000円となっ ております。

本会計は以上です。

次は、95ページになります。

議案第185号 平成18年度鏡石町土地取得事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。

本会計は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,553万円と定めるものでございます。

歳入歳出予算の概要につきましては、96、97ページの「第1表 歳入歳出予算」により まして、ご説明申し上げます。

1 款財産収入が 2 万5,000円、2 款繰入金5,550万4,000円、3 款繰越金、存目1,000円、 歳入合計が5,553万円でございます。

歳出、1 款総務費 2 万9,000円、2 款事業費5,549万5,000円、諸支出金、存目1,000円、 4 款予備費5,000円、歳出合計5,553万円でございます。

本会計につきましては、以上でございます。

次は、107ページになります。

議案第186号 平成18年度鏡石町工業団地事業特別会計予算について、ご説明いたします。

本会計予算は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,510万6,000円と定めるもので ございます。

歳入歳出予算の概要につきましては、108、109ページの「第1表 歳入歳出予算」によ りご説明いたします。

1 款財産収入2,000円、2 款繰入金1,000円、3 款諸収入1,000円、4 款繰越金1,000円、 いずれも存目でございます。5 款使用料5,510万1,000円、歳入合計が5,510万6,000円とな っております。

次に、歳出でございますが、1 款総務費1,051万7,000円、2 款事業費4,390万円、4 款予 備費68万9,000円、歳出合計5,510万6,000円でございます。

本会計は、以上となっております。

次は、125ページになります。

議案第187号 平成18年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。

本会計予算は、第1条のとおり歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,681万4,000円と定めるものでございます。

第2条では、「第2表 地方債」のとおり、起債の目的、限度額、利率などを定めております。

歳入歳出予算の概要につきましては、126、127ページの「第1表 歳入歳出予算」により説明いたします。

1款繰入金1,711万2,000円、2款繰越金、存目1,000円、3款国庫支出金550万円、4款諸収入、存目1,000円、5款町債420万円、歳入合計2,681万4,000円でございます。

歳出につきましては、1款事業費1,745万3,000円、2款公債費926万円、3款諸支出金、存目1,000円、4款予備費10万円ちょうど、歳出合計2,681万4,000円でございます。

本会計は以上のとおりとなっております。

次は、143ページでございます。

議案第188号 平成18年度鏡石町公共下水道事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。

第1条では、本会計の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億8,100万円と定めるものでございます。

第2条では、146ページの「第2表 債務負担行為」のとおり、水洗便所利子補給金など2件の債務負担行為を定めるものでございます。

第3条は、「第3表 地方債」のとおり、公共下水道債など3件の起債の目的、限度額、利率などを定め、第4条では、一時借入金の限度額を定めるものでございます。

歳入歳出予算の概要につきましては、次のページの「第1表 歳入歳出予算」によりご説明申し上げます。

1款分担金及び負担金1,797万1,000円、2款使用料及び手数料9,669万5,000円、3款国庫支出金3,500万円、4款県支出金140万円、5款繰入金2億673万1,000円、6款繰越金、存目1,000円、7款諸収入2,000円、8款町債1億2,320万円、歳入合計4億8,100万円でございます。

続いて歳出でございますが、1款総務費6,149万4,000円、2款事業費1億5,306万1,000円、3款公債費2億6,494万1,000円、4款諸支出金、存目1,000円、5款予備費150万3,000円、歳出合計4億8,100万円となっております。

本会計は以上でございます。

次は、165ページになります。

議案第189号 平成18年度鏡石町農業集落排水事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。

本会計予算は、第1条のとおり歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,500万円と定めるものでございます。

第2条では、「第2表 債務負担行為」のとおり2件の債務負担行為を、第3条では、「第3表 地方債」のとおり、起債の目的、限度額、利率などを定めるものでございます。

歳入歳出予算の概要は、次のページの「第1表 歳入歳出予算」により説明いたします。

1款分担金及び負担金10万1,000円、2款使用料及び手数料785万6,000円、4款繰入金4,774万2,000円、5款繰越金、存目1,000円、7款町債930万円、歳入合計6,500万円でございます。

次に、歳出ですが、1款総務費が2,187万5,000円、公債費が4,287万6,000円、4款諸支出金、存目1,000円、5款予備費24万8,000円、歳出合計6,500万円でございます。

本会計は、以上となっております。

次は、183ページになります。

議案第190号 平成18年度鏡石町育英資金貸付費特別会計予算について、ご説明申し上げます。

本会計予算は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,308万3,000円と定めるものでございます。

歳入歳出予算の概要は、次のページの「第1表 歳入歳出予算」により説明いたします。

1款繰入金322万1,000円、2款財産収入、存目1,000円、3款諸収入985万9,000円、4款寄附金、存目1,000円、5款繰越金、同じく存目1,000円、歳入合計1,308万3,000円でございます。

歳出でございますが、1款育英資金貸付金1,308万円、2款基金積立金2,000円、3款諸支出金、存目1,000円、歳出合計1,308万3,000円。

本会計は、以上でございます。

次は、195ページになります。

議案第191号 平成18年度鏡石町上水道事業会計予算について、ご説明を申し上げます。

第2条では、平成18年度の業務予定量を給水戸数4,018戸、年間基礎給水量131万4,000立方メートル、1日平均給水量3,600立方メートルと定めたものでございます。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を2億2,741万1,000円と定めるものでございます。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額のうち収入3,945万円、また支出を1億1,000万6,000円に定めるものでございます。

なお、収支不足額7,055万6,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金などで補てんするものでございます。

次のページの第5条では、石綿セメント管更新事業費として2,920万円の企業債を予定するものでございます。

第6条では、一時借入金の限度額、第7条では、予定支出の各項の金額の流用を定めております。第8条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を、また第9条では、たな卸資産購入限度額を定めるものでございます。

以上、平成18年度の一般会計、そして特別会計、上水道事業会計を合わせ11会計の予算概要についてご説明申し上げました。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明にかえさせていただきます。

議長（菊地栄助君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております平成18年度鏡石町各会計予算については質疑までとし、会議規則第36条の規定によって、予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審議したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員選任については、委員会条例第5条第1項の規定によって、議長において指名したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、予算審査特別委員会委員の選任については、議長において指名することに決しました。

平成18年度各会計予算審査特別委員会の委員に、1番、仲沼義春君、2番、渡辺定己君、3番、今駒隆幸君、4番、根本重郎君、5番、大河原正雄君、6番、柳沼俊行君、7番、今泉文克君、8番、木原秀男君、10番、小貫良巳君、11番、藤島一郎君、12番、円谷寛君、13番、円谷寅三郎君、14番、森尾吉郎君の13名を指名いたします。

ここで、予算審査特別委員会の正副委員長選任のため休議いたします。

休議 午前11時45分

開議 午前11時55分

議長（菊地栄助君） 休議前に引き続き会議を開きます。

予算審査特別委員会の正副委員長が選任されましたので、報告いたします。

平成18年度各会計予算審査特別委員会委員の委員長に渡辺定己君、同副委員長に今泉文克君が選任されました。

請願・陳情について

議長（菊地栄助君） 日程第20、請願・陳情については、会議規則第86条の規定により、別紙文書付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

散会の宣告

議長（菊地栄助君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時56分

平成18年第12回鏡石町議会定例会会議録

議事日程(第2号)

平成18年3月7日(火)午前10時開議

- | | | |
|-------|---------|--------------------------------------|
| 日程第1 | 報告第42号 | 専決処分した事件の承認について |
| 日程第2 | 報告第43号 | 専決処分した事件の承認について |
| 日程第3 | 報告第44号 | 専決処分した事件の承認について |
| 日程第4 | 報告第45号 | 専決処分した事件の承認について |
| 日程第5 | 報告第46号 | 専決処分した事件の承認について |
| 日程第6 | 報告第47号 | 専決処分した事件の承認について |
| 日程第7 | 議案第165号 | 鏡石町敬老年金支給条例を廃止する条例の制定について |
| 日程第8 | 議案第166号 | 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第9 | 議案第168号 | 鏡石町集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第169号 | 鏡石町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第170号 | 鏡石町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第12 | 議案第173号 | 鏡石町公民館条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第13 | 議案第174号 | 訴えの提起について |
| 日程第14 | 議案第175号 | 平成17年度鏡石町一般会計補正予算(第6号) |
| 日程第15 | 議案第176号 | 平成17年度鏡石町介護保険特別会計補正予算(第3号) |
| 日程第16 | 議案第177号 | 平成17年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第17 | 議案第178号 | 平成17年度鏡石町育英資金貸付費特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第18 | 議案第179号 | 平成17年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号) |
| 日程第19 | 議案第180号 | 平成17年度鏡石町上水道事業会計補正予算(第2号) |

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番 仲 沼 義 春 君

2番 渡 辺 定 己 君

| | | | |
|-----|-------------|-----|-----------|
| 3番 | 今 駒 隆 幸 君 | 4番 | 根 本 重 郎 君 |
| 5番 | 大 河 原 正 雄 君 | 6番 | 柳 沼 俊 行 君 |
| 7番 | 今 泉 文 克 君 | 8番 | 木 原 秀 男 君 |
| 9番 | 菊 地 栄 助 君 | 10番 | 小 貫 良 巳 君 |
| 11番 | 藤 島 一 郎 君 | 12番 | 円 谷 寛 君 |
| 13番 | 円 谷 寅三郎 君 | 14番 | 森 尾 吉 郎 君 |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|-------------|-------------|---------------|-----------|
| 町 長 | 木 賊 政 雄 君 | 助 役 | 正 木 正 秋 君 |
| 収 入 役 | 大 河 原 直 博 君 | 総務課参事兼 課 長 | 円 谷 光 行 君 |
| 税務町民課長 | 角 田 勝 君 | 健康福祉課長 | 遠 藤 栄 作 君 |
| 産 業 課 長 | 小 林 政 次 君 | 都市建設課長 | 椎 野 優 偉 君 |
| 上下水道課長 | 黒 津 政 美 君 | 教 育 長 | 斎 田 一 男 君 |
| 教 育 課 長 | 今 泉 保 行 君 | 出 納 室 長 | 八 巻 司 君 |
| 教 育 委 員 会 長 | 稲 田 耕 作 君 | 選 挙 管 理 長 | 曾 根 巧 君 |
| 教 委 員 会 長 | | | |
| 農 業 委 員 会 長 | 會 田 栄 夫 君 | | |

事務局職員出席者

| | | | |
|-------------|-------|---------|-------------|
| 議 会 事 務 局 長 | 面 川 武 | 主 任 主 査 | 大 河 原 久 美 子 |
|-------------|-------|---------|-------------|

開議 午前10時00分

開議の宣告

議長（菊地栄助君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

会議規則第2条による欠席の届け出者は皆無であります。

議事日程の報告

議長（菊地栄助君） 本日の議事は、議事日程第2号により運営いたします。

報告第42号～報告第47号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（菊地栄助君） 日程第1、報告第42号 専決処分した事件の承認についてから日程第6、報告第47号 専決処分した事件の承認についてまでの6件を一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

よって、報告第42号 専決処分した事件の承認についてから報告第47号 専決処分した事件の承認についてまでの6件を一括議題とすることに決しました。

局長の議案朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課参事兼課長 円谷光行君 登壇〕

総務課参事兼課長（円谷光行君） 皆さん、おはようございます。

ただいま一括上程いたしました報告第42号から47号までの専決につきましては、市町村合併による市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更等について、地方自治法第180条第1項の規定により処分したので、同条第2項によって承認をお願いするものであります。

2ページの専決第40号から申し上げます。

福島縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福島縣市町村総合事務組合の規約の変更についての内容は、原町を含め、1市8町の方部環境衛生組合及び保原町外3町斎場組合を福島県総合事務組合から脱退せしめ、福島縣市町村総合事務組合の規約を次のように変更すると。規約の変更内容については、上記の団体が事務組合から脱退による条文の削除の整理が明記されております。省略をさせていただきます。

附則、この規約は知事の許可のあった日から施行し、改正後の福島県市町村総合事務組合規約は、平成18年1月1日から適用する。

次、4ページの専決第41号 福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び福島県市町村総合事務組合の規約の変更についての内容は、平成18年1月1日から南相馬市を福島県総合事務組合及び伊達市を同組合に加入させ、並びに国見町梁川町大技小学校組合の名称を伊達市国見町大技小学校組合に変更させ、同組合規約を次のように変更すると。変更の内容については、上記団体の変更による条文の整理であります。

附則については、平成18年1月1日から適用するという内容です。

次、6ページの専決第42号です。

福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福島県市町村総合事務組合の規約の変更についての内容は、喜多方市を含め1市2町2村及び喜多方地方水道用水供給企業団を福島県市町村総合事務組合から脱退させ、同組合規約を次のとおり変更する。変更内容については、上記団体が事務組合から脱退による条文の削除の整理でございます。平成18年1月4日からの適用となっております。

次、8ページ、専決第43号 福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少についての内容は、平成18年1月4日から喜多方市を福島県市町村総合事務組合に加入させることの協議に関し異議ない旨、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分をするということになります。

次、10ページ、専決第44号 福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の増減についての内容は、田島町を含め、2町3村を福島県市町村総合事務組合から脱退させ、並びに同年3月20日から南会津町を同組合に加入させることの協議に関して異議のない旨、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分する。

12ページ、専決第45号 福島県市町村総合事務組合規約の変更についての内容は、平成18年3月31日をもって三島町外2町1カ村衛生処理組合を福島県市町村総合事務組合から脱退せしめ、福島県市町村総合事務組合の規約を次のとおり変更する。変更内容については、上記の衛生組合が同組合から脱退による条文の整理であります。

以上、一括上程しました6件の専決処分した事件の承認について説明をいたしました。

ご審議をいただき、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

議長（菊地栄助君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより6件の一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

報告第42号 専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり承認されました。

報告第43号 専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり承認されました。

次に、報告第44号 専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり承認されました。

次に、報告第45号 専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり承認されました。

次に、報告第46号 専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり承認されました。

次に、報告第47号 専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり承認されました。

議案第165号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（菊地栄助君） 日程第7、議案第165号 鏡石町敬老年金支給条例を廃止する条例の制定についての件を議題といたします。

局長に議案を朗読いただきます。

議会事務局局長（面川 武君）〔第165号議案を朗読〕

議長（菊地栄助君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 遠藤栄作君 登壇〕

健康福祉課長（遠藤栄作君） おはようございます。

ただいま上程されました議案第165号 鏡石町敬老年金支給条例を廃止する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の条例廃止につきましては、毎年敬老会開催時に80歳以上の敬老者を対象に敬老年金として現金5,000円を支給してきたものを廃止するものでございます。

なお、18年度以降につきましては、敬老会において敬老祝い品としまして79歳までの敬老者の招待者には2,000円の商品券、そして80歳以上の敬老者へは5,000円の商品券を支給いたしまして、敬老の意をあらわした敬老祝い品要綱により実施するものであります。

30ページでありますけれども、鏡石町敬老年金支給条例（昭和41年条例15号）は廃止する。

附則、この条例は公布の日から施行する。

以上、提案理由についてご説明を申し上げました。

よろしくご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（菊地栄助君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

議案第165号 鏡石町敬老年金支給条例を廃止する条例の制定についての件を採決いたし

ます。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第166号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（菊地栄助君） 日程第8、議案第166号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

局長に議案を朗読いたさせます。

議会事務局局長（面川 武君） 〔第166号議案を朗読〕

議長（菊地栄助君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課参事兼課長 円谷光行君 登壇〕

総務課参事兼課長（円谷光行君） ただいま上程いたしました議案第166号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、概要を申し上げます。

初めに、その概要ですが、給与構造の改革につきましては、人事院は改革の背景やその必要性を踏まえ、改革すべき事項を示されました。

1つに、公務員給与の地場賃金を反映させるための地域間の配分の見直し。

2つ目には、年功的な給与上昇の抑制と職務、職責に応じた俸給構造への転換。

3つ目には、勤務実態への給与の反映と。これは全国展開する国家公務員を対象にした改革だけではなく、給与制度の抜本的な構造改革が含まれております。このため、鏡石町としましては地方公務員法の趣旨に沿って、給与制度については国・県へ準拠することを原則にしながら県等の動向も留意し、所要の改定を行うものであります。

説明に入ります。

説明に入る前に、この改正の説明を申し上げますが、第1条と第2条に分けて条例が構成されているものをご承知願います。

第1条の職員の給与に関する条例であります。第5条第3項から第8項までを次のように改めると。これは、初任給、昇格、昇給の基準の規定であります。この3項から8項までの内容は、まとめますと、1つに、勤務成績に基づいて昇給を行うこと。

2つに、いわゆる枠内昇給制度を廃止すること。

3つ目に、55歳以上の職員について、昇給幅を抑制することをここで3から8項目にうたっております。

次に、中ほどの第11条第2項中の11条は、通勤手当の規定であります。これにつきましての概要が長く規定されておりますが、まとめて概要を申し上げますと、1つに、交通機関等の利用者の6カ月定期券等の一括支給を基本とする改正があります。

2つ目に、交通機関利用者における1カ月当たりの賃金等相当額が5万1,000円を5万5,000円以下と改正するものです。それとあわせて、今まで上限なしの部分がありまして、1カ月当たりの運賃等相当額が5万5,001円以上という上制限なしのことがありましたが、これを一律5万5,000円の支給に改正するものでございます。

次の33ページをごらんになっていただきます。

それが、次のページの5項まで続きます。

次の18条の第5項中、4級を3級に改めるという内容でございますが、18条は期末手当の規定でございます。行政職給料表の適用を受ける職員で、その職級を4級から3級に改める。これは39ページをごらんになっていただきます。ここで申し上げている内容は、この附則というのは後でまた出てきますが、これが給料の切替え表になりますが、現在も9級という言い方をしますが、新級では6級になると。1、2級を1級にして、4、5が3級になるということをご規定しております。

33ページにお戻りください。

第2表、第2を次のとおり改めるという内容ですが、これは別表給料職務表です。これはこのたびの8級から6級になるために、その内容が変わります。1級とここに書いてあります。これは旧級の1、2級を1級に改めるものです。2級は旧の3級であります。3級を2級にすると。4、5級をこの3級に改めると。次の34ページには4級となっておりますが、旧級では6級を今度4級にすると。7級を5級と、8級を6級に改めると。

以上のような級別職務の分類表に改正されます。

次、第2条の一部改正を次のように改正する。

附則第2項を削る。これは平成9年4月1日に施行された寒冷地手当の基準額に関する経過措置が期限となったため削るものでございます。

次に、附則、1条、施行期日。これは平成18年4月1日から施行するというものです。2条につきましては、平成18年4月1日から切替日というふうになっております。これは切替日において旧級から新級に切替えることの規定であります。これを先ほど39ページでも説明申し上げました。それで、3条の号給の切替え。4条の職務級における最高級の級を超える給料月額等の切替え。5条、そして次の6条についての規定をまとめて要約を申し上げますと、平成18年4月1日の切替日において旧号給から新号給に切替える。

2つ目に、切替日前日において昇給等があった場合は、必要な措置ができるという規定です。

3つ目に、附則、別表第2表、後に説明します、それを定めるものである。

40ページをごらんになっていただきます。

この40ページが旧給料表と新しい給料表との切替えを行うための一覧表となっております。
次に、35ページをごらんになっていただきます。

35ページの7条についての給料の切替えに伴う経過措置の規定でございます。これは参考までに規定されております。切替日の前後で同一の給料表の適用を受けた場合で、切替え後の給料月額が切替え前の給料月額に達しない場合は、その差額が給料として支給されるという経過措置でございます。8条は、町長の委任事項の規定であります。9条につきましては、広域法人等への職員の派遣等に関する条例の改正でございます。

以上、改正の概要を説明いたしました。

ご審議をいただき、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（菊地栄助君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

3番、今駒君。

〔3番 今駒隆幸君 登壇〕

3番（今駒隆幸君） 3番、今駒です。

この前の議会運営委員会でも全員協議会でも質疑応答し、理解したつもりなんですけど、どうしても全体的に説明の中では、鏡石町の公務員の給料が下がり、人件費が下がるという話なんですけど、一つだけ私32ページの55歳を超える職員に対して3年間昇給停止なさせていたわけなんですけど、なぜ僕はこの時期にそのやり方をとめて、また上げるのかというふうに思うんです。皆さんから答えれば、上げるというのではなくて、下げるという言い方をなされているみたいなんですけれども、私ら民間、今、民間は東京とか大都市においては景気がいいです。私、鏡石においてはそんなに景気がいいとは思えないですね。町民の気持ちを考えれば、小さな一つのことだけでも細かく、昇給を考えるとすることはちょっと理解ができないんですよ。なぜ55歳からまた昇給をするという考えになったんだかお聞きします。

議長（菊地栄助君） 答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課参事兼課長 円谷光行君 登壇〕

総務課参事兼課長（円谷光行君） 3番議員の質問にお答えします。

給料改定において55歳以上が、今まで平成16年に停止になったものを解除するのかという質問だと思います。これは人事院で地域格差等の調査を行った結果、その比率で出されたというふうに私の方はとらえておりますので、鏡石町は国・県の人事委員会に沿って、この

給料については準用してきておりますので、それに従って改定を行うというので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（菊地栄助君） ほかに質疑はありませんか。

7番、今泉君。

〔7番 今泉文克君 登壇〕

7番（今泉文克君） ただいまの案件でございますが、通勤手当についてお伺いいたします。

11条の2項で通勤手当の額という部分がここで改正になってくるようでございます。従来ですと、上限が5万1,000円と差額の2分の1加算した額というふうなことで規約になっておりまして、それが今回5万5,000円を差額との2分の1ということ、あるいはその下の（2）でも4万3,900円というのがまた変わってくるかと思いますが、それらの中で通勤手当の上限がアップするというふうに解釈してよろしいのでしょうか。お尋ねいたします。

議長（菊地栄助君） 答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課参事兼課長 円谷光行君 登壇〕

総務課参事兼課長（円谷光行君） 7番議員の質問にお答えします。

11条関連の通勤手当でございますが、今までは5万1,000円の1円以上のものについても上限はなしというふうにございましたが、今回の改正で超えた場合でも5万5,000円の一律の制限というふうになっておりまして、4,000円は上がったというふうになりますが、それ以上について、長距離の場合等における賃金の支給はしないというふうに改正されました。

議長（菊地栄助君） 7番、今泉君。

〔7番 今泉文克君 登壇〕

7番（今泉文克君） この条文の、前、全協でいただきました資料の9ページにというふうになっているやつでございますが、ここでは今5万1,000円プラス差額の2分の1というふうなのが前条例でありまして、今回改正の中では5万5,000円と4,000円アップというふうなことで総務課長の方から答弁をいただいたところでございますが、しかし、ここが一番下の行には5万5,000円との差額の2分の1を5万5,000円に加算した額に当該支給単位期間の月日に乗じたということになっていきますから、上限が5万5,000円ということではなくて、5万5,000円に加算したというふうに文言が入っていますので、上限額が5万1,000円から5万5,000円になって、あと差額がやはり同じというふうなことです。私は当然のことながらこの支給額のアップ、限度額のアップということが、ここで明確に出ているんじゃないかと思いますが、答弁を改めてお願いいたします。

議長（菊地栄助君） 答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課参事兼課長 円谷光行君 登壇〕

総務課参事兼課長（円谷光行君） 7番の再質問にお答えします。

旧法での賃金の算出の仕方なのですが、相当額から5万1,000円を引いて、2分の1を割って、5万1,000円を資するという計算でありまして、今、今泉議員が言った計算から言うと、そういう金額のアップには計算上なりません。

議長（菊地栄助君） ほかに。

12番、円谷寛君。

〔12番 円谷 寛君 登壇〕

12番（円谷 寛君） 12番の円谷ですが、職員の給与に関する条例。

1つは、やはり給与表を圧縮することによって給料を抑えていくというふうな意図でなされているのかというふうに思うんですけども、これらの事務的な手続をやることによって町としてどのような経費節減といいますか、人件費の抑制とかそういうものになるのか、その辺の具体的なものをぜひ出していただきたいというふうに思うんです。と申すのは、今、国会が開会されまして、参議院の予算委員会、先ほど来、私も来るまでずっとテレビを見てきたんですけども、片山元総務大臣、この人が今、発言をしております、何でも公務員たたきみたいなのが非常に社会に蔓延していると言いますか、何か公務員の労働条件、給料を下げればいいみたいな風潮があるんだけど、それはちょっと違うのではないのかというふうなことを、なかなか片山元大臣いいことを質問しているなと思ったんです。

昔は、役人というのは政治家とか民間の事業経営者なんかよりも一目置かれていたというんですね。それが最近では役人自身でいたらくもあるんでしょうけれども、例えば防衛庁の談合で天下りを画策をして、天下りの役人が行った先の人数なんかに応じて仕事を上げたり、大変こう役人自身にも問題あるわけですが、そこに至る背景としてそういうエリート官僚、いわゆる公務員の上級試験ですね、そういう合格者が余りにも若くてやめていってしまうと、こういうものがそういうものを温存させてきているのではないか。そういう根っこにも、もう少しメスを入れなければならないのではないかなという発言を今、国会でやっていたので、私も思い出しますけれども、よりよい人材を町としても確保しないと、これから地方分権の中で非常に町の職員の能力というものが試されてくるだろうと思うんですね。そういうときに、やぶから棒に何でもかんでも労働条件を下げれば、それで町がよくなるんだというふうには私はちょっと思えないんですね。

さっき、総務課長の話だと人事院勧告だとかそういう県の人事委員会とかそういうものに基づいてやったんだと言っていますけれども、そういう何でもかんでも公務員の労働条件、町職員の労働条件を切り下げればいいんだというみたいな議論はちょっと。これから優秀な人材を町で確保して、しかも、これからの地方分権の中でいい政治をやっていくというのに

対しては、単に労働条件を下げるということにはくみ入れできないわけです。

そこで、前に言ったように、これによってどういう町のメリットがあるんだろうかということをやはり総務課長は具体的に、金銭的にこれだけの経費が少なくなるとか何とかという数字を出して、我々に納得のいくような説明をしていくべきだろうというふうに思うんです。

それと、もう一つは、町には職員の多数が組織する職員労働組合があると思うんですけれども、ここの協議といいますか、そういうものは一体調っているのか、どうなのか。そういう経過を含めて、その辺についてぜひご説明をいただきたいと思います。

以上です。

議長（菊地栄助君） 答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課参事兼課長 円谷光行君 登壇〕

総務課参事兼課長（円谷光行君） 12番議員の質問にお答えします。

このたびの制度改革によりまして、中高年層の職員の給料月額を引き下げがございます。最大7%と、全体的にこの改正によって給与のカーブをフラット化するというふうになっております。そこで、このたびの改正でどのように予算上減額になったのかということですが、今度の給料引き下げによって18年度の計算につきましては670万の減額が算出されました。

なお、よりよい人材の確保のためにということではありますが、この背景には多分新設される地域手当と、東京とか大都市のために地域手当が支給されますと、そういう面は懸念される面があるのかなというふうには思っております。

2つ目に、職員のこの改正に当たりまして労働組合との調整はできているのかということでありまして、当然組合の方は我々より先にいろいろなものを研究しておりまして、私たちもこの決めた内容を組合に提示し、できる限りご理解を賜るよう今後も努めていく予定でございます。

以上で答弁とします。

議長（菊地栄助君） ほかに。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

議案第166号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決

いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第168号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（菊地栄助君） 日程第9、議案第168号 鏡石町集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

局長に議案を朗読いたさせます。

議会事務局局長（面川 武君） 〔第168号議案を朗読〕

議長（菊地栄助君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課参事兼課長 円谷光行君 登壇〕

総務課参事兼課長（円谷光行君） ただいま上程されました議案第168号 鏡石町集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、説明を申し上げます。

第2条に名称及び位置でございます。笠石新栄町集会所が今年3月17日で完成いたします。よって、鏡石町中町518番地の4を加えるものでございます。

附則、この条例は公布の日から施行する。

以上、説明いたしました。

ご審議をいただき、議決賜りますようお願いいたします。

議長（菊地栄助君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

議案第168号 鏡石町集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第169号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（菊地栄助君） 日程第10、議案第169号 鏡石町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

局長に議案を朗読いたさせます。

議会事務局局長（面川 武君） 〔第169号議案を朗読〕

議長（菊地栄助君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課参事兼課長 円谷光行君 登壇〕

総務課参事兼課長（円谷光行君） ただいま上程いたしました議案第169号 鏡石町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について内容を申し上げます。

公営住宅法の一部改正により、入居者の範囲等の拡大が行われるため、関係規定を改正するものでございます。第4条については入居者の公募の方法でございます。第1項第7項中の「既存入居者もしくは同居者」を「既存入居者又は同居者」と。「となったことにより」を「となったこと、その他既存入居者又は同居者の世帯構成及び心身の状況からみて」というふうに条文を改めるものであります。

なお、第6条の関係は入居者の資格でございまして、「老人、身体障害者」を「老人、障害者」に改め、同条第2号ア中の「身体障害者」を「障害者」に。以下については公営住宅法の改正により、条項の繰り下げを行うものでございます。

なお、住宅法の改正の主な事項については、2月27日の臨時全員協議会で資料を提示しておりますので、ご理解を賜ります。

附則、この条例は平成18年4月1日から施行すると。

以上、説明いたしました。

ご審議を賜り、議決賜りますようお願いいたします。

議長（菊地栄助君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

議案第169号 鏡石町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第170号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（菊地栄助君） 日程第11、議案第170号 鏡石町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

局長に議案を朗読いたさせます。

議会事務局局長（面川 武君） 〔第170号議案を朗読〕

議長（菊地栄助君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 遠藤栄作君 登壇〕

健康福祉課長（遠藤栄作君） ただいま上程されました議案第170号 鏡石町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

改正の概要につきましては、18年度を初年度といたします第3期介護保険事業がスタートするに当たりまして、65歳以上の第1号被保険者の保険料を基準額において月額1,082円、年額1万3,000円アップしました月額3,750円、年額4万5,000円とした保険料率の改正を行うものです。

また、全額第1号被保険者の保険料となります市町村特別給付費を廃止するとともに、保健福祉事業につきましては、新たな地域支援事業として取り組むことなどから廃止するものです。これにより、現行条例の第2条から第4条を削除するものであります。

さらに、附則では、平成17年度税制改正によります保険料の激変緩和措置を18、19年度で行うものです。

改正条文につきましては50ページからご説明を申し上げます。

鏡石町介護保険条例の一部を次のように改正する。第2条から第4条を削除することにより、目次を次のように第5章までに改めるものです。

中段でございますけれども、第2条中につきましては、保険料の年度を15年度から17年

度とあるのを18年度から20年度の3カ年に改めまして、所得段階ごとの保険料を5段階から6段階とした保険料率とするものであります。所得段階ごと保険料につきましては、まず、同条第1項中、これは所得段階第1段階でありますけれども、これを2万2,500円に改め、第2号中、これは第2段階、これを2万2,500円に改め、第3号中第3段階については3万3,800円に改め、第4号中第4段階については4万5,000円、これが基準になりますけれども、4万5,000円に改め、第5号中については5段階でありますけれども、5万6,300円に改め、第6号として第6段階ということで6万7,500円とするものであります。

次に、第4条第3項中については、生活保護が適用されなくなった場合の日割り計算についての規定でありますけれども、この中で所得段階が1つふえたということで、所得段階5段階までとするということをつけ加えるものであります。

次に、第9条第2項中、以下につきましては、条文の削除並びに保険料の基準額となる所得段階3段階から4段階となりましたことによります条項の整理であります。

最後、下になりますけれども、第19条については、法改正によりまして現行の要支援認定が要支援1と2に区分されることになったことによります変更認定に関するの条文を追加するものであります。

次に、51ページでございますけれども、附則としまして施行日、期日。第1条、この条例は18年4月1日から施行する。ただし、次の条の規定については公布の日から施行するということで、第2条では18年度及び19年度における保険料率の特例の規定ということで、税制改正に伴う緩和措置であります。

それで、第2条の条文の中で、介護保険法施行令等の一部を改正する政令でございますけれども、この括弧の中に18年度政令第 号ということで番号が入ってございません。これにつきましては3月24日、閣議決定ということで3月1日の公布ということで、ここが28号になります。そして、その1段下の附則第、ここは第4条ということで、ここで追加になってございます。よろしくお願い申し上げます。

それで、この第2条の中の第1項につきましては18年度の緩和措置ということであります。1号から3号までについては、改正前の所得段階1から3段階のものが、改正後4段階の保険料、いわゆる4万5,000円となった場合のそれぞれの緩和措置された保険料となります。

そして、下の方に行きまして、第4号から第7号までは改正前の所得段階が1から4段階のものが、改正後5段階の保険料、いわゆる5万6,300円となった場合のそれぞれの緩和措置された保険料となります。

次に、52ページになりますけれども、ここは第2項でありますけれども、第2項については19年度の緩和措置分であります。それで、これは18年度同様でありますけれども、第1号から第3号までは、改正前の1から3段階のものが改正後4段階になった場合の緩和措置

の保険料であります。そして、第4号から第7号につきましては、改正前の1から4段階のものが、改正後5段階に移った場合の緩和措置の保険料ということになります。

次に、53ページでありますけれども、第3条経過措置とし改正後の鏡石町介護保険条例第2条の規定、いわゆる保険料については18年度以降の年度分の保険料から適用しまして、平成17年度以前の分については、なお従前の例によるということであります。

以上、提案理由についてご説明を申し上げました。

よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（菊地栄助君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

13番、円谷寅三郎君。

〔13番 円谷寅三郎君 登壇〕

13番（円谷寅三郎君） ただいま提案されております議案第170号についてお尋ねいたします。

今回保険条例の改定が提案されたわけですが、保険料が年々引き上げられてきていると。国の国庫負担の割合が低いことが主な原因だと思っておりますけれども、今回保険料の改定によって特別給付費の廃止によって、紙おむつの給付2,000円を廃止など負担は重く、給付は低いという方向に行っております。鏡石町での今回負担を抑えるためにどのような努力をされたのか、例えば給付費などに対する一般会計の繰り入れなどが考えられると思っておりますが、収入面でどのような努力をされたのか、お尋ねいたします。

議長（菊地栄助君） 答弁を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 遠藤栄作君 登壇〕

健康福祉課長（遠藤栄作君） 13番議員の質問にご答弁申し上げます。

今回の改正に当たりまして、介護保険を運営するに当たりまして、収入面でこういった努力をしたのかということでございますけれども、この収入につきましては、まず65歳以上の保険料については第1期、第2期という中で定められた料率で来ました。そういう中で、これは法的にでありますけれども、この介護保険を運営するに当たりましては、いわゆる基準額に対しまして国については25%、県については12.5%、町の一般会計からについても県同様12.5%。そして、そのほか残り50%については40歳から64歳までの保険料、これは社会保険料等から納められて、国の方から還元されると。残り第1号被保険者ということで、65歳以上については町の方で徴収をするという内容でありますので、限られた、定められた保険料率で行っていくということで、歳入面については、いかにその65歳以上の分について

収納を確実にすることしかございません。そういうことで、あとはいろいろな指導によって給付をなるべく下げよう努力しかないのかなというふうに思っております。

以上であります。

議長（菊地栄助君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

議案第170号 鏡石町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第173号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（菊地栄助君） 日程第12、議案第173号 鏡石町公民館条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

局長に議案を朗読いたさせます。

議会事務局局長（面川 武君） 〔第173号議案を朗読〕

議長（菊地栄助君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

教育課長。

〔教育課長 今泉保行君 登壇〕

教育課長（今泉保行君） ただいま上程されました議案第173号 鏡石町公民館条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

このたびの改正は、分館仁井田公民館につきまして既に公民館としての活用がないことから、併設している消防屯所施設とするものであり、別表第1の分館の項を削除するものであります。

なお、附則としまして、この条例は平成18年7月1日から施行するものであります。

以上、提案理由をご説明申し上げます。

よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（菊地栄助君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

議案第173号 鏡石町公民館条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第174号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（菊地栄助君） 日程第13、議案第174号 訴えの提起についての件を議題といたします。

局長に議案を朗読いたさせます。

議会事務局局長（面川 武君） 〔第174号議案を朗読〕

議長（菊地栄助君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課参事兼課長 円谷光行君 登壇〕

総務課参事兼課長（円谷光行君） ただいま上程しました議案第174号 訴えの提起について、内容を申し上げます。

町は町営住宅の明け渡し及び滞納家賃等の支払いを求めため、次のとおり訴えを提起する。

1つ、被告となるべき者の住所及び氏名、鏡石町前山3番地、境団地A棟403号、藤田あい子。鏡石町旭町288番地、熊田ハイツ1の201、富永建夫。

2つに、請求の趣旨。被告となるべき藤田あい子外1名に対し、町営住宅の明け渡し並びに家賃の滞納額及び入居の許可取り消し後の損害賠償金の支払いを求めるとともに、訴訟費用は被告となるべき者の負担とすることの判決及び仮執行の宣告を求める。

3、訴訟遂行の方針。

(1) 弁護士、滝田三良を訴訟代理人と定める。

(2) 第1審判決の結果、町長において必要があると認めるときは、上訴するものとする。

(3) 町は上記訴訟において必要があると認めるときは、訴えの取り下げ、訴訟上の和解及び請求の放棄を行うことができる。

なお、町営住宅滞納明け渡し請求に係る提訴についての経過を若干申し上げます。

今までにこの家賃の納入について相当な猶予を持って当たりましたが、これ以上待つことはできないという判断において平成17年10月21日、町営住宅明け渡し催告書を行いました。2つ目に、平成17年11月16日には、町営住宅明け渡し請求書を押さえました。3に、平成17年12月9日には、入居承認の取り消し。最後に、平成18年2月2日、最終通告書を押さえましたところでございます。

以上、ご説明いたしました。

ご審議をいただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（菊地栄助君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

議案第174号 訴えの提起についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第175号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（菊地栄助君） 日程第14、議案第175号 平成17年度鏡石町一般会計補正予算（第6号）の件を議題といたします。

局長に議案を朗読いたさせます。

議会事務局局長（面川 武君） 〔第175号議案を朗読〕

議長（菊地栄助君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

助役。

〔助役 正木正秋君 登壇〕

助役（正木正秋君） ただいま上程されました議案第175号 平成17年度鏡石町一般会計補正予算（第6号）につきましての提案理由をご説明申し上げます。

このたびの補正は、第一小学校体育館改築事業費、勤労青少年ホーム及び公民館など公共施設のアスベスト除去工事費を初め、各事務事業の確定に伴う予算の整理が主でございます。

第1条では、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億1,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を45億2,477万4,000円とするものです。

第2条では、64ページの第2表、債務負担行為補正のとおり、債務負担行為を1件追加し、第3条では、第3表、地方債補正のとおり、地方債を3件追加。また第4条では、第4表、繰越明許費のとおり、新たに3件の繰越明許費を定めるものでございます。

詳細につきましては、67ページ以降の事項別明細によりましてご説明いたします。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

助役（正木正秋君） 以上で提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（菊地栄助君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

12番、円谷寛君。

〔12番 円谷 寛君 登壇〕

12番（円谷 寛君） 12番の円谷ですが、ただいま説明をいただきました一般会計補正について、3点ほどお尋ねをしたいと思います。

まず第1点は、大変な大事業でありますところの一小体育館建設についてですが、建設そのものは、これからいろいろ繰り越しで説明があるのだろうとは思いますが、前にもちょっと全員協議会が何かで議員の発言があったりしていたんですけども、一小体育館の建設場所に、私全体を知っているわけではないんですけども、町内でも最大ではないかと言われるモミの木の大樹があると。これを伐採をしてしまうという説明だったんですけども、私のところにもある町民から苦情が寄せられまして、この大樹については今まで大変たくさん卒業生も出ている古い学校で、皆さんの思い出ももっているし、町としてやはりそれだけの、ほかに類のないような大樹については保存すべきではないのかというふうな意見が寄せられております。私もそのとおりではないのか、ちょっとずらせば、工夫をすれば何とか木を残せるのではないのかというふうに素人の考えですけども、思えたわけです。で

すから、この場所について町民のそういう意見があるということで、ぜひこれは安易な伐採については、もう少し慎重な検討が必要なのではないかということをお願いしたいわけです。

2点目は、空き店舗対策です。町長の説明だか何だかで2店舗について目下補助を出して、営業をしているということだったんですけども、かなりの予算が余りました。始まった時期が遅かったからだとは思いますが、この2軒についてどこどこに出されてきて、今どういう仕事をやっているのか、やはりそれは貴重な町民の税金が入っているわけですから、もう少し説明があっていいのではないかなというふうに思いますので、現在の補助を出している2点の店舗について、ぜひどこどこに空き店舗対策での補助金が入っているのかを教えていただきたいということ。

3点目は、90ページの消防費です。私もちょっと勉強不足なんですけれども、圃場整備の絡みかななんて思ったりするんですけども、消防費で無蓋防火水槽を取り壊しに50万ほど90ページに予算があるんです。具体的な場所について、どこの防火水槽を取り壊しをするのだから、私もちょっと勉強不足なものですからお尋ねをしたいと。

以上3点をまずお尋ねしたいと思います。

議長（菊地栄助君） 答弁を求めます。

教育課長。

〔教育課長 今泉保行君 登壇〕

教育課長（今泉保行君） 12番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

一小体育館改築事業におきまして、いわゆる今度の体育館の位置に大きなモミの木があるということで、それらにつきましての対応について、過日、ご説明の中で伐採の方向で考えておりますというようなこととお話をさせていただきました。

今回の体育館の場所につきましては、昨年、基本設計を策定する段階で県内の設計事務所の方々にいわゆる簡易コンペ方式というような方式をとりまして、その基本設計を実施いたしました。その中では体育館の場所、さらには将来の校舎改築等も踏まえた中での場所の設定等も踏まえて選定をさせていただきました。その中では多くの作品の中で、学校のプールと平行した形が最も機能的な場所であるというようなこともありまして、結果としまして、その作品の中で最優秀とされた作品がその位置となったところであります。その段階では、先ほどお話しありましたように、木の移設等も含めた中で検討できないかということで我々も研究したところであります。

結果ですが、簡単に申し上げますとモミの木の移転等につきましては、まず3年ぐらいの期間がかからざるを得ないという期間の問題。さらには、移設するには大変大きな木ですので、高さ等も含めまして30メートル、幹の周囲3.2メートル、さらには枝幅10メートルという大きな木ですが、これらの移設については金額としても大きな金額もかからざるを得ない

ことも出てくるというような、もろもろの条件を勘案しまして、このたび伐採せざるを得ないのかなというようなことで、現在進めているところであります。

以上、検討結果等について踏まえまして、今回の事業に当たってそのような方向で進めたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（菊地栄助君） 産業課長。

〔産業課長 小林政次君 登壇〕

産業課長（小林政次君） 12番議員のご質問にお答えいたします。

空き店舗対策の関係でございますが、当初、予算的には5件の予算をとってございましたけれども、現在支出しておりますのが2店舗でございます。それで、場所でございますが、1店舗は、一小の近くの居酒屋さんでございます。それから、あと1店舗は、鏡田のセブン・イレブンの近くのケーキ屋さんでございます。その2店舗でございます。

以上でございます。

議長（菊地栄助君） 総務課長。

〔総務課参事兼課長 円谷光行君 登壇〕

総務課参事兼課長（円谷光行君） 12番議員のご質問にお答えします。

90ページの工事請負費の中の工事の場所ですが、これは無蓋というふたがなしというふうに、無蓋防火水槽取り壊し工事であります。これは、コンクリートで約20立方メートルの水槽になります。フェンスがあって、そういう水槽がある。ふた式ではないということです。この場所につきましては成田本町、根本常郎さん周辺にあるところです。地主より春から土地利用を図りたいという強い要望がございましたので、それに対応するものであります。なお、周辺に消火栓の有無について上下水道課と協議した結果、撤去しても消火上問題なしと判断したため、実施するものであります。

以上、答弁とします。

議長（菊地栄助君） ほかに。

6番、柳沼俊行君。

〔6番 柳沼俊行君 登壇〕

6番（柳沼俊行君） 歳入の項目で68ページ、毎年、こういうのが出てくるんですけども保育料の負担分、やはり280万というのはかなり大きいんで、この増額になった理由ですね。

あともう一つは、つどいの広場の関係、79ページですね。これについては当初、つどいの広場事業ということで、核となる事業であるということで17年度から始まったわけですが、この事業が何か実行されないで、結局減額になったように感じているわけですが、また18年度の今度は予算の説明資料を見ますと、同じくやはりつどいの広場が出てくる

わけですね。要するに17年度でどういう状況だったか。そして、18年度はその後に伺いますが、こういう事業をやる予定であるのに、今年度はできなかった理由等もあわせてお願いします。

議長（菊地栄助君） 答弁を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 遠藤栄作君 登壇〕

健康福祉課長（遠藤栄作君） 6番議員のご質問にご答弁申し上げます。

まず、67、68ページ関係でありますけれども、保育所につきましては今年度当初の予算の中身につきましては、前年度の16年度の調定額、保育の人数もほぼ16年、17年同じような数字でございましたので、所得もまだわからない段階だということで、17年度においては16年度の調定の額をほぼそのような内容で予算化しました。その後、所得の中を計算しましたところ、280万以上の増があったということで、今回補正をさせていただいたということでもあります。

次に、79ページのつどいの広場の関係でございますけれども、これは当初補助事業ということで考えておりました。これにつきましては国のいろいろ三位一体の改革の中で、いわゆる交付金事業ということで入れかわりました。そういう中で、今回歳入の中でも交付金、67ページですか、民生費の国庫補助金の中で111万3,000円、次世代育成支援対策交付金ということで、若干今回補助金よりは少なくなりましたけれども、この中でかわったということでもあります。ただ、今回の場合については、この内容111万3,000円については、つどいの広場とその他の項目でありまして、予防費の方にも多少でありますけれども、約20万弱行っております。これは、次世代育成の場合についてはポイント制ということになりまして、総額の中で、国の中でポイント制に応じて交付するという中身でございまして、そういうことで入れかわったということでご理解をいただいたと思います。

議長（菊地栄助君） ほかに。

7番、今泉文克君。

〔7番 今泉文克君 登壇〕

7番（今泉文克君） 7番、今泉です。

ただいまの補正の説明の中で82ページから83ページの件についてお伺いしたいんですが、農業振興費、ここの中で、新規就農者育成事業補助ということで20万ほどマイナスになっています。また83ページでは、7番の賃金として農業経営指導マネジャー賃金11万8,000円ほどここで減額になっております。これは、町の農業振興的なことで当初計画して、今年で3年目になるかと思うんですが、今年はこんなに全然なかったような内容でこれが来ているのかと思うんですが、これらの実績というのはどんなふうになっているのか、それについてお

尋ねさせていただきます。

議長（菊地栄助君） 答弁を求めます。

産業課長。

〔産業課長 小林政次君 登壇〕

産業課長（小林政次君） 7番議員の質問にお答えいたします。

初めに、82ページの新規就農者育成事業補助でございますが、これにつきましては、毎年新規就農者を生産現場への実務研修ということで予算措置をしておりますけれども、17年度におきましては実績がゼロでございますので、減額するものでございます。

次に、84ページでございます。農業経営指導マネジャー賃金でございますが、これにつきましては、歳入でも出てまいりますけれども、16年度までは補助事業でございました。それで、17年度から交付金事業に変更されました。それによりまして、広域的に指導しなければならないということになりましたので、現在広域的には行っておりませんので、減額するものでございます。また、今までは鏡田集落営農組合、これらに主に指導してまいりましたけれども、鏡田集落営農組合が自主的に現在運営されておりますので、その必要がなくなったということでございますので、それらもあわせまして減額するものでございます。

以上でございます。

議長（菊地栄助君） ほかに。

2番、渡辺定己君。

〔2番 渡辺定己君 登壇〕

2番（渡辺定己君） 2番、渡辺でございます。

一般会計補正予算、77ページ、歳出の件について1件ほどお尋ねしたいと思います。

2款総務費、11項庁舎新築基金積立金、1目積立金ですけれども、3,000万の補正をとったわけでございますが、今までどのぐらいの額があるのか、また今後、新庁舎新築に向けたような計画があるかお尋ねしたいと思います。

議長（菊地栄助君） 答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課参事兼課長 円谷光行君 登壇〕

総務課参事兼課長（円谷光行君） 2番議員の質問にお答えします。

77ページの庁舎積み立て関係でございますが、当初予算で計上できなかったため、この金額を積み立てます。これによって18年5月末残高になりますが、6億1,485万4,000円となる予定であります。

〔「もう一回、金額、はっきり」の声あり〕

総務課参事兼課長（円谷光行君） 18年5月末残高予定で6億1,485万4,000円となる予定

でございます。

議長（菊地栄助君） 2番、渡辺君。

〔2番 渡辺定己君 登壇〕

2番（渡辺定己君） 再質問します。

もう一点、お伺いしたんですけれども、この6億1,000万ほど積まっているわけなんですけれども、今後新庁舎の計画に向けどのような考えがあるかお尋ねしたわけでございます。よろしくお願ひします。

議長（菊地栄助君） 総務課長。

〔総務課参事兼課長 円谷光行君 登壇〕

総務課参事兼課長（円谷光行君） 2番議員の再質問、1つ抜けましたことをおわび申し上げます。

毎年、この基金につきましては、基金条例に基づきまして予算の状況を全体見ながら、今のところ3,000万円以上というような考えで今後も進めたいと思います。

〔「庁舎建設に対してどうだって」「今後だよ」の声あり〕

総務課参事兼課長（円谷光行君） ちょっと奥にある言葉が理解できなかったものですから、失礼しました。

この庁舎建築につきましては駅東第1土地区画整備事業もございますし、それと町の今の全体予算と人口増等、総合的に検討しながら、新築には慎重にいかねなければならない時代じゃないかなというふうに思っております。

議長（菊地栄助君） ほかに。

14番、森尾吉郎君。

〔14番 森尾吉郎君 登壇〕

14番（森尾吉郎君） 今回の補正予算については、第一小学校の改築に対するところの大きな予算が組み込まれるわけでありまして。これも執行の皆さんがそれなりにいろいろと工夫に工夫をしまして、お願いにお願いをし、17年度の予算によって、そして、事業は繰越明許を使っての事業と、こうなるわけでありまして。それに伴って先ほど以来、今92ページにもあるように委託、委託料あるいは工事関係の名目が載っているわけでありまして。その中に、先ほど以来、モミの木というものが伐採してもいいものかどうか、あるいはしないで済むのかというような意見が出ました。そういう関係から、せっかくこれだけの非常に厳しいときに、第一小学校に対する体育館を建築しようとするときに、このモミの木1本を切ることによって、町民というのは非常に難しい点があります。移転の問題あるいはそういう記念樹となるものの木かどうか。特に、このモミの木は針葉樹ですから1年通して葉っぱは落ちない木になっております。ただ、アメシロはたかります、この木は。

そういう関係で、これまで大きく育てたのに当たって、何年度にどういう記念樹として植えたものかどうか、ね、教育委員会、小さい木を植えるとき、記念樹としてどなたかが植えたものかどうか、これを調べなければ。それで、目的をどうして植えたものかどうか。これらはやはり、名目としてなっていると思うんだ。そうでなければ、できるものなら思い切ってこれだけの立派な体育館をつくるわけですから、邪魔と言っては申しわけないんですけども、やはり屋根に大きな建物ですから、建物の枝というものは3倍に伸びているわけですから。

だから、残していいものかどうか、あるいは、どうしても伐採じゃなくちゃならないかという問題を慎重に検討して、そして、切るんだら切る。残してもいいんだら残してもいいというような判断をきちんと教育委員会側が検討してやらないと、この木1本切ることによって町長が、やはり問題は町長になっちゃうと。これだけ一生懸命やっているのに、木1本切ることになっただけで相当に批判されてしまうというのが、町民の声とこうなってきます。その点、教育委員会としましては、このモミの木1本に対しての調査、検討を非常によく検討してやっていただきたいという考え、いかがでしょうか。

議長（菊地栄助君） 答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 斎田一男君 登壇〕

教育長（斎田一男君） ただいまのご質問にお答えを申し上げます。

大変な樹齢100年というようなモミの木でありまして、何とか生かしておきたいということで私たちもいろいろと検討をさせていただきました。ただ、記念樹かどうかという由来は現在のところ判明しておりません。ただ、100年もたった大木でありますので、何とかできないかということでいろいろ検討をさせていただきました。

先ほど、課長がお答え申し上げましたように、移植にはまず3年はかかると。細かい根を1年ごとに出しながら、根回しをしないと無理だろうと。それからあと根っこを切るのも、枝の方も相当落とさないと無理だと。したがって、今の樹形は保てないと。それから、もう1点、重量ですね。幹の部分が約20トン、それから、根の部分が約5トンということになると、通常のクレーン車では運搬ができないということになると、まず大型のクレーン車2台ということになる。また、移植をしたとしても活着するかどうかについては、業者さんも確信は持てないというようなお返事をいただいております。この大型車を入れるためにも現在の敷地を考えますと、どこからその大型クレーン車を搬入するかという問題もまた出てくる。もろもろのそういった条件を考えますと、本当に残念ではありますが、伐採をせざるを得ないかなということで今進んでおります。ひとつご理解をいただきたいと思います。

議長（菊地栄助君） ほかに。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

議案第175号 平成17年度鏡石町一般会計補正予算（第6号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（菊地栄助君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第176号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（菊地栄助君） 日程第15、議案第176号 平成17年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

局長に議案を朗読いたさせます。

議会事務局局長（面川 武君） 〔第176号議案を朗読〕

議長（菊地栄助君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 遠藤栄作君 登壇〕

健康福祉課長（遠藤栄作君） ただいま上程されました議案第176号 平成17年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、歳出予算の組みかえを行うもので、保険給付費の1月分までの請求実績と、残る2カ月分の給付見込額を歳出科目の保険給付費内で調整するものであります。

詳細については、事項別明細書101ページでご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

健康福祉課長（遠藤栄作君） 以上、提案理由についてご説明を申し上げました。

よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（菊地栄助君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

議案第176号 平成17年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第177号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（菊地栄助君） 日程第16、議案第177号 平成17年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

局長に議案を朗読いたさせます。

議会事務局局長（面川 武君） 〔第177号議案を朗読〕

議長（菊地栄助君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

産業課長。

〔産業課長 小林政次君 登壇〕

産業課長（小林政次君） ただいま上程されました議案第177号 平成17年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの補正につきましては、第1表の債務負担行為補正の追加をするものでございます。

現在の鏡石南部第1工業団地開発事業並びに郡山地方土地開発公社に対する債務保証が平成11年度から平成17年度までとなっており、今年度で借り入れ期間が終了いたします。つきましては、新たに平成17年度から平成25年度までの期間で9億8,500万円の債務負担行為補正をし、借りかえを行うものであります。

本件につきましては、当初7年間で事業費の償還を予定しておりましたが、経済情勢の変化並びに3区画約5万5,363平方メートルを賃貸借契約でいたしましたので、その契約期間の収入を勘案しまして郡山地方土地開発公社に対する債務履行期限の延長をお願いするものでございます。

以上、ご説明申し上げます。

ご審議をいただき、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（菊地栄助君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

議案第177号 平成17年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第178号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（菊地栄助君） 日程第17、議案第178号 平成17年度鏡石町育英資金貸付費特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

局長に議案を朗読いたさせます。

議会事務局局長（面川 武君） 〔第178号議案を朗読〕

議長（菊地栄助君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

教育課長。

〔教育課長 今泉保行君 登壇〕

教育課長（今泉保行君） ただいま上程されました議案第178号 平成17年度鏡石町育英資金貸付費特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

このたびの補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ40万円を減額しまして、歳入歳出予算の総額を1,148万2,000円とするものであります。

詳細につきましては、109ページからの事項別明細書によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

教育課長（今泉保行君） 以上ご説明を申し上げます。

よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（菊地栄助君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

議案第178号 平成17年度鏡石町育英資金貸付費特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第179号、議案第180号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（菊地栄助君） 日程第18、議案第179号 平成17年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）から日程第19、議案第180号 平成17年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第2号）の2件を一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第179号 平成17年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）から議案第180号 平成17年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第2号）についての2件を一括議題とすることに決しました。

局長に議案を朗読いたさせます。

議会事務局局長（面川 武君） 〔第179号、第180号議案を朗読〕

議長（菊地栄助君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 黒津政美君 登壇〕

上下水道課長（黒津政美君） ただいま一括上程されました議案第179号並びに議案第180号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、議案第179号 平成17年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ300万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億7,704万3,000円とするものでございます。

補正の内容につきましては、117ページからの事項別明細書により説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

上下水道課長（黒津政美君） 次に、122ページをお願いいたします。

議案第180号 平成17年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、平成17年度上水道事業の決算に向けての予算整理が主な内容でございます。

第2条、収益的収入及び支出につきましては、既決予定額の総額から収入支出それぞれ210万円を増額し、収入支出の総額をそれぞれ2億3,345万円とするものでございます。

また第3条において資本的収入及び支出につきましては、建設改良積立金4,000万円を建設改良積立金3,500万円に改めまして、資本的支出の既決予定額から500万円を減額し、資本的支出の総額を1億2,105万1,000円とするものでございます。

補正の内容につきましては、125ページからの事項別明細書により説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

上下水道課長（黒津政美君） 以上、議案第179号並びに議案第180号についてご説明申し上げます。

ご審議をいただきまして、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（菊地栄助君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより2件の一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

初めに、議案第179号 平成17年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第180号 平成17年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

休会について

議長（菊地栄助君） お諮りいたします。

議事の都合により、3月8日から3月15日までの8日間、休会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

よって、3月8日から3月15日までの8日間、休会することに決しました。

散会の宣告

議長（菊地栄助君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会 午後 零時10分

平成18年第12回鏡石町議会定例会会議録

議事日程(第3号)

平成18年3月16日(木)午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

| | | | |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番 | 仲沼義春君 | 2番 | 渡辺定己君 |
| 3番 | 今駒隆幸君 | 4番 | 根本重郎君 |
| 5番 | 大河原正雄君 | 6番 | 柳沼俊行君 |
| 7番 | 今泉文克君 | 8番 | 木原秀男君 |
| 9番 | 菊地栄助君 | 10番 | 小貫良巳君 |
| 11番 | 藤島一郎君 | 12番 | 円谷寛君 |
| 13番 | 円谷寅三郎君 | 14番 | 森尾吉郎君 |

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------------|--------|----------------|-------|
| 町長 | 木賊政雄君 | 助役 | 正木正秋君 |
| 収入役 | 大河原直博君 | 総務課参事兼 課長 | 円谷光行君 |
| 税務町民課長 | 角田勝君 | 健康福祉課長 | 遠藤栄作君 |
| 産業課長 | 小林政次君 | 都市建設課長 | 椎野優偉君 |
| 上下水道課長 | 黒津政美君 | 教育長 | 斎田一男君 |
| 教育課長 | 今泉保行君 | 出納室長 | 八巻司君 |
| 教育委員会 委員長 | 稲田耕笹君 | 選挙管理 委員会委員長 | 曾根巧君 |
| 農業委員会 | 會田栄夫君 | | |

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長
局

面 川 武

主 任 主 査

大 河 原 久 美 子

開議 午前10時00分

開議の宣告

議長（菊地栄助君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

会議規則第2条による欠席の届け出者は皆無であります。

本日の議事は、議事日程第3号により運営いたします。

一般質問

議長（菊地栄助君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の通告がありますので、順次発言を許します。

円谷 寛君

議長（菊地栄助君） 初めに、12番、円谷寛君の一般質問の発言を許します。

12番、円谷寛君。

〔12番 円谷 寛君 登壇〕

12番（円谷 寛君） 久しぶりに質問のトップに立たせていただきます、12番議員の円谷寛でございます。12月議会でこの場に立って発言をさせていただいてから、たった3カ月ではございますけれども、まさに世の中、激動を本当に象徴するような事件が続発をいたしております。

一昨年の近鉄球団の買収から、さらには仙台におけるプロ野球球団の設置、さらにはニッポン放送の株を通じてフジテレビを買収する話、さらに、昨年の9月の総選挙では、自民党の幹事長が持ち上げて、「私の弟です、息子です」と言うまで持ち上げて、時代の寵児ともてはやされ、マスコミに連日登場し続けたライブドアの前社長、堀江貴文氏が、関連会社の偽計取引とか風説の流布で逮捕されました。さらに事態は粉飾決算にまで発展をし、証券取引法違反、有価証券報告書虚偽記載で追起訴をされる事態に至ったわけでございます。ライブドアの株は、4月14日で東京証券取引所での上場廃止になることに決定をしたわけでございます。これでたくさんの大衆投資家が大きな損失をこうむるわけでございますけれども、このような事態に至った責任の所在というものを我々は冷静に見詰め、総括をしておかなければならないだろうというふうに思うんです。

毎日、本当にテレビに顔を出さない日はないくらい、ホリエモンはテレビに出演し、新聞、週刊誌にも登場して、時代の寵児としてもてはやされたわけでございます。そして、自分の弟です、息子ですと持ち上げて政権与党の幹事長が衆議院選に立候補させた。こういう人々

にとっては、我々と違って特段の情報収集力があるわけですから、彼の錬金術の情報を知っていたはずだと思うわけですから、それを見識もなく時流に乗って利用して、自分の選挙に有利に導こうとした。そして事実、若い人々がそれを機会に選挙に向かっていった。そしてあのような結果をもたらしたということですから、それらの人々の責任というものは、たとえ民主党の議員がちょっと根拠の弱い質問をしたということだけで消え去るものではないだろうというふうに思うんです。

昨日の参議院の予算委員会でも福島瑞穂さんがその辺を伝えておりましたけれども、まさにこれは小泉改革の中でこのように、私は、もうけさせて会社を大きくさせてもらったということを幹事長が対談で堀江さんとライブドアの機関誌で語っていたということ昨日、参議院の予算委員会でも福島さんが取り上げておりましたけれども、そのような経過があるわけですから、この責任というものをきちっと我々は忘れてはならないだろうというふうに思うんです。そのきちんとした総括がないと、過ちは何度も繰り返されるのではないかと思うわけですから。

それにしても、私自身、年賀状で、ホリエモンに代表される勝ち組とニートに象徴される負け組の二極化というのが、国の治安の悪化を招くのではないかということで、彼の名前を引用したばかりでございました。まさにこれは平家物語の冒頭の言葉にありますその「祇園精舎の鐘の声、諸行無常の響あり、娑羅双樹の花の色、盛者必衰の理をあらはす、驕れる者は久しからず、猛き者もついに滅びぬ、只春の夜の夢のごとし」、世の中は常に動いているということを痛感させる出来事でもございました。

農業を営む私にとっては、この冬の期間は思い切り充電の時期でございます。この間、さまざまな体験をいたし、たくさんの感動を得ることができました。2月の初めには札幌の雪まつりを見せていただきました。テレビや新聞で報道されている大きな雪像にももちろん感動をさせられたわけですが、一般の市民がつくった小さなたくさんの雪像に、自分たちの町のこのイベントを成功させようとする市民の意気込みというものを見て、私は見させていただきました。

2月の末には、キューバ大使夫妻が福島にやって来て、講演を聞くことができました。半世紀近くはわたる、隣国、超大国アメリカの徹底的な経済制裁の中で、厳しい経済状況にもかかわらず、国民には医療費もただ、教育費もただという福祉社会を実現し、2万人近い外国人留学生を受け入れて、特にその人たちに医学を中心として勉強させていると。それでさらに、たくさんの医師を世界中に紛争などのあった地域に人道派遣をしている。今、アフガニスタンに2,000人の医師団を派遣している国は、キューバしかないということから。

このような貧しい中でも、志を持って国づくりを続けるこのキューバの姿に、我々は、世

世界第2の大国であると言いながら、年々膨張する医療費や教育費、こういうものに脅かされている姿を考えると、一体経済というものは何のためにあるのかということを考えさせられるわけでございます。好感を持ってましたのは、その講演の中でも出てくるたくさんの映像の中に、カストロ首相の写真は一枚もないんです。ホセ・マルタとかチェ・ゲバラですね、こういう人たちの写真はたくさん出てくるんです。銅像もたくさん出てくるんです。しかし、カストロの姿は全く出てこない。ここに、やはりどこかの国の個人崇拜と違う、そういう印象を持つことができ、大変感動いたしました。

経済的に貧しくて、アメリカに徹底的に迫害されながらも、国民に教育費とか医療費を無償で提供しているこのキューバの国づくりと、世界第2の経済力を持ちながらも、年々、我々に医療費の負担、教育費の負担を強めている我が国の現状というものは、政治が何かおかしいということ考えたのは、たくさんあの集まった人たちの中で私一人ではないというふうに思っております。

久しぶりに映画を見せていただきました。「男たちの大和」という映画が、大変、テレビなどで紹介されておりましたので、を見せていただいたわけでございます。ほかの船は沈んでもこの船は沈まないんだ、こういうふうにこの旧海軍の兵士はみんな思っていたんですね。それが、あのアメリカの集中的な爆撃の中で沈んでいったわけでございますけれども、大きなスクリーンの中に映し出されるその戦場のシーンというものは、まさに戦争のむごたらしさ、そして命の本当にむだにするその本質というものが、まさに迫力を持って我々に迫ってきたわけでございます。一人一人の登場した軍人にも愛する肉親や恋人がいた、ドラマの中にもそれがあったわけでございますけれども、あの大战で日本人だけでも310万人、日本人が関与して亡くなったアジア全体で言いますと2,000万人を超えるとされる人々に、それぞれの愛する人々がいたということを考えますと、戦争というもののむごたらしさ、そして、戦争というものは絶対起こしてはならないものだという感を強くしたわけでございます。

また、このような激しい戦闘の中で、沈まないと言われていた大和とか武蔵が沈んで、そしてさらに沖縄戦においてあのような激しい戦闘があって敗北をしたのにもかかわらず、指導者は戦争を早期終結せずに、その次に日本全国各地の大都市を中心とする都市へのアメリカの空襲を受けて、さらに広島、長崎という原爆まで受けるまで戦争を終息できなかった日本の指導者の責任の重さというものを痛感させられたわけでございます。

2月の中旬、著名な学者や評論家がこれほど会津の地に集まった歴史があっただろうかと言われる、エンジンゼロワン文化戦略会議のオープンカレッジ・イン・会津にも最後の日に参加をさせていただきました。最終日の2月12日のクロージングスペシャル、「38年後の手紙、戊辰戦争と今」というテーマの討論でございましたけれども、さまざまないろいろな話がございました。早乙女貢さんなどは、独特の会津士魂というものを持って、長州批判を

しておりましたけれども、しかし、長州の側、あるいは土佐の側に言わせれば、やはりこれは京都の付近などに見られるように、新撰組を中心として大量のその長州、さらには土佐藩の藩士を、指導者を殺りくしてきた、その新撰組を会津藩が関与していたということを考えれば、やはりこの戦争の恨み、そういうものがそういう中で出てきたのかなというふうに思われるわけでございます。

早乙女さん、あるいは多くの参加者も、そういう意味では長州の出身者をそのようにしてはならないなんていう意見も出されたわけでございますけれども、それはさておき、戦争というものはいつまでも後を引くものでございますし、やられた方は、100年たっても200年たってもその恨みというものは消えないものなんだなというふうに思いを強くしたわけでございます。

前置きはこのくらいにいたしまして、通告書に従って質問をさせていただきます。

質問の第1点は、路線バスの利用促進策についてでございます。

予算書を見ても、赤字路線バスの補助に対して2,000万近い補助金を出さなくちゃならないという、町のこの財政難の中で大変なことだというふうに思うわけでございます。しかし、バス路線というものは、これからますます強まるであろう高齢化社会において、交通弱者、車に乗れない人々にとってこれは大事な足でございます。こういうものは、やはりお金がかかって維持しなければならないということを私は強く感じるわけでございます。

そして、このバスを維持させるためには、やはりこの利用の促進を図らなければならないだろうというふうに思うんです。そして、利用者の減少が、ますますこの赤字の負担を多くしている。しかし、私が思うところに、このバスについては、悪循環が始まっているのではないかというふうに思うんです。利用者が少ないから、どんどん便数を減らす。そうするとますます利用しにくくなって、バス以外の交通手段を皆利用するようになるわけでございまして、そういうものをどんどん循環を繰り返して今日があるわけでございます。ですから、やはり我々は、思い切ってこの悪循環を断ち切るような施策というものが必要なのではないかと思うんです。どのようにすれば、バスの利用がふえていって我々の負担が軽減するか、こういうことをみんなでやはり考えなければならない時期に来ているのだろうというふうに思うんです。

町民の声を聞いてみますと、まず、ここにも挙げておりましたように、町民はバスの運行時間というのを余り理解していないと、何時にバス来るんだかわからない、たまにしか利用しないから。「バス停留所には書いてあるんじゃないですか」と私は言うんですけれども、それだけでは不十分だと、バス停留所までわざわざ行って調べてまで利用しなくても、別の手段があるから、ついそっちに乗ってしまうと、こういう話でございますから、やはり町の広報などで、絶えずバスの運行時間などを町民に知らせて、どうぞバスを利用してください

と、こういうことをやはり町は広報などで周知徹底を図るべきではないのかということが第1点でございます。

2点目は、町はあらゆる機会を利用してバス利用の促進を図るべきではないか。ちょっと予算審査の中で申しあげましたように、例えば敬老会の記念品にバスの回数券を配るなどというのも一つの方法ではないのかと。さらには、町の成田幼稚園などに通う、そういう職員にはバスで通勤をさせるなどというのも一つの方法ではないのかというふうに思うわけでございます。

さらに、3点目は、成田地区の旧二小区生徒にのみ出している通学バス代補助を、やはり2キロメートル以上のそういう子供たちには出すべきではないのか。そして、子育てを支援すると同時に、今問題になっている子供たちの安全の確保にもこれはつながるのではないかと、そういう意味を持って、やはりもう少しこれは拡大をすべきでないか。やはり同じ町民でありながら、片方に出して、なぜ片方に出さないんだという不満もあると思いますし、教育費、これは子育て支援をして、少子化に対する施策としても重要な施策の一つではないか。教育費を軽減する、そういうものが少子化対策としてもやっぱり有効なのではないだろうかというふうに思うわけございまして、これはぜひご検討いただきたいと思っております。

質問の2つ目の項目は、臨時町職員の労務管理についてでございます。

町は、やはり法律は守らなくちゃならないですね。労働基準法、そういう中で定められている法律というものはきちっと守られているだろうか、実態はどうかということをお尋ねをしたいと思います。

その一つは、年次有給休暇の付与というものは、これは臨時職員であろうとなんだろうと、年休というものは与えなくちゃならないことになっていますね。臨時職員には与えなくていいんだということはないですよ、これは。1年以上継続した場合はという形で労働基準法に明確に定められていまして、正職員とか臨時職員との差別はないんですね。それは付与の方法については、もちろん職員には労基法以上の休暇が保障されておりますから、労基法の基準での付与だけは、臨時職員といえどもこれは与えなければ法律違反になるわけでございます。年次有給休暇というのはどのようになっているのでしょうか。

さらに、2点目は、いわゆる町長部局と教育委員会部局の雇用条件に差があるのではないかと思います。何か町長部局の方は、臨時職員がころころとかわっている。だけれども、教育委員会の部局の方はかわらない。これはちょっとおかしいのではないかとこのように私は感じるわけです。どっちも同じ町の臨時職員でございますから、公平に扱うべきではないかと、こういうことを思うわけございまして、その辺の差別というものをどのように考えているのかをお尋ねしたいと思います。

3つ目は、地域水田農業ビジョンについてでございますが、やはり今、米というものが、

市場取引で市場価格ですね、需要と供給の関係で値段が決まっていく、こういう形になっているわけですから、やはり米というものは、ある程度生産を抑制しないと価格が暴落する。今でさえも米づくりというのは、私もやっているんですけども、ほとんどもうけのない仕事ですね。そういう状況が、さらに値段が暴落していけば、全くやっつけられない仕事になっていくわけですから、やはりこの食糧制度がなくなった今日において、生産調整というものはやっていかないと、米の価格暴落というものが起きるのではないかと、いうことを危惧するわけですから。

そのためにどういうことをすべきなのかということをお聞きしたいわけですから。町は、一般作物の転作とか休耕に対しては、100%達成者以外には何らの手当もないわけですから。100%の達成ということがいかに大変なことかというものをぜひ執行の皆さんに理解をしてもらいたい。昔だったらば、10%転作だったらば、これは何か努力すればできたんです。今は半分近いですかね、私の方も割り当て面積が来ました。作付指定面積は、私の耕地のほとんど半分です。半分の田んぼを耕して、その半分の田んぼですね、私はその田んぼの分に見合った機械設備をしているわけですから、それを半分をつくって生活をしろということは、これはちょっと無理なんじゃないかと。

しかし、少しでも米の過剰を抑えるために転作をしなければならないとするならば、たとえば100%達成しないとしても、何らかの補償が昔はあったんですね。1割減反のときはあったんですよ。100%達成しない人にも補償があった。それがどんどん面積がふえて、50%もの転作面積割り当てを与えた場合において、その補償が全くない。半分まで転作や休耕をしないと補償しないというんでは、これはちょっと言っている方が無理なんじゃないかと思うんです。たとえ少しであろうとも、誠意を持ってこの米過剰を抑えるために協力しようという、そういう人がいたならば、これは当然、ある程度の補償を、気持ちだけとなるかもしれませんが、今の財政状況では。大変、昔のような手厚いような補償は期待できないかもしれませんが、しかし、何らかの補償がなければ、ついてくる農民はいないんじゃないかというふうに思うんです。減反の現地確認もしないと言っていますけれども、恐らくこういう状況では、通知書を出さないんですね、農家は。出しても何もならない。忙しい思いして書いて出しても、何もならないわけですから。書いたのを中身が違ってたなんて言われるのが落ちでは、やりきれないですよ。一銭にもならなくて、何だ、約束が違うなんて後から怒られては、割に合わない。恐らく農家は出さないんです。

果たしてこういう農政でいいのかということをお聞きしたいわけですから。もう少し農家のために血の通った農政というものを実施すべきではないのかということからお願いします。

4つ目、これが一番大事な問題だと思うんです。財政の健全化策についてということからお願いします。

町づくりの基本たる基本は、駅東開発だろうと思うんです。これは今、財政が危うくなるとんざをせざるを得ないほど町の財政が危機的な状況にある。しかし、本当にこの財政の危機だということを皆さんが認識をしているのか、物すごく私は疑問に思うわけでございます。

それは、予算審査の中でもいろいろ明らかになりました。1点目にある入札制度の抜本的改善でございます。この特に話題になりましたのは、プールの管理業務委託でございます。私は、矢吹のプールの例を出して、大変、矢吹は鏡石町の3分の1くらいの値段で職員を配置しておりますけれども、やっていると。しかし、矢吹の説明は違うんじゃないかという声もありますけれども、矢吹には2階にトレーニングセンターもありますし、私は両方のプールを見ているけれども、実際に動いている人数なんていうのは、ほとんど私は夜ばかり行っていますけれども、鏡石も矢吹もほとんど変わらない。

しかし、今回、予算審査の中である議員から出されました資料を見ますと、那須町のプールは鏡石のプールよりももっとお金をかけてつくっているプール、大きい設備でございます。しかし、この那須町のプールが、職員の人件費まで入れて2,000万ちょっとでやっているんですね。鏡石は、臨時の職員、パートで650円なんていう職員募集のチラシもありましたけれども、そういう人を使っても三千数百万円もかかっているんですね。これを平成11年創設以来同じ業者に入札をさせている。そして、その入札を4月1日に休館をして、4月2日の業務委託の入札をやっているんですね。4月2日からの仕事を4月1日に入札やって、あれだけの職員が必要なのに、間に合うわけがないと思うんですよ。

これは私は、かなり、月刊タクティクスなどに書かれたように、官製談合の疑いが濃厚ではないかと思うんです。そういうことを言われたくなければ、あれ、きちんとした、やはり「季下に冠を正さず」ということわざがございますけれども、そのような対応をして、もっと開かれた入札をして、新しい新規参加者などを加えて、たくさんの中からこれは入札制度をやるべきではないのか。特定の人たちだけでその入札をやる指名入札だけでは、やはりこの疑惑は解けないんじゃないかと思うんです。ですから、私は、この入札制度を抜本的に改善することが、今日の財政を改善するための一番の大事なことだろうというふうに思うわけでございます。もう少し他の建設についても、一般競争入札制度の導入などで抜本的な改善を図って、この費用を、財政の支出を低く抑えるような努力をすべきではないかということです。

2点目は、宴会の徹底的な減少と。

私は、この問題を聞くに当たって、やはり須賀川市の職員などにいろいろ話を聞いてきました。須賀川市の幹部職員の経験者などのお話を聞きましたけれども、須賀川などもやはり財政難を考慮して、宴会などはどんどん減っているというんですね。我が町は、町のこのミ

ニコミ紙などを見ても、町長の日程などを見ると、連日連夜宴会が続いているようでございます。これでは本当の真剣な町づくりをする考える時間がなくなってしまうのではないかと、正月なんか特に、12月とか1月なんかは宴会漬けでございます。

そういうものをもっともっと減らしていくべきだし、さらに今月号のタクティクス紙に載っていましたが、これは私のところにある雑誌社から、こういう原稿が来ましたということでファクスが来たんです。そこにその記者会見後に宴会をやっているということが寄せられたということで来たんです。「そういうことがあるのか」と言うから、私は「わかりません」と言ったんですけれども、そういう記者会見をやって、その記者の話によると、いつも手土産をもらって帰りますよと。そして、そのタクティクスの記者いわく、私も総務課長にゴマの一つもついていけば、オランダ祭りの広告なんかもらえるんだけれどもということを書いてありました、今月号のあれに。

やはりその広告費というものも問題だと思っんです。やはり記者と癒着した関係をつくる大きな原因は、この宴会と広告費になると思っんです。ここをいわば徹底的に排除しないと、やはりこれはおかしいんじゃないか。おかしいことをやって、新聞に書かれないようにいろいろの工作をやっているんじゃないかということも言われても、やむを得ないんです。これは早急に改めるべき課題でございます、そういう新聞記者に対するリップサービスといいますが、そういうものはやめるべきではないのか、このことを申し上げたいわけでございますし、議会との懇親会もそうでございます。議会が終わるたびに酒を飲んでいるということは、やっぱり癒着をしているんじゃないかと言われてもしょうがないんです。

実際、私は、この予算審議の中で、やはりこの入札、プールの入札については特に意見を付すべきだということをも主張したんですけれども、残念ながらこれは少数で否決をされました。しかし、この他のプールに比べて2倍も3倍もお金かけているという委託費を改善しようというのは、議会として本来チェックしなくちゃならない問題でございますけれども、我が町議会は、そういうことをやらない、チェック機能を放棄している、そういう議会であるということをも痛感するわけで、これはやはり宴会ばかりやっている、そういうことにあるんじゃないか。

3点目は、新採者の抑制です。

この年は、退職者もいないのに4名も新規採用をしていると。後に別の議員も、私はこの一般質問の通告書を今もらったばかりです。しかし、これ3月6日の阿武隈とかマメタイムスに一般質問通告書の内容が出ているんですね。しかし、我々には当日にならないと出さないということで、これは非常に私の不満とするところでございますが、この中にもこの新採について意見があるそうなので、私は簡単に申し上げますけれども、やはり町の財政改革大綱なんかを見れば、今日、一人の退職者もいないのに4人も採用するということはいかがな

ものか、長期的な展望に立った町政運営を、財政運営を考えているかどうか、非常に疑問に思うわけでございまして、この辺についての見解を求めるわけでございます。

以上です。

議長（菊地栄助君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） 12番、円谷議員の質問にお答えいたします。

私からは、4番の財政の健全化策の2番についてお答えを申し上げます。

記者会見をした後に記者と懇談をいたしたわけでございますが、それが宴会というようなことで質問をされたわけでございますが、記者とのかかわりということになるわけでありまして、鏡石町のさまざまな事業や、あるいは町づくりなどについて新聞報道を通して町民に知らせていただくと、これは大変意義のあることだと思っております。そういうことを常日ごろ連携を密にして、是々非々の立場でお互い交流をしているところでございますので、今後も必要に応じて開催してまいりたいと、このように考えているところでございます。

なお、ほかの質問については、担当課長等からお答えをいたさせます。

議長（菊地栄助君） 助役。

〔助役 正木正秋君 登壇〕

助役（正木正秋君） 12番、円谷寛議員の4番の質問事項、財政の健全化策についてのうちの（1）番、入札制度の抜本的改善のご質問にお答えを申し上げます。

この町民プール管理業務委託につきましては、予算審査特別委員会の中でも申し上げましたとおり、この定例会にご提案申し上げました指定管理者制度に係る新条例が議決いただいて執行されれば、こうした制度を利用して経費の軽減とそうした管理の向上に努めてまいる考えであります。

また、入札制度全般について申し上げますと、国におきましては、公共工事の入札、契約の適正化を促進し、公共工事に対する信頼の確保と業界の健全な発展を図るとして、平成13年4月に公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律を施行しております。

我が町といたしましても、この法律に従いまして、毎年度初めに発注見通しの公表、入札執行結果の公表を行っております。入札制度の透明性と公正な競争の促進、不正行為の排除の徹底に取り組んでまいってきたところであります。

一般競争入札制度の導入につきましては、現在のところ、一部で採用されているのみでありまして、その動向を見ながら今後検討してまいりたいと、そのように考えているところであります。

以上、答弁にかえさせていただきます。

議長（菊地栄助君） 総務課長。

〔総務課参事兼課長 円谷光行君 登壇〕

総務課参事兼課長（円谷光行君） 皆さん、おはようございます。

12番議員の質問にご答弁をいたします。

最初に、4の財政の健全化策についての中で、3の新採用の抑制として、なぜ退職者がいないのに4名の新採用なのかとの質問ですが、今回の職員採用は平成14年度以来の採用であり、平成14年度末に4名、平成15年度末に2名、平成16年度末には2名の退職者があり、これまでに8名の退職がありました。また、平成15年度末に県派遣を受けていた県職員が職務復帰しておりますので、合わせて9名の減員となっております。

町では、第2次行政改革大綱に基づき、職員の定数管理計画として極力採用を控えてまいりましたが、今後予想される定年による退職に備えた定数管理計画として、今回4名の採用となったものであります。

次に、1の路線バス利用増進策についてのご提案であります。ご承知のとおり、生活路線バスは、町民の生活圏域の交流、経済、移動等に必要不可欠な公共交通手段として、長年にわたり利用されてきております。しかしながら、マイカー等の普及により年々利用者が減少し、一部では路線の廃止が行われ、路線を存続するためには公費の負担なしでは採算がとれなくなってきているのが現状であり、ご質問のとおり、町の財政負担も年々ふえている現状にあり、バス路線のあり方を関係機関並びに関係自治体とともに研究を進めているところであります。町といたしまして、町民の理解をいただくため、昨年は広報「かがみいし」にバス路線の現状についてお知らせしたところであり、バス路線の維持管理対策と利用促進を働きかけてまいりたいと思います。

なお、提案の町広報紙への時刻表の掲載につきましては、民間事業者でもあり、事業者側での取り組みにも期待したいと考えております。

次に、通学バス代の補助を拡大することにつきましては、現在、財政事情から困難と考えております。これまでに教育委員会で報告しているとおり、現在交付している旧二小学校区につきましては、行財政改革の実施計画に基づいて、廃止の方向で関係保護者の理解を求めているところでございます。

次に、2の臨時町職員の労務管理についてのご質問にご答弁いたします。

臨時職員の労働条件についての中で、年次有給休暇の付与はどうなっているかとの質問ですが、臨時職員は、地方公務員法第22条第5項の規定に基づき、臨時的に任用される職員であり、雇用通知書の中で1日を単位として雇用することとしており、有給休暇については付与の考えはありません。

次に、2の町長部局と教育委員会部局の雇用条件に差別があるのではないかとお尋ねで

すが、臨時職員の雇用につきましては、鏡石町臨時職員雇用等管理規程に基づき行っており、一部異なった雇用となっているのは、特定職種における雇用期間ではないかと思えます。これは、管理規程第5条に基づき、特別の資格、免許を必要とする臨時技術補助員または業務の特殊性による職員についての雇用期間ではないかと思われます。

以上で答弁といたします。

議長（菊地栄助君） 産業課長。

〔産業課長 小林政次君 登壇〕

産業課長（小林政次君） 12番議員の質問にお答えいたします。

3番の地域水田農業ビジョンについてでございますが、鏡石町地域水田農業ビジョンは、目標年度を18年度としまして、平成16年度に鏡石町地域水田農業推進協議会において決定されたものであります。ビジョン策定の根底には、国が示した米政策改革大綱の中で、生産調整を中心としてきた米政策から消費者重視、市場重視の政策転換があり、個々の農業者が自己経営判断により米等を生産することが、ビジョン策定の大きな要因となっております。これらを実現するために、米の生産調整と米以外の作物を総合的に勘案した地域作物の戦略販売、水田の利活用、担い手の育成等の将来方向を示したものでございます。

さて、地域水田農業ビジョンを実現するため、産地づくり推進交付金の活用がありますが、生産調整を推進すべく、交付されているところでございます。採択要件といたしまして、生産調整達成者で集荷円滑化対策加入者、かつ生産調整方針参加者が、助成対象の必須条件となっており、これにつきましては、国の米政策改革基本要綱に基づく水田農業構造改革対策の中で助成要件が定められておりますので、ご理解願いたいと思えます。

なお、生産調整未達成者対策としましては、ほ場の生産コストの低減を図るための直播栽培、売れる米づくり推進として特別栽培米と高付加価値米の普及推進、米に依存しない生産を確立するためのイチゴ、キュウリ、桃への補助策を実施しておりますので、ご理解願いたいと思えます。

議長（菊地栄助君） 12番、円谷寛君の再質問の発言を許します。

〔12番 円谷 寛君 登壇〕

12番（円谷 寛君） 再質問をさせていただきます。

総務課長のバス路線の利用促進策ということについての答弁ですけれども、私が言っているのは、町の財政負担を抑えるためには、この利用者を促進させることによって町の補助を下げることができるんですね。だから、そのための施策を町でやった方が、後追いで赤字が出たからって金をどんどん補助金で出すよりも、むしろ利用するためにお金を出した方が経済的に合理的じゃないのかということを申し上げているわけです。だから、その答弁では何か非常に官僚的というか、もう役の当たったような答弁であって、血が通っていない。

やはりバス路線の維持をするために、どういうふうにして利用をふやすのかということをもう少し頭を使ってもらいたいです、金ばかり使わないで。やはり何で広報に、事業者がやるにしても、事業者はどういう方法でやるんだかわからないけれども、折り込み広告でもやればいいのかもわからないけれども、やはり町が広報を出しているんだから、収入支出にストレートに町に影響するわけですよ。利用者がふえないと赤字が増大していくと、バス路線を維持できないということですね。

やはり地域のためにも、このバス路線というのは必要だということを理解して、そして、そのバス路線を維持するためには、赤字を補てんするばかりじゃなくて利用を増進するんだと。そのためには時刻表とかそういうものをみんなにわかるように、それはバス会社がやるというなら、バス会社で出してもらえばそれもいいですし、広報には最近広告欄なんかもあるようだから、特別そういうのを安くして広告を出してやるとか、そういうものをやっぱり町としても考えないと、業者にばかり任していたらば、どんどんこれは負担がふえていくばかりだから、町の負担を減らすためにも利用促進策を講じるべきではないのかということを行っているわけです。

3点の学校の通学バスの廃止は、これはとんでもない話ですよ。議会では、ちゃんと継続して慎重に審議した結果、成田区長の出した陳情を採択しているわけですよ。議会の意思を無視することにもなるわけですよ。だから、そういう意味からも、これはやはりなくすんじゃなくて、やはり今、集団登校、下校をさせるためにも、遠隔地についてはもっと補助を拡大して、プールの費用なんか、本当に印刷やれば、矢吹並みの維持費でやれば、もう収入はいっぱい出てくるんだね、あそこから。6,000万も赤字出しているんだからね、プールには。だから、成田の学校に100万ですよ。片方は6,000万も垂れ流して、そして官製談合だなんて言われながらお金をばらまいているんだよね。そして、100万の、あれほどの子供が毎日利用しているバスをカットすっぺえなんていうのは、ちょっといただけない政策ですね、これは。成田の地域ばかりじゃなくて、私は、久来石とか高久田、深内とかそういう人にもぜひ出していただきたいものだというふうに思います。

それから、労働基準法をやっぱり総務課長は読んでいるのかな。地方公務員に適用になれば、労働基準法は全く関係ないということなんですか、その今の答弁は。労働基準法というのは、やはり地方公務員にだって適用されるんですよ。それを全く無視していいということにはならないですよ。そして、今言ったように、長年、長い人は物すごく長く勤めたわけでしょう。それは労基法ではっきりと労働条件がやっぱり年休という制度が認められているわけだから、それを臨時雇用には年休いいなんて、こんな認識で今まで労務管理やってきたんですか。これは大変な誤りだと思いますよ。

これはやっぱり反省して検討してもらわないと、臨時職員だって労基法の年休は生じるん

ですよ。これはやはりもう少し勉強してもらわないとだめだね。部分的に労働基準法と公務員法との競合する場合は別として、労働者の基本的な権利ですから、労働基準法というのは文字どおり。これを公務員は適用にならないから臨時職員は年休が要らないんだなんていう考えは、ちょっとこれ認識が違うんじゃないかな。これはもうちょっとよく考えてもらって、再答弁をいただきたいと思います。

それから、助役、きれいごとを言っているんだけど、しかし、その中には、この今言われているプールなんかの入札で、11年発足以来2年間は随契でやって、これは住民監査請求が出て、違法だと、こういうことを断定されて、それで競争入札に戻ったわけですけども、それも指名で同じ業者が指名して、雑誌の記事なんかによれば、あるお膳立てをする会社があって、その会社が皆お膳立てをして、顔ぶれをそろえてやっているんだと、こういうことを書かれて、あれが事実でないとするれば、やっぱり私は名誉棄損で訴えるべきだと思うんですよ。訴えないと、やっぱり認めたことになっちゃいますよ、ああいうことを言われて。大変、町にとっては不名誉なことだと思うんですよ。官製談合でそういうことをやっている。

私は、このネットワークという会社そのものにもかなり疑惑があるんですよ。ここに関係の議員が、家族が株主だという議員も何人もいるから非常に言いにくいんですけども、やはりあのネットワークという会社、記者が入って聞けば、どこに事務所があるんだ、わからないと。事務所に行けば、ここは洗濯屋やっているだけで、そういうのはわかりませんよ。職員に聞けば、あんたたち何かあったらどこに行くんだ、いや、公民館に行きます。これでは直営と同じじゃないですか。どこに会社の実体があるんだかわからないところにこれほどの工事を発注しているということは、まさにおかしいと思うんですよ。

だから、やはりこれは早急に改めて、本当に新しい業者をたくさん入れて、指名入札じゃなくて一般入札でやるくらいにしていかないと、やはりこれはこの疑惑は晴れないですね。だから、やはりもう少しこの辺で抜本的な改正を図るようにね。

あと、産業課長ね、そのまだ転作が、前にも私言っているとおり、10%くらいだったら、あるいは20%だと大変ですけども、そのくらいだったら、100%やれば出しますよというぐあいにはどんどんふえていって、作付面積が半分になった時点で、これは全部達成すればなんぼかだしますよなんていうのは実効性のない話だから、やはりもう少しそこを血の通った、その目標面積が大き過ぎるんだから、たとえ100%いなくても補償するということを考えなくちゃならないんじゃないのかと私言っているんですよ。そんないろいろな理屈はわかるんだけど、実際上の予算を受ける人が町の中に何人いるかと、よくよくないようなそういう制度で、だれももらえないような仕組みをつくって、それやっていますなんて言たって、それはだめですよ。

もう一回、答弁をお願いします。

議長（菊地栄助君） 再質問に対する答弁を求めます。

助役。

〔助役 正木正秋君 登壇〕

助役（正木正秋君） 12番、円谷寛議員の再質問にお答えを申し上げます。

再三、この町民プール、すいすいにつきまして、予算の特別委員会の中でも十分論議したつもりでございますが、ここでも、その入札のあり方について何か雑誌に書かれたと、それは訴えるべきじゃないかと、あたかも訴えなさいと、そのように何か申し上げているように聞こえているんですが、なぜ私どもがそれを訴えなくてはならないのか、逆に私の方から伺いたいぐらいのお話であります。根も葉もない事実無根のお話をこの場で私は議員と議論する考えはございません。それよりも、こうした事情をだれが書かせているのか、そっちの方に私は興味を感じております。

いずれにいたしましても、これからの入札制度のあり方、こういったものについては、私どもも常にその改善については意を用いております、今後とも研究、検討を重ねてまいりたいと、そんなふうにご考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（菊地栄助君） 総務課長。

〔総務課参事兼課長 円谷光行君 登壇〕

総務課参事兼課長（円谷光行君） 12番議員の再質問にお答えいたします。

バス路線の利用促進についてであります。今後とも地域のためにもバス利用促進に、PRに努力をしてまいりたいと思います。

なお、2つ目、3つ目の学校の関係の補助関係と臨時職員の労務基準の関係についての考え方、とらえ方は、先ほど答弁したとおりでございますので、ご理解を願います。

議長（菊地栄助君） 産業課長。

〔産業課長 小林政次君 登壇〕

産業課長（小林政次君） 12番議員の再質問にお答えいたします。

転作関係で、100%にいかなくても補助を考えるべきではないかということでございますが、先ほども答弁しましたけれども、町単独事業としまして、100%を達成していなくても、例えば直播栽培推進事業に対する補助、それから利用権設定助成に対する補助、それから特別栽培推進に対する補助、それから選別網に対する補助、それから野菜・果樹栽培作付事業としまして、イチゴ、キュウリ、桃、これらに対しましては、町単独事業としまして、100%達成していなくても集中的な施策を推進するという事で補助をしておりますので、ご理解願いたいと思います。

以上でございます。

議長（菊地栄助君） 12番、円谷寛君の再々質問の発言を許します。

〔12番 円谷 寛君 登壇〕

12番（円谷 寛君） 局長、時間が、何だか終わってからも過ぎているようだから、よく注意して時計管理してくださいね。

全く誠意のない態度。助役のなぜ訴えなければならぬと、町は官製談合をやっていると言われているんですよ。官製談合がないんだっただらば、そういうことはないということで訴えるのが筋じゃないですか。何で訴えなければならぬかと、そういう疑惑が持たれているんですよ。官製談合だということを言われていて、訴えなくちゃならないのはわからないと、それは官製談合でないんだっただらば、やっぱりきちっとそこは調べさせて明らかにすべきですよ。やはり我々とすれば、何かそこが臭いんじゃないかということが、いつもおいがただよっているというふうに思うんです。

それから、やはり総務課長ね、そういう答弁はないですよ。だから、地方公務員法が適用されるといふんだっただらば、もっと違う雇用になるんじゃないですか、大丈夫ですか、そういうことを言って。労基法というのは公務員には適用されないといふんだっただらば、地方公務員法を適用させて労務管理やってくださいよ。それも適用していないんでしょう。どちらも適用しないで、あなた、恣意的に臨時職員を使い捨てやるみたいなそういう使い方は、間違っていますよ。そこは抜本的に反省が必要だと思いますよ。私は、労働基準法を守らせる戦いを何十年もやってきている人間だから言うんだけれども、そういう、あなた、詭弁はやめてください。どちらかを適用するんだって言ったら適用してくださいよ。それをあなた、いいかげんにして、どちらも都合のいいことだけやっているのはおかしいですよ。

それから、バスの路線について、だから、何で広報にはバスの時刻表を載せられないんだと言っているんです。広報なんて、言っただけ失礼だけれども、やはり生活に密着した記事というのは余り少ないんですよ。何か町のPR紙だからしょうがないと言えばそれまでですけども、町の宣伝みたいな部分だけで、密着したそういう一般の町民の役に立つような、そういう実用記事というものをもう少しやっぱり載せるべきですよ。広報に時刻表をやっぱり載せて、バスを使ってくださいと、そういう訴えを町もやる、そのことによってバス路線に対する補助が減っていくわけですからね。これは町の懐に直接響く話じゃないですか。それはやっぱり町としてやるべきじゃないか。もう少し機会をとらえてそういう問題を、バス会社と協議するのはいいですけども、やっていくべきだといふふうに思うんです。

あと、産業課長の地域水田農業ビジョンについては、やはり他の町村の例はどうなっているのか。ほかでは、こういう達成していない人に対しても休耕というか、あるいは一般の野菜とかの作物なんかに対しては補助をやっているのか、やっていないのか、その辺の実例を

調べているのかどうなのか、ぜひ聞かせてください。

何か私の聞いているところでは、やっている町村はかなりの補助をやっているということ、私には聞いているものですから、我が町はちょっと農家に対して血が通っていないのではないかと、そういうことで申し上げているわけですね。これは何も唐突もなく我が町だけで特別何かやれということじゃなくて、他の町村はいろいろやっているということですね。それをもう少し勉強して、そして少しでもやっぱり農民に納得が得られるような水田農業ビジョンでないと、それはひとりよがりの中身の無い空疎なものになっていくと思うので、もう少し農家のために血の通った農政というものをやはり企画立案して、そして水田農業ビジョンというものをつくっていただきたいということを申し上げて、私の再々質問にしたい。

議長（菊地栄助君） 再々質問に対する答弁を求めます。

助役。

〔助役 正木正秋君 登壇〕

助役（正木正秋君） 12番、円谷寛議員の再々質問にお答えをいたします。

今回のご質問、財政の健全化策についてという高い次元のご質問ということで、誠意を持って答弁に答えてまいりましたが、行き着くところは、官製談合というお話でございました。この談合につきましては、業者間の入札上のことでございまして、私どももそういった調査は行ってまいりますし、また、そういった関係については一切、町では関知をしておりません。今後とも競争性、透明性の高い入札を執行していくように心がけてまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（菊地栄助君） 総務課長。

〔総務課参事兼課長 円谷光行君 登壇〕

総務課参事兼課長（円谷光行君） 12番議員の再々質問に答弁いたします。

臨時職員の労働基準法の適用についてでございますが、休暇等以外については、勤務時間、労働条件等々に準じて実施しておりますので、先ほど答弁したとおりであります。

バス路線についても、まずは営業の会社であるバス会社もどンドン努力をいたし、それによって町もいろんな広報、PRをしてまいりますと、先ほどの答弁のとおりでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（菊地栄助君） 産業課長。

〔産業課長 小林政次君 登壇〕

産業課長（小林政次君） 12番議員の再々質問にお答えいたします。

水田農業ビジョンに対する周囲の状況ということでございますが、一般作物につきまして調査しておりますので、お答えいたします。

須賀川市におきましては、鏡石町と同じで、要件達成者のみに補助金を出しまして、未達成者には不交付でございます。

それから、天栄村でございますが、天栄村につきましては、要件達成者、それから未達成者にも補助をしております、未達成者に対しましては10アール当たり1,000円でございます。

以上でございます。

議長（菊地栄助君） 12番、円谷寛君の一般質問はこれまでとします。

渡 辺 定 己 君

議長（菊地栄助君） 次に、2番、渡辺定己君の一般質問の発言を許します。

2番、渡辺定己君。

〔2番 渡辺定己君 登壇〕

2番（渡辺定己君） 2番、渡辺定己であります。平成18年3月定例議会一般質問の2番目に登壇させていただきました。何分にもふなれでございます。皆様の指導を賜りながら質問に入らせていただきます。よろしくお願いいたします。

さて、昨年より話題、問題になっているのが、耐震偽造事件です。関東にとどまらず、九州、札幌まで拡大し、マンションなど住民の安全を脅かす大きな社会問題にまで発展しました。

また、社会問題といえば、ホリエモンことライブドアの証券取引法違反事件であります。関係者の逮捕、自殺まで出て、国会において論戦がなされたことでもあります。

また、輸入牛肉の異物混入問題では、食材に関する意識の違いや管理の不徹底から、輸入食材の安全・安心が根本から失われました。スーパーなどで販売されている生鮮食品の8割近くが輸入品に依存している現在、食糧の自給、特に安全面では農産物の地産地消の重要性が再認識されたことではないでしょうか。

自然現象では、昨年から大雪に見舞われた豪雪地帯の市町村においては、除雪費用が底をつき、財政面での圧迫されている状況であります。被害はこれまでにとどまらず、除雪、落雪による事故などで亡くなる人が100名を超しており、人的被害も多大なものがあります。

県内でも下郷町において、保育所の屋根から落雪による事故により、幼いとうとい命が犠牲になりました。また、天栄村においては、幼稚園児が調整池に入り、氷遊びし、2名の園児が亡くなるという痛ましい事故が発生しました。私のところにも通報を受け、家族の者が駆けつけ、両親を励ましながら捜査を見守り続けましたが、発見の知らせに、同じ子供を持つ親として、何と言葉をかけていいかわからなかったそうです。池のフェンスの高さは1.8メートルあり、行政には何の落ち度もなかったわけですが、亡くなった子供たちがフェンス

で遊んでいる姿が何人もの人に目撃されていることにもかかわらず、新興住宅であるがゆえに、隣とのつき合いも薄く、だれも制することがなく、その結果、このような事故につながったのではないかと考えられます。もう少し住民のつながり、コミュニティが育っていれば、気配りや注意が子供たちになされていたなら、このような事故も起きることもなかったのではないのでしょうか。我が町においても、危険な箇所が数多くあります。未来のある子供たちに町民が声をかけ合い、見守っていききたいと思うところであります。

悪い話ばかりじゃございません。2月に開幕したトリノオリンピック、日本勢が不振の中でフィギュアスケートの荒川選手が、初のメダル、それも金メダルをもたらしました。メダルの獲得までの苦労は大変だったと思いますが、これからも日本スケート界の躍進のため頑張ってくださいと思うところであります。

次に、町の話題について報告させていただきます。

町の事業の一つに、新規就農者育成支援があります。今年で4年目になり、年に二、三回の現地指導研修会を行っており、今年も1月25日に果樹の剪定講習会を実施しました。町の後継者6名、須賀川市後継者会より3名の出席者があり、普及所の講演を受け、半日の研修になりました。

今年も、技術面ばかりでなく各個人の考え方、問題点、今年度の目標についても出してもらいました。剪定においては、剪定がわからないので、何を質問していいかわからないという声も3分の2もありました。就農二、三年では基礎知識がまだまだ不足しているように思われ、指導面での難しさを感じられました。

一人一人の話を聞いてみますと、日常作業においては、まだまだ作業員感覚で仕事をしている人が半数近く見られ、そのほか、今後もこういうふうな事業を続けてほしい、ほかの木も見たいので視察も検討してほしいとの声がありました。各農家においては、部分でもよいから後継者に責任を持たせ、その作業面から指導していききたいと思うところでありますが、今後の指導の面で、その課題ではないかと思われました。

後継者は、町の農業という産業の大事な宝物であります。そこで、町、関係機関、そしてここにおられる皆様方に対し、後継者を温かく見守り続けていただくことと、ご支援、ご指導をお願いいたしまして、通告に基づき3項目の質問に入らせていただきます。

1番目として、蒲ノ沢交差点の慢性的渋滞の解消についてであります。

前にも関連で質問し、また、今駒議員さんから何日もかけ事細かく調査した上でのご質問がありましたが、その際、国道4号線の4車線化、高久田一貫線の開通後は改善されるのではとの答弁でございました。

その後、信号機の時間の延長、立て看板の設置等で、安全通行の改善策がなされました。しかし、高久田地区住民より強い要望が引き続き出ていることから、再度、今後の方策につ

いて質問させていただきます。

蒲ノ沢交差点の慢性的渋滞の解消について。

として、旧道から国道4号線への右折信号機の設置についてであります。

として、交差点内の防音壁の改善についてであります。高さ70センチでどれだけの効果があるのか、疑問を持ちます。学校や住宅地には必要とは思いますが、広い交差点の中ではどうでしょうか。また、夕方からは須賀川方面から旧道に左折する場合、車のヘッドライトが反射して見づらい上に、大変危険ではないかと思われま。

以上2点の改善策への考えをお伺いします。

2番目として、担い手の農地集積についてであります。

我が国の農業農村従事者の減少、高齢化、耕作放棄など危機的状況にある中、平成17年10月に策定されました経営所得安定対策大綱を拝見しますと、これまでの全農家を対象とし、品目ごと価格に着目し講じてきた対策を、担い手対象に絞り、経営全体に着目した対策に転換することが記載されており、戦後の農政を根本から見直すものになると思われま。打ち出される施策は、品目横断経営安定対策、米政策改革推進対策、農地水環境保全向上対策の3項目から成り立っており、対象者としては、担い手及び認定農業者、一定の条件を備える集落営農となることが示されております。

そこで、質問させていただきます。

これらの制度の対象となるための対応として、として早急な地域における担い手の明確化の対応についてであります。

として、町全体の農地の集積を考える中で、農地の基盤整備促進策についての考えをお伺いします。

3番目として、鏡石町ブランド米「牧場のしずく」の販売促進についてであります。

鏡石町地域水田農業推進協議会米づくり部会を中心といたしまして、関係機関の皆様には、命名式までのご苦労は並大抵ではなかったと推察し、感謝と敬意を申し上げたいと思いま。

しかしながら、生まれたものは、慈しみ育てていかなければなりません。これからの対応が大事な時期ではないでしょうか。当然のこと、特別栽培米の増殖、販売の方法など、生産に対してのメリットにつながり、生産者、消費者から喜ばれる対応が期待されております。

そこで、質問させていただきます。

ブランド米としてのPR、販売をしてきた実績とその反応はどうだったのか、また、今後の対応についての考えをお伺いしたいと思います。

以上で1回目の質問を終わります。

議長（菊地栄助君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） 2番、渡辺議員の質問にお答えいたします。

3番の鏡石町ブランド米「牧場のしずく」の販売促進について、お答えをいたします。

ブランド米の具現化につきましては、この議場においても一般質問でたびたび取り上げられまして、昨年度、私から指示をいたしまして、町地域水田農業推進協議会の中に米づくり担い手等による米づくり部会を発足させ、売れる米づくり推進のため、化学肥料と農薬を50%以上減らした特別栽培米による鏡石町ブランド米を立ち上げ、愛称募集を行いました。238通の応募の中から、愛称を「牧場のしずく」と決定したところです。

その後、JAにおいて商標登録の申請を行い、各種イベントや物産展、東京かがみいし会等で販売の促進を図ってきたところでございますが、初年度でもあることから、思ったほどの実績は上がらない状況でありました。

今後は、一層のPRに努めまして、鏡石ブランド米として確立していきたいと考えております。

また、特別栽培米の17年作付面積は3.8ヘクタールでありましたが、18年予約については、約3倍の12ヘクタールが予定されており、販売促進を図るためにも、今後、特別栽培米の作付をふやすため支援を行ってまいりたいと考えております。

私からは以上でございますが、その他につきましては担当課長等からお答えをいたさせます。

議長（菊地栄助君） 総務課長。

〔総務課参事兼課長 円谷光行君 登壇〕

総務課参事兼課長（円谷光行君） 2番議員のご質問にご答弁いたします。

ご質問の蒲ノ沢交差点の慢性的渋滞の解消については、昨年にも他の議員から質問があり、関係機関と協議を行い、信号機の時間調整、立て看板による啓発等を行ってまいりましたが、まだ解消されていない状況にあることは承知しております。

ご意見の右折の信号機の設置につきましては、都市型信号として歩行者の安全とスムーズな車両の通行を目的としたもので、本町では役場前の交差点に設置されています。今後、蒲ノ沢交差点についても設置可能かどうか警察署と協議を進めるほか、渋滞解消に向けてどのような方法があるか検討してまいりたいと思います。

次に、交差点内の防音壁の改善についてのご質問に答弁いたします。

ご質問の防音壁につきましては、国道4号線通行車両のタイヤ騒音の緩和として、地域住民の要望から設置したものと聞いております。現状は、透明の亚克力板を用いた防音壁であり、これは側道の車両を把握できるように交通安全面に配慮された施設と聞いております。しかし、夜間は国道4号通行車両のヘッドライトが反射し、運転に支障を及ぼす事態になっ

ていることについては、現地調査を行い承知しておりますので、早急に改良するよう関係機関に要望してまいりたいと思います。

以上で答弁といたします。

議長（菊地栄助君） 産業課長。

〔産業課長 小林政次君 登壇〕

産業課長（小林政次君） 2番議員の質問にお答えいたします。

2番の担い手の農地集積についての 地域における担い手の明確化の対応でございますが、地域水田農業ビジョンを策定する際に、地域の話し合いを基本に、認定農業者、認定志向農業者、生産組織等を地区ごとに選出していただき、地域の担い手をリストアップしたところでございます。

担い手の明確化、育成としましては、農業経営基盤強化促進法に基づき策定しております。鏡石町農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の中で、経営体の営農類型を定めており、地域担い手は、基本構想で定めている所得目標を達成するために経営改善計画を立てていただき、その目標実現のために、農業普及所を初め農業委員会と関係機関の協力を得ながら、担い手の中心である認定農業者の育成、確保に努めているところでございます。

なお、平成19年予算からは、品目横断的経営安定対策が導入されることにより、今までの農業者全員を対象にした対策から、認定農業者と一定条件を備えた集落営農組織を対象とする対策に転換されます。

新たな歳出削減の対応として、認定農業者を中心に地域内の営農活動への支援を行い、集落営農の推進とあわせて意欲と能力のある農業者の育成に努めていきたいと考えております。

次に、 の町全体の農地基盤整備促進についてでございますが、基幹水利施設や農道網の整備により、総体的に生産性の高い農業経営を実現できる基盤は整いつつありますが、圃場整備の実施状況は、成田地区の圃場整備事業後の数字で、水田整備率が約50%であり、今後も圃場整備と農用地の利用集積は一体的に推進していく必要があると考えております。

圃場整備事業実施に当たっては、地域の合意は必須要件でありますことと、現在、成田地区県営圃場整備事業を実施中ではありますが、事業期間が当初計画より長期化していることから、今後の事業については、成田地区事業の推移を見ながら検討していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（菊地栄助君） 2番、渡辺定己君の再質問の発言を許します。

〔2番 渡辺定己君 登壇〕

2番（渡辺定己君） 2番議員です。再質問させていただきます。再度、3項目について質問をさせていただきます。

1 番目として、蒲ノ沢交差点についてであります。

答弁がございましたが、渋滞の原因の一つとして、やすこくやさんの交差点から蒲ノ沢交差点までの間に、国道4号線に入る道路が、鏡田転作センターの前を通る1本しかなく、予定では、今年度開通する一貫線を利用するの買い物や通勤の場合、国道4号線に上がるのに2つから3つの信号を通過しなければならず、早く行きたいという心理状況から考えますと、やはり旧道沿線の方々は旧道を利用するのではないのでしょうか。

ラジオ渋滞情報を流すほど朝夕が渋滞しており、まして雪の日とか高速道路が閉鎖になったときなどは、特にひどい状態です。病気など有事の際、緊急車両のことを考えますと、どうなのかなと思うわけでありまして。地域の皆さんは、鏡田方面に向かいUターン、または転作センターの交差点から須賀川方面に行くような状態であります。

そこで、質問させていただきます。

防音壁のことも含め、右折レーンの複数化等交差点処理について、道路管理者、公安委員会に対し再度強く協議する考えの有無についてお伺いします。

2 番目として、担い手の集積についてであります。

我が町では、担い手のリスト作成が平成16年度より始まりましたが、担い手の名前だけで、施策がなされていないように思われます。推進協議会の年1回の開催ではどうでしょうか。諸問題を考えると二、三回の動きが必要に思われるわけであり、米価の下落、生産費を見ますと、平成16年で1万5,914円に対して1万2,000円のコストがかかり、これでは稲作農家はつらいと思います。県内農業者の約6割が65歳以上になり、我が町でも同様ではないかと思われるわけでありまして。

解決の糸口として、集落営農システムの取り組みの方向性、地域の実態に応じた担い手づくりをどう進めるのかが大事になってくるのではないのでしょうか。基盤整備率では全体の50%を下回るぐあいで、担い手が専業で農業経営ができるための集積は、最低でも10ヘクタール以上必要であります。

そこで、質問させていただきます。

農業経営の安定化のため、荒廃水田の解消に向けた施策や基盤整備を推進した場合、農業に対する我が町の方向性、産業として農業をどう保護するのか、保護する必要性をどうお考えであるのかお伺いします。

3 番目として、ブランド米であります。

ご答弁では、昨年3倍ぐらいの特別栽培米の作付があると聞きました。町全体では800から900ヘクタールの水田があるのに対し、ブランド米作付戦略を今後どのように推進していくのかが課題だと考えられます。

ブランド米の販売面において、東京かがみいし会では昨年、二、三袋売れたと聞きました。

売れない理由として縁故米があるわけで、同席した会員の話ですけれども、袋で80袋を東京の知人や友人に売ったそうです。そんなときに「牧場のしずく」のPRが印刷された袋を使ったりすると、大変な宣伝になるのではないかと思うわけでございます。また、東京のある駅では「牧場の朝」の曲を流していると聞きました。そんな駅にお願いをして、宣伝、販売をしてはどうでしょうか。

平成18年度の予算書を拝見しまして、ブランド米推進費260万円、米づくり組織育成事業20万円が計上されておりますが、大事な予算を生産者のため上手に使っていく必要があると考えられます。

そこで、質問させていただきます。

ブランド米の販売促進に農協と連帯したブランド米印刷の袋の活用や、「牧場の朝」の曲が流れている駅でのPR活動の可能性についてお伺いします。

また、町としてのブランド米作付戦略についてもお伺いします。

以上で再質問を終わります。

議長（菊地栄助君） 再質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課参事兼課長 円谷光行君 登壇〕

総務課参事兼課長（円谷光行君） 2番議員の再質問にご答弁いたします。

蒲ノ沢交差点の慢性的な渋滞でございますが、これにつきましては、高久田一貫線の開通もございますし、近年中に開通されることにより、交通渋滞が変化するというふうに予想しております。

なお、この交差点につきましては、右折レーンの設置と右折優先信号機の設置につきましては、この交通安全上、町都市建設課及び国土交通省、須賀川警察署等と協議し、要望してまいりたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上です。

議長（菊地栄助君） 産業課長。

〔産業課長 小林政次君 登壇〕

産業課長（小林政次君） 2番議員の再質問にお答えいたします。

最初に、農業に対する我が町の方向性、産業として農業を保護する必要性についてでございますが、農業は我が町の基幹産業であり、次世代の地域農業の振興を図るためには、地域の担い手として、意欲と能力がある農業者の育成に努めるとともに、集落営農の推進、それから新規就農者の育成などの支援体制が必要であると考えております。

また、農業基盤整備により、農用地集積促進と集積に伴う生産性の向上や、安定的な農業経営及び荒廃水田の一部解消が図れることから、農業振興の有効な手段と考えております。

現在実施中の成田地区圃場整備事業についても、経営体育成事業として取り組んでおることから、効果的な農用地集積を推進していきたいと考えております。

農業基盤整備等を実施し、農用地集積を促進するとともに、経営規模を拡大し、生産コストの低減を図ることの解決でございますが、規模拡大の効果を十分に発揮させるためには、水稲直播栽培など各新技術の定着、拡大を図ることが必要と考えております。

また、担い手育成として、認定農業者の育成確保はもちろんです。安定した農業生産を確保するため、規模拡大や流通販売などに取り組む集落営農や、受託者組織等の生産組織の育成に努めてまいりたいと考えております。

次に、ブランド米の販売促進等についてのお尋ねでございますが、ブランド米販売促進については、米づくり部会並びに農業者団体のJAを中心に行っていきたいと考えておりますが、ブランド米印刷の袋につきましては、農家個人の販売についても活用できるよう検討中でございます。

ただし、特別栽培米をブランド米としていることと、消費者の信頼を損ねないため、品質管理等の生産販売のガイドラインを策定し、合致したものににつきまして販売できるよう考えておるところでございます。

また、「牧場の朝」の曲が流れている駅でのPR活動につきましては、その駅での販売が可能かどうか確認の上、ブランド米販売促進策全体を考える中で、米づくり部会等で検討させていただきたいと考えております。

特別栽培米の作付の拡大は、ブランド米販売促進のためには必須要件でございます。支援策として、生産者への助成単価の改正や作付等の講習会を実施するとともに、低コストによる栽培方法等を関係機関とともに研究していきたいと考えております。

なお、予算の260万円の内訳としましては、1つに、特別栽培米推進としまして10アール当たり7,000円の補助、それから2つ目としまして、選別網の購入助成、1戸当たり1万円、それから3つ目としまして、流通促進事業、これは米づくり部会の助成でございますが、100万円でございます。この100万円の中で販売促進等を実施していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（菊地栄助君） 2番、渡辺定己君の一般質問はこれまでとします。

ここで休議します。

休議 午前11時31分

開議 午前11時32分

今 駒 隆 幸 君

議長（菊地栄助君） 次に、3番、今駒隆幸君の一般質問の発言を許します。

3番、今駒隆幸君。

〔3番 今駒隆幸君 登壇〕

3番（今駒隆幸君） 皆さん、おはようございます。

今日は朝から一般質問が始まっているんですけども、先ほどの渡辺議員の質問なんですけれども、1つブランド米に関しては、赤羽駅ではできますよ。何でかという、あそこでよくネクタイ売っている人に聞くと、どういうふうなシステムになっているのかという、ここの場所を借りて販売できるということなので、ぜひ戦略的にブランド化を進めてほしいと思います。先ほどの駅というのはJR赤羽駅なんだけれども、人の到来も多いし、売ることだけじゃなく、食べてもらうことを目的にやるといいですよ。さらに、その地域だとかモニター活動をやるべきなのかなというふうに思います。なかなか役場の職員さんが企業的な動きをするのは難しいことだと思いますけれども、今後、町が独立して一つ一つ物をやっていくには、そういうことを勉強してやっていくことが必要だと私は思っております。

あともう一つは、蒲ノ沢の交差点ですけども、私も、あそこは思い入れのある場所というより、調査した場所です。1つ、あの交差点で渡辺議員が伝えたかったことというのは、信号がやっぱり短いがために、信号無視して突っ込んでいくわけですね。朝はそれほどやっぱり皆さんお忙しいんですね。だから、そういうところでやっぱり事故とか起きないためにも、さらに、そういうストレスを町民の方々にかけないためにも、ぜひ強く私からも要望しておきたいと思います。

早速、私の質問に入りますけれども、今回の質問は、6項目、非常にちょっと多くてまとまりがないのかなというふうに思うんですけども、基本的に、皆さん資料を見てもらって、1と2に関しては教育関係、3番は、これも調査して、今起きていること、問題点、4と5は、行政の皆さんのどうあるべきかということをお話したいと。6については、ここに書いてあるとおり、境土地区画整理組合の議会にも陳情が来たわけなんですけれども、そのことについてみんなで考えようということで、質問させていただきたいと思います。

できるなら、私も7年、議会議員務めさせてもらいますけれども、できる限り私は証拠を持って話ししていくのが今後は大切なのかなと。国会でもやっぱりメール問題で、証拠がないということでもかなりの問題になってしまったので、自分の意見と、証拠がある意見と、そういう話で持っていったらと思っております。

まず第1点、小・中学校、保育所、幼稚園の冬の期間、児童手洗い場を室内に設置すべきという項目なんですけど、ここを読ませてもらいます。

学校の建設当時では、冬でも児童は外で手を洗うことを想定し設計されたと考えるが、現

在では、室内で手を洗う、うがいをするのが衛生面から見ても常識だと考えるが、手洗い場を室内に設置するべきではないでしょうか。

これは、私、調査させていただきました。調査の場所は、鏡石一小、二小、中学校、いろんな先生方の考えもありました。それで、ほかの学校の場所はどうなっているかという話を聞いてきました。今風の新しいところは、室内にあるらしいです、皆さん。例えば1年のクラスだったら、1年のクラスが、1年生が1組から4組あったら、1組から4組の人が共同で使えるところを室内に置くべきらしいです。

さて、鏡石一小は、二小は、中学校はどうなっているか。皆さん、これは外側、各クラスに1つずつついているというような設計なんです。ただ、二小においては、私が小学校5年生ぐらいのときに建てられたものですから、やっぱりちょっと新しい方です。室内にやっぱりみんなで使える場所が、共同で使える場所があると。中学校においては、やっぱり各クラスに1つずつあると。

皆さん、悪いことばかりではないんですね。先生方に聞いてみたら、鏡石は変わっていると。どう変わっているんですかと。学校に予算をすごくかけているのではないかと。どういうことですかと。そうすると、各クラスに水道があるというのは、非常に学校の形態では珍しいらしいです。これは、学校の先生方から言わせれば、いいと。なぜかということ、絵の具だとか、外でやっぱり洗うものとかが多いから、手足とか。

ただ、今の現状ではどうでしょうか。私たちは、学校の先生ありきじゃなく生徒ありきですから、その父兄が意見を言えば、私たちも考えざるを得ないということが答えでした。

さて、私たちは、こういう住民からの意見に対してどう考えるべきでしょうか。私は、例えば町民からの意見、より衛生的で、より数多く手洗い、うがいをするを望むのであれば、室内にあるべきと私は思っています。しかし、教育行政にかかわる皆さんがそうでないべきと考えるのであれば、どうなんでしょうか、これは1点お聞きします。

2番、子供たちに英語コミュニケーション能力教育を町独自政策で行うべき。これも読ませてもらいます。

勝ち組、負け組の社会環境になりました。日本にも外資系会社が数多く進出しており、これからの若い人には、最低2カ国語以上話す能力が勝ち組となる技能として必要とされているのは、一般常識になりました。

私は常日ごろから、町独自の教育が必要だし、多くの若い親も英語を話すことの必要性、教育をすることを強く望んでいると認識しております。これからの社会を考えると、鏡石町の子供には、特別に英語を話す能力を身につける教育をしてあげるべきと私は考えるが、執行部の皆さんはどうですか。

皆さん、たしか勝ち組、負け組なんてというのは今の社会情勢であった話だよね。そうある

べきでない皆さん、確かに話しになるかもしれない、そう分けるべきじゃないと。ただ、皆さん、マーケット、市場はそうではありませんよ。20代、30代、10代に聞いてみてくださいよ。いい高校に入った、いい大学に入った、いい会社に入った。何歳で年収は幾ら、これが勝ち組だ、負け組だと現実に討論されているわけですよ。私たち、この町の中枢をつかさどる方々が「そうあるべきでない」と言っても、マーケットはどうなのかと。

そういったところで、今後、鏡石町の子供たちが、行く行く社会に出ていって、本当に鏡石町で教育されたことがすばらしかったと、いつか町に恩返しをしたいという言葉が出てくれば、僕は最高だと思っているんですよ。

皆さん、国を持たないユダヤ人の考えなんですけれども、国を持たないがために教育を徹底的にしようというのが親の考えらしいです。それはどういうことかということ、ユダヤ人はユダヤ人として生きるがために、主張するがために、教育を制することで社会で制することができるということらしいです。これは、私たち鏡石町という一つの国と考えれば、そういう政策も当てはまるのではないかと私は考えます。

私も英語ができる方じゃなくて、本当に非常に勉強するのは苦労しましたけれども、ぜひこの語学、一つのわざを持たすということ、教育を町で考えてほしいなど。さらに考えてほしいなど。それが、そうして皆さんがどうあるべきなのかということをお聞きします。

3番、夕方駅前ロータリーの渋滞の解消対策をとるべきという質問項目なんですけれども、これも読ませてもらいますね。

車社会の発達と社会環境の悪化から子供を守るため、車で駅まで送り迎えをしていると考えられるが、非常に夕方から、6時ぐらいからですね、8時ぐらいまでロータリーが混雑します。駅前ロータリーですね。駅前のロータリーが手狭になってきているので拡張するべきと考えるが、いかがですか。

皆さん、ちょうど子育てをしている方は余りここでいらっしゃらないと思うんですけれども、やっぱり皆さんが知っているとおり、社会環境が悪化していますね。どういうふうに悪化しているか。治安が、怖い事件が非常に多いと。車社会が発達したということもありますね。そういうことで、非常に鏡石駅前の需要が多くなったと私はとらえているんです。皆さん、あそこを通ればわかります。

そういった意味で、どのような考え、私は、確実に狭いと認識できるぐらいのことを思っております。皆さんはどうとらえているかお聞きします。

4番、行政情報公開の説明責任について。

民間の会社は、株主やお客様へ説明責任を果たすことが当たり前のことだが、もちろん町長、町役場職員も、町民が雇い主であるわけですから、税金を使うことでどんな要望、計画にも約束と説明責任が発生すると私は考えるが、いかがですか。

また、税金を使うことの計画をもっと多くの住民と情報を共有すべきだし、多くの行政情報を公開するための手法をとるべきと考えますが、いかがですか。

次に進みます。

新たに職員を4人雇用するのは多過ぎ。

私は、皆さん、勘違いしないでほしいので、私は自分なりの考えで多過ぎというふうにとらえているわけです。ここの議員さんでも、多くはないという方々もいらっしゃるんですね、それはいろんな考え方がありますから。ただ、私の設定は、例えばいつも議会機関は、この前の予算特別委員会の議会のところでも、私ら議員の給料もカットすべきじゃないかと、そういう話をする方もいらっしゃるんですね。ただ、議員定数のことも、皆さんが、お話ししている方もいらっしゃるんですね。そういう中で、私はこれを見たとき、やっぱりちょっと4人は多いんじゃないかと。ただ、皆さんは皆さんの考えがあるでしょう。自分らの考えも計画もあるでしょう。そういったところで、私は1つお聞きしたい。

現状の町の財政面から考えても、新規で4人も雇用することは多過ぎると考えますが、今期はなぜ4人も雇うのですか。多くないですか。

6番に移ります。境土地区画整理組合が提出した陳情について。読ませていただきます。

日本中に組合形態で住宅地を造成し販売したところ、バブルがはじけ急激な不景気と土地が下がったため、計画どおり住宅地が売買できなくなり、収支が合わないがため境土地区画整理組合も解散できず、ちょっともう一つ補足したいんですけども、各いろんな自治体の組合、そこで組合施行したところも解散できずに、境土地区画整理組合においては協力を議会にも陳情として提出されましたが、この現状と考え方、問題ととらえるか、町の問題ととらえないかについて、町長はいかがとお考えですか。

1回目の質問を終わります。

議長（菊地栄助君） 時間が中途半端になってしまうので、答弁は午後いただくようにします。

議事の都合で、昼食を挟んで午後1時まで休議といたします。

休議 午前11時47分

開議 午後 1時00分

議長（菊地栄助君） 休議前に引き続き会議を開きます。

一般質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） 3番、今駒議員の質問にお答えいたします。

4番目の行政情報公開の説明責任についてのご質問にお答えいたします。

行政は町民の皆様からの税金で運営されており、政策決定までの過程を含め、予算、決算の状況、財産の状況、人事等を公開するよう努めているところであり、議員の皆様への説明もその一つであります。また、ご承知のとおり、平成12年4月に施行された情報公開条例を初め、昨年6月には町人事行政の運営等の公表に関する条例を施行し、その内容を公開し、住民の皆様にご理解をいただいているものであります。

行政施策を行う以上は、事業の目的、効果、内容の詳細を説明し、理解をいただくといった説明責任は、行政への信頼の確保といったことから大切なことと考えております。町では、毎年度の行政施策については、広報紙、新聞、ホームページ等でお知らせしているところでありますが、教育委員会で行っている生涯学習出前講座も、行政情報の公開の場として活用されておるところでございます。町民の理解を得られるように今後とも努力してまいりたいと、このように考えているところでございます。

ほかの質問については、担当課長等からお答えをいたさせます。

議長（菊地栄助君） 教育課長。

〔教育課長 今泉保行君 登壇〕

教育課長（今泉保行君） 3番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

1番目の小・中学校、保育所、幼稚園の冬期間の児童手洗い場を室内に設置すべきについてでございますが、手洗い場につきましては、保育所や幼稚園、第二小学校は、室内での対応ができております。第一小学校や中学校からは室内設置の要望もありますが、現在の校舎構造では室内配置は困難であり、衛生面に気をつけながら現状での利用をお願いせざるを得ないと考えております。

なお、これからの建物につきましては、必然的に配慮されるべきものと考えております。

続きまして、2の子供たちに英語コミュニケーション能力教育を町独自政策で行うべきにつきましては、本町におきましては、英語能力の重要性にかんがみまして、昭和62年からジェットプログラムによる語学指導等外国青年招致事業に取り組みまして、中学校へ英語指導助手を派遣するとともに、平成12年度から児童園児国際化推進事業としまして、他市町村に先駆け、小学校及び幼稚園に外国青年を配置し、英語に親しむ機会を創設してきております。これらの事業は、国際理解教育にも寄与しているものであり、今後さらに充実させていきたいと考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（菊地栄助君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 椎野優偉君 登壇〕

都市建設課長（椎野優偉君） 3番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

私からは、3番と6番についてご答弁を申し上げます。

まず、3番の駅前ロータリーの渋滞の解消対策についてでございますが、現在の駅前ロータリーにつきましては、平成10年度に完了いたしました鏡石駅前土地区画整理事業により整備されました。ロータリーの構造そのものにつきましては、列車乗降者の車送迎等には適した設計となっておりますけれども、昨今、地域社会安全神話の崩壊等によりまして、列車時間帯に合わせた送迎車両は増加しているということで、私も認識しているところでございます。

特に午後7時から8時台の列車発着時間帯につきましては、ロータリーを埋めつくすほどの車両台数が一時駐車をしております。この過密駐車になる時間につきましては、おおむね10分前後となっております。列車発着後には閑散とした状態に戻っているということでございます。

ロータリーの拡張につきましては、構造と用地の検討、それからJRの列車便数や駅の利用者数等駅関係全体の整備とにらみ合わせながら、今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

なお、過密駐車解消対策といたしましては、駐車時間が比較的短時間でありますので、駅前の町営駐車場の1時間無料制度を活用し、送迎時には一旦駐車場をご利用いただくことにより、過密駐車解消を図っていきたいというふうに考えております。今後、関係課と連携の上、1時間駐車料無料制度の広報に努めてまいります。

次に、6番の境土地区画整理組合が提出した陳情についてでございますが、土地区画整理法に基づく組合施行による土地区画整理事業は、住民と行政との協働の町づくりといたしまして注目され、県内でも地域開発の有効な手段として取り組まれ、現在、県内では10の組合が事業を行っております。

当町におきましても、昭和59年度末から都市計画における市街地整備計画として、境地区の土地区画整理事業についての説明会を開催し、平成4年に組合が設立されました。当該事業は、地域開発と町づくりに大いに寄与したものでありますが、折からのバブル崩壊と地価の下落等によりまして、財政的に窮地に陥ってしまったところでございます。こうした事例は、県内初め全国各地でも見られ、新たな行政課題の一つとなってきております。

町といたしましても、こうした課題について組合と協議、検討をし、その支援を行ってまいりました。今後も、組合としての自助努力をお願いしながら、課題解決に向けた支援策を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（菊地栄助君） 総務課長。

〔総務課参事兼課長 円谷光行君 登壇〕

総務課参事兼課長（円谷光行君） 3番議員のご質問に答弁いたします。

この新たに職員4人を雇用するのは多過ぎるとの質問でございますが、先ほどの12番議員にご答弁申し上げたとおり、町では定数適正化計画をもとに計画的な職員採用に努めており、今回の4名の採用は、今後の大量退職が予想されることからの採用でありますので、ご理解を願います。

以上で答弁とします。

議長（菊地栄助君） 3番、今駒隆幸君の再質問の発言を許します。

〔3番 今駒隆幸君 登壇〕

3番（今駒隆幸君） わかりました。じゃ、1番から再質問をさせていただきます。

確かに、先ほども言いましたけれども、新しいところには内部で手を洗うことができると。しかし、鏡石、特に一小においてはそれができないと。私は、議会議員として、多くの町民が望むのであれば、この場に立ってやっぱりそれを主張するのが私の仕事だと思っているんです。

先ほど課長が言いましたね、やっぱり構造的な問題があると。確かにそのとおりなんです。ここの議会議員の皆さんも、執行部の皆さんも、町民の皆さんもご存じだと思いますけれども、鏡石一小においては、もう構造の問題というより、古さ、耐震性の問題があるんじゃないかというふうに皆さんとらえているのは、周知の事実だと思います。だから、その一小においては、確かに内部にまた水道をつくるとなれば莫大な金額かかるという構造になっていると、そういう現状であります。

そうしたら、じゃ、課長、私、1つ聞きたいの。この学校は、そういうふうな構造であるのであれば、今後どうあるべきなのか。例えば二小は、校長先生が言っていましたけれども、二小は内部でやっている。今も言いましたけれども、保育所、幼稚園、そういうところでも内部でやっている。新しい学校も、ある程度内部でやっている。しかし、悪いところばかりではないと。1クラス1つに水道がついているというのは非常にぜひたくだし、さらに、一小の一部屋一部屋が、皆さんご存じないと思いますけれども、普通のクラスより大きいから使いやすいということもあるんですね。悪いことだけじゃないです。しかし、私ら議員は、やっぱり調査して、これは町民の方が多く望めば、私はここの場で強く主張せざるを得ないです。

じゃ、1つ聞きます。この学校の構造自体というのはどんなものなんですか。例えば、課長、私が聞きたいのは、もう古過ぎるとか、もう耐震性が悪くだめだとか、今後この学校はどうあるべきなのかということ、もし水道が内部につくるのが難しいのであれば、この学校はどうあるべきなのか、今後。そういう話をちょっと1つお聞きしておきます。

第2点、英語の教育です。

私ね、皆さん、今、皆さんもご存じだと思いますけれども、本当に若い子、お金ないですよ。お金がないというだけじゃなくて、お金を使わざるを得ない社会になっていますよ、どんなところへ行ったら。それは皆さんもご存じだと思います。鏡石には、木賊町長が潤いのある町でいい公園をいっぱいつくってくれたから、まだそこで遊べることもある。だけど、そこに行くのにもガソリン代もかかるわ、社会的に悪化しているから子供のセキュリティーの問題もあるわ、いろんな面でお金がかかることになっているんですね。その中でも、この若い子、やっぱり子供に英語教育だけはさせたいと。

僕もわかるんです、留学していたから、やっぱりどれだけ英語が必要なのかということが、これからの社会。日本だけで北朝鮮みたく生きていくならいいですよ。しかし、皆さん、近隣の国々見てください。韓国、中国にしたって、台湾にしたって、かなりの人数が2カ国語以上話すような環境になっています。それはどこかといったら、教育なんですよ、最初からの。日本では、どうしても前の文部省がなかなかそのことについてとらえることができなかったから、どんなに長い時間、私ら英語教育受けても、英語が話せないんですよ。やっぱりその英語の教育の仕方が悪かったんでしょう。

でも、皆さん、今、鏡石町は、確かに周りの近隣の町村がうらやましがるほどの英語の教育をやっております。昨日、一小の校長先生がこうも言っていました。今駒議員、私のところにはアフリカン系の方が来ているんですよ。それは肌が褐色ということですね。日本人とかが非常に接する機会が少ない。だけど、この子供たちに接することができれば、この子供たちは、小さいころから人種の壁を乗り越えることができると、人種差別さえもうまく乗り越えることができるんじゃないかと、そういった面だけでも私はすばらしいと思っている。さらに、英語を学ぶ時間ですね。どこの町村の学校とは言えないけれども、そこと比べると抜群にすばらしいと。これも私、いいことだと思うんです。本当はすばらしいことだと思うんです。

だって、皆さん、やっぱりどう考えても皆さんは教育でしょう。例えば農家の方だったら、農業をやるための教育を受けなければ農産物につくれないでしょう。それは、私が言っているのは、今後、どんなものでもこの国がいろいろな先進国と渡り合っていくのには、どうしても今後、英語という教育が僕は重要視されると思うんです。その裏には、英語を学べば、しっかり日本語の国語力もつくというふうな考え方も多くの人々が言っているんですね。そういうことを考えたのは、私、ぜひとも強く英語を学べる環境を子供たちにつくってあげてほしい。

どんなふうにして、じゃ、つくればいいのか。私はこう思っています。先ほどジェットプログラムって、外務省が紹介した団体だと思うんですけども、それだけじゃなくて、鏡石で仮に英語を話す方がいたら、そういう人らと学校の先生らと委員会をつくって、どういう教育

をしていくかと、鏡石はどういう英語の教育をしていくか、どういう外国人とコミュニケーションをしていくか、鏡石は外国人にとってどういう町なのかという、委員会とかを設置して検討するといいいと思いますよ。これはどこの町ではそんなことはないんですよ。鏡石は、国際推進、進んでいますからね。非常にまたその一段階ステップ踏んで、もう一段階そういうところについてほしいと私は思っていますけれども、そういう考えに対してはいかがですか。

3番目の夕方駅前ロータリーの渋滞の解消をとるべきね、皆さんの手元に資料、先ほど議長に注意されましたけれども、資料出ています。私、昨日1日だけ調査しました。実は前も調査しているんだけど、コンピューターのメモリがどこかへいってしまいまして、また至急昨日調査したんです。

ちょっと、じゃ、鏡石町駅前モータープール調査報告書、ちょっと見てもらっていいですか。ここを軽く読ませてもらいます。

目的、駐車場プール内外付近の混雑調査、調査方法、条件、月日は昨日ですね、3月15日、人数は1人、私1人です。場所、駅前モータープール、あと周辺、調査時間、18時15分から21時42分まで、約4時間ぐらいだと思います。条件、電車がとまる5分前、5分後まで5分以上滞在者の車を調査。

報告1を見てください。18時18分着の下りです。ここでは合計10台、モータープール内に入っております。モータープール外というのは、路上駐車のことを言っております。ここには一つもないですね。コメントは、合計10台、10台とも入ると、モータープールはいっぱいになってきたなと感じる。プール内で二重駐車が認められる。

皆さん、二重駐車とはどんな状態かということ、タクシーがとまっているところありますね。その後ろに車が並んだ状態と、内側にもう一つ車が並ぶ状態のことを言います。真ん中だけあけて、車が通る道1つだけあけて駐車している状態を私、これ二重駐車と言っております。

18時31分上りでは、モータープール内合計12台、さらにふえていますね。そしてここで、モータープール外合計5台、これは皆さん、路上駐車なんです。なぜここで路上駐車が出たかということ、たしか私が思うに、ぎりぎりが10台ぐらいなのでしょうね、あそこで入っているのが。だから、路上駐車、特に面白いのは、タクシーが1台なくなるんですね、余り多くなり過ぎちゃって。タクシーのとまるまで路駐が始まるわけです。

1つ変わったところでは、横断歩道に直撃に1台とまるわけですね。多くいくと、駐輪場のところに左側に並んで、あと前の飛沢さんちの駐車場前にずっとあそこに並びます。もう一つおもしろいなというか、ちょっと問題あるなと思ったのは、ここの鏡石の役場から真っすぐちょうど行ったところで、駅の突き当たるころの路上にぴたっと車がとまっているんですね。これは皆さん、想像してみてください。あれだけの車が、この時間帯で混雑して路

駐したらどんなふうな状況になるか、よく想像してみてください。

18時9分、19時4分は、これは上りと下りが一緒に入ってきます。ここは、モータープール内合計14台、モータープール外合計7台。ここではもうプールの駐車場としてのルールが全く機能していなく、そこから出るのがもう渋滞していると。私がこれで心配したのは、プール内外での接触事故が起きる可能性が非常に多いのではないかなと。

次に進みます。裏見てください。

19時35分、19時56分も、ここは19時35分の上りのときに町民から声かけられて、何をやっているんだと声かけられてしまったので、しっかりした調査ができなかったんですが、19時56分で、調査で見てください。モータープール内合計16台、もう一番端の端までずっと並んでいると。モータープール外が7台、もうこれは入り切れなくて、1回モータープールに入ったけれども、置くところがないから外に置いたと。これで合計23台。ここではもう本当に運転下手な方は、接触事故が起きる可能性が大なのではないかなと思うんです。

20時28分、ここら辺から急に数が少なくなります。ここはモータープール内は激減しているんだけど、まだ路駐が2件、場所は横断歩道のすぐ横と。

21時31分下り、21時37分上り、これ一緒ですね、合計8台と、モータープール外2台と。混雑は見られないが、プール内の二重駐車や歩道の横からの路駐を確認と。

私の総合結果、自分の思うことですね、1日の調査であるが、駅員や付近の人に聞くと、民間のアパート駐車場や商業駐車場にも無断駐車や駐車場前に路上駐車が多々あるという。今後、事故やトラブルを避けることを考えるならば、あり方、駅前モータープール内外でのルールや、駐車スペースの拡張やマーケット調査を町で取り組み、考えるべきであろう。さらに、障害者にも優しいつくりを考えるべきである。私の個人的意見としては、プール内にタクシー2台プラス4台以上から二重駐車が始まり、10台を超えると、駐車スペースが狭くなり路上駐車が始めると考える。今の鏡石駅駐車需要マーケットでは、確実に狭いと思う。

先ほどの解決方法、課長さん言いました。1時間ただのところにとまればいい。

さて、課長、マーケットはそういうふうに動きますかね。ここが大切なんですね。マーケットというのは、町民の方はそれを理解して、そこにとめて待ちますかね。

私は、こう思っているんですよ。それだったら、より便利に、しっかりとした皆さんにルールを説明して、もっとうまく運用して使うべきだなと思っているんです。特に路上駐車が法律内であったとしても横断歩道にも置いているというのは、付近においているというのは、問題ありなんですよ。そこではびゅーびゅー車が通るわけですから。これは事故がまだ起きないのはいいけれども、確実に、その駐車場の人らに聞いてみると、いや、ここは狭いから取り合いになるんだと、そういう話をしているんですね。

こういう結果踏まえて、どうですか。僕は、安易に拡張すべきだとは言えないのはわかる

よ、予算があるから。ただ、これだけ鏡石の駅前の需要があるんだったら、今の形じゃなくもっと工夫すべきだと私は思います。大切なのは、マーケットがどうなっているか、どういう需要があるか、私たちが設計したものに町民の方が合わせられないんだったら、私らが町民に合わせるのも一つの行政のあり方だと思っているんです。

ぜひともこの結果見て、先ほど言ったその駐車場にとめると、ただのところにとめると。ただ、私、5分ぐらいではみんなとめないとしますよ。それは指導しても、絶対これはまた路上駐車でみんないろんなところにご迷惑かけるとしますよ。

私は、それは強く言いますけれども、こういうふうな結果が出て、課長、どう思いますか。町民に向けて説明責任をするべきである。町長は答えいただきました。

僕ね、こう思うんです。町長にも、ここにいる今泉議員にも、私の勉強会で講師で来てもらいましたけれども、私も、このごろ講師で多々、県外とか呼ばれることが多いんです。そこで、私が今、講師の講演の内容は何にするかという、議員の使い方ということをやっているんです。

どんなことをやっているかという、陳情書の書き方とか、議員はこういうふうな仕事をしているとか、当たり前のことしか書いていないです。だけれども、すごいんです、皆さん。意外とここにいる方が思っている以上に、ほとんどわかっていない。ええ、こんなやり方あったのって。僕はびっくりしたんですよ、大体50代の社長さん方なんだけれどもね。僕、思ったんです。じゃ、町づくりのことについて、皆さんどうしたの、ただ税金払っているだけなのと言ったら、いや、議員とかに言っていると。だけど、動かないんだと。僕は言ったんですよ。そうじゃなくて、もう少しやり方があるんだから、そういう陳情書とか出してみたらいかがですかという話でいつも言っているんです。最後の決めぜりふにはこういうんですよ。将棋を打つのに、将棋のルールがわからなかったら将棋なんか打てないでしょう。それは置きかえたらこういうことです。行政がどういうルールで成り立っているかわからなかったら、議員さん、自分らの意見はどういうふうに通るか、通るか通らないかというのはわかるでしょうと、どういうふうに通したらいいのかということを読んでくれませんかという、権利を学んでくれませんかという話で終わるんです。

だから、町長、たしか戦後60年からこういう行政の形があるんだけれども、僕ね、町長が一生懸命情報をもっと出したいという気持ちもわかる。ホームページもすばらしい。ただ、もう一ステップ進んでみてはいかがでしょうか。

確かにこの議会のやっている言葉一つ一つが、ホームページに載っていて、だれでも見れるようになっているの。どういう議会がなっているか、どういうふうな議会が行われているかというようなことも細かく出ているの、ホームページとかコンピューターの上では。ただ、僕ね、このごろパブリックコメントという、町が、私たちはこういうふうに動きますよと、

こういうことが決定しましたよと、それをもう少し予算をかけて出すことも、今後の鏡石町のあり方なんじゃないかなという私の提案なんです。

それをやれば、町民が学びます。それに対して今度、いいか悪いかを言うんです。ただやみくもにいいか悪いか、例えば鏡石だったら、だれだれが悪い、今駒議員が悪いだとか、何が悪いんですかと話すると、何が悪いのかというと、その動きが見えないとか、意外とすごい抽象的なことなんです。だれがどういうふうな会議で動いたか、だれがどういうふうな話し合いをしたかということが、情報が多く出れば出るほど執行部の皆さんの動きもしっかりするし、議会の動きも見えると。

特に今、テレビで地方議会、しかも執行部の皆さんにも政治のことでは悪い雰囲気ではしか持ってっていないですよ、情報というのは。そうでなくて、皆さん、その町民の皆さんがいい悪いと話せる設定を僕はつくってほしいと言うんです。それはどういうことかという、やっぱり決められたこと、計画することを早目に情報を出し、皆さんはどうですかというスタイルに持っていくべきなんではないかなと、今後、そのように思うんです。これは私の提案です。もっと、より具体的に言えば、よりホームページにパブリックコメントを事細かく出していく、情報を出していく、町はこういうふうに進んでいくということを出してほしいなと。そうすれば、それに対していいか悪いということを町民が発するんじゃないか。今のままの形では、議員、執行部の皆さん、役場職員、町長、収入役、助役、教育長、何かが悪い、一生懸命やらないから悪いという方向ではしか持っていけないと思います。

ぜひこれは、私、住民をトレーニングするという見方なんです。もっとそれは住民がいろんなことをわかれば、町づくりに参加できるんですよ、もっともっと。それに対していい悪いということが言えると思うんです。それは私たち議会機関も同じ課題があると思います。そういう提案に対して、いかがですか。

もっとさらにやっぱりそういうところのグレードアップをしていって、ホームページでやっているのはわかります。さらにもう少し細かく設定して出していくという方法が、私、あると思いますので、ぜひ、それはそういうやり方に対して、そういう考え方に対していかがお考えか、ちょっとお聞きします。

もう一点、新たに職員を4人雇用するのは多過ぎというのは、やっぱりこれ、皆さん、この第2次行革のところに最後に書いてあるわけですよ。今年は4人雇って、来年からはゼロ、ゼロと。それだったら、私だったら、19年、20年度もバランスよく1人ずつ採るなり、そういう形をとるべきなんではないかなと私は思うんです。そういうところで、私、やっぱり今の町民の方の考え方とか、また議会機関は賛成という人もいるけれども、反対という人もいますよ。その意見を踏まえて、わかってほしいなと思うんです。

今後どうあるべきで構いませんよ。このゼロゼロというところで、また、じゃ、ここをう

まく1人雇うかと、22年度は2人となっているから20年度は1人にするかとか、そういうバランスをうまく大切にしてほしいと思っています。

だけど、1つ言えるのは、やっぱり行革は、人件費のところには手をつけざるを得ないというふうな、今、雰囲気にはなっていると思いますよ。それで、少ない人間で多くの仕事をする、こういう雰囲気に私はなっていると思います。これを私、強く要望しまして、この質問は終わります。

そして、最後に1点、境土地区画整理組合。

議会も議長をもとにして何回も委員会開いて、私は、陳情に対してどうあるべきかというのを真剣に考えています。明日も、またその答えが出て、どう私らが協力できるのか、私らがこの問題に対してどう解決するのか話し合っています。執行部の皆さんも、例えばこれに対して、私らの責任はどうあるのか、ないのか、そして全体的に見てどうなんだろう、これにかかわる人間はどのぐらいの家族がいるんだろう、そういったときに自分らはどう問題があるんだろうということをしっかり認識してほしいんです。それでいて、自分らでまた答えを出して、それに対してイエスかノーというふうなことがまた町民から発せられればいいと思っています。

ぜひ私たち議会も、ちっちゃな問題とは思わず、こういうものをしっかり問題としてとらえて、どう動いたらいいかということをお話し合っていきますので、皆さんもしっかりした答えを出しながらそれに向かって進んでいく、それをそしてまた説明する。

もう一つ、課長は先ほど言いましたけれども、組合の自主努力とは何ですか。ここを確実にしていかなければ、みんなが協力していけないですよ。みんなが解決することを考えるのであれば、その自主努力とはどんなことなのか。やっぱり明らかにしてほしいと思います。

終わります。

議長（菊地栄助君） 再質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） 再質問にお答えいたします。

行政情報の公開、パブリックコメントなどについて、大変ありがたいお話をちょうだいいたしまして、私どもも努めてわかりやすい情報を提供しているつもりでありますけれども、なかなか詳細になりますと、受ける側としては理解しにくい部分もあるのではないかと考えておりますので、ご意見のように、ホームページをさらに充実いたしまして、また、そのほかについても一層情報を公開してまいりたいと、このように考えております。

それから、もう一点は私からお答えいたしますが、境土地区画整理につきまして、先ほど課長がお答えいたしましたけれども、この問題については、私どもも十分認識しております。

先ほどお話ありましたように、議会の方にも陳情されておりますし、しかし、これをどういうふうに取り扱うかということが、まさに今お話しされたことではないかと思っております。

これは、やはり組合は組合としての今までのご努力、そして、町ができる最大のものは何なのか、すべて町が抱えるというわけにもまいりませんので、議会の皆様方と相談しながら、どういう方法で解決していったらいいかということのをこれからも真剣に考えていきたいと思っております。

また、先ほどこの自主努力ということでございますが、組合としての今までのやってきたことについて、そういったことを総じて答えたものと思っておりますので、特に他意はないと思っております。

そのほかの質問については、課長の方からお答えをいただきます。

議長（菊地栄助君） 教育課長。

〔教育課長 今泉保行君 登壇〕

教育課長（今泉保行君） 3番議員の再質問にお答え申し上げます。

今後の一小校舎についての考え方についてということですが、将来に向けて耐震構造に合致しました校舎に改築すべく、検討を進めてまいりたいと考えております。

2つ目の英語を学べる環境づくりのために、英語に理解ある人などが入った委員会の設置についてはどうかということですが、今後、外部有識者等の意見を聞きながら検討していきたいと考えております。

以上、ご答弁にかえさせていただきます。

議長（菊地栄助君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 椎野優偉君 登壇〕

都市建設課長（椎野優偉君） 3番議員の再質問にお答えをいたします。

3番目の駅前ロータリーの渋滞解消対策についてのご質問でございますが、夕方6時台から9時台までのJRの発着本数につきましては、上下それぞれ5本ずつ、合計10本発着しております。

そういう状況の中で、ロータリーの駐車スペースがないということですが、駅前のロータリーにつきましては、駅前広場というとらえ方で整備をしております。そういう状況の中で、時間帯にすれば1台の駐車時間は、先ほども申し上げましたとおり、10分前後というふうなことでとらえております。

そういうことで、議員調査の結果は、先ほどごらんになりましたので、大変重要な資料ということでとらえさせていただいておりますが、広場の構造そのものは、やはり送迎で一過性の交通というようなことでとらえて、スペース的には、大型バスまであそこで回転して発

着できるような広さを確保しておりますので、これ以上広げていくということになれば、当然、用地の確保ということもございますので、コミュニティーセンターの用地、あるいは現在のその有料駐車場の駐車スペース、それから駐輪場の駐車スペースということで、限られた敷地の中で整備してまいりましたので、先ほども申し上げましたとおり、その渋滞につきましては、やはり有料の駐車場のその1時間無料の駐車PRに努めてまいりたいということでございます。

なお、路上駐車につきましては、やはり運転する方のマナー等もあると思います。そういうことで、あわせて今後PRに努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（菊地栄助君） 3番、今駒隆幸君の一般質問はこれまでとします。

木原秀男君

議長（菊地栄助君） 次に、8番、木原秀男君の一般質問の発言を許します。

8番、木原秀男君。

〔8番 木原秀男君 登壇〕

8番（木原秀男君） 8番議員、木原秀男でございます。野球で言えば4番バッターです。今、恐らく、先ほどお昼の時間には2回まで0対0でありました。非常にそちらの方も気がかりですけれども、引き続き一般質問をさせていただきます。

1つ、教育行政について、1つ、幼児教育の重要性。

自己自立の教育についてであります。

アメリカのアリゾナ州北部に、グランドキャニオンという世界的にも有名な観光地があります。そこにはコロラド高原があり、コロラド川が流れて、何万年、何千万年という気の遠くなるような地球の歴史が造作した大渓谷があります。もちろんそこは国立公園になっておりますので、年がら年中世界各地からの観光客が絶えません。そこは断崖絶壁と、深さは優に1.2キロ、1,200メートルくらいはあります。日本で最も高いビルは、横浜のランドマークタワーでございます。このビルは、地上70階、約96メートル、約300メートルありますが、コロラド大渓谷は、優にその4倍の深さ、1,200メートルはございます。その断崖絶壁の危険な場所には、転落防止のさくや立て看板などは一切ありません。しかも、大きく突き出た岩の先端には、5歳から6歳くらいの幼稚園児らしき童が、下をのぞこうと四つんばいになってはいずり回り、下をのぞこうとしております。それを見ている親たちは、平気で親同士で会話をしながら、自分たちは自分たちの風景を見て楽しんでおる様子でございました。この様子は、日本では全く考えられない風景でございます。日本だったら大変です。さくが施され、さらに立入禁止の立て看板を立てるのが当然のところでございます。

日本の観光地が、このグランドキャニオンのようなさくや立て看板がないところでもしも事故でも発生したら、待っていましたとばかりにマスコミや周りの人たちが大騒ぎすることは間違いありません。日本の地域社会の管理者は、前もってありとあらゆる事故防止対策を講じる、いわゆる行動規制をしきります。注意書きや防止策さえ守っていれば、事故は起こらない、安全ですよという、いわば責任転嫁の考え方があります。

これに対しましてアメリカは、開拓者魂、そして独立独歩の精神、自分の安全や命は自分の責任において守らなければならない長い歴史があります。もちろんヨーロッパも、自分の国の周りは全部他国でございますから、と同時に危機意識を常に持っていなければ生きていけない歴史がございます。

それに対して日本は、島国でもあり、長い間の鎖国の政策の国でもあり、弥生時代から耕作民族でもあり、結いとか、寄り合いとかの肩寄せ合い精神で生きてきております。お隣同士仲よく信頼し合って生きてきた歴史がございます。いわゆる護送船団方式、体のよい平等主義というふうなことでございます。人工衛星やミサイルが飛び交うこのような時代、情報が世界を飛び交う時代、もはや護送船団方式や体のよい横並びの人間関係は、通用しなくなっているのは間違いのないところです。

自ら学び、個性的な人生を築いていくためには、自立した幼児教育が必要とされます。幼児教育の重要性について、自己自立の教育はどのように考えているのか、お伺い申し上げます。

2つ、幼児教育の件ですが、危機管理体制と安全対策についてでございます。

今定例会の町長あいさつの中でもございましたが、鏡石町は平成16年度において、犯罪発生率が県内町の部でワースト1であり、1月から緊急防犯対策会議など各機関の協力により、平成16年の232件の発生から平成17年は144件と88件の大幅な減少、さらに、町民一人一人が自分の命は自分で守り、そして自分たちの地域は自分たちで守るという自主防災意識を高める啓発活動を展開しておりますという結果の数字でございますが、そういうふうに町長あいさつの中にもございました。

今や大阪では、大人が見ていて子供を公園のブランコに遊ばせていながら指先を切断したり、福岡では、滑り台で遊んでいた男児がこれまた切断したりと、どのような状態でこのような事故になったのか詳しくはわかりませんが、親や大人が見ているにもかかわらず、事故を起こすケースが各地で起こっております。

また、隣村では、大変残念ながら、大人が見ていたにもかかわらず、高さ180センチメートルの金網のフェンスを乗り越え、死亡事故が発生しております。しかも、12年前にも同じような死亡事故が発生していたというふうに伺っております。まことにざんきにたえない事故でございます。

3月の補正280万の予算ではたまた補強するという、どういうふうな補強であるかはわかりませんが、ところが、子供の夢や好奇心はとどまることを知らず、もはや我々大人の常識をはるかに越えた夢の中にあります。近ごろの子供たちは、運動能力の低下、危険察知能力の低下は、昔の子供たちと比べますと非常に低下しているというふうなことは、前にも述べさせていただきました。その分、ゲーム機や文明の利器の中で育った子供の世界では、好奇心が異常に発達しているとも言われております。「二度と繰り返さないようにします」とのコメントだけでは、もはや無理なのではないかと思えます。

その前に、地域の一員として考え、何か意義あること、できることがあるはずだと思っております。当局の特に児童の危機管理体制と安全対策についてどのように導いていくのか、考えをお聞かせ願います。

2、第一小学校のモミの木の伐採についてでございます。

モミの木は、移植は考えられなかったのか。2つ、伐採する場合は、同窓生に対してどのように配慮するのか、お伺い申し上げます。

鏡石第一小学校の前身として、明治7年6月25日、明石小学校として今の宝泉院に発足しております。明石小学校の「明」は、明治時代の「明」を取り、笠石村の「石」を取って明石小学校と名づけられたようです。現在の場所に落ちつくまでは、場所的にも名称的にもさまざまな発展的変遷があったように伺っております。そして、明治28年、本校校舎として、現在の地に鏡沼小学校と名づけられ建設に入っております。この校舎も第1期工事、第2期工事、第3期工事と分割され、現在より大きな敷地にコの字型の校舎として完成を見るに及んでおります。

第一小学校の現在の体育館は、昭和35年11月1日に屋内体育館兼講堂として着工しており、昭和36年7月20日に完成しております。ちなみに1,072万であります。築45年です。もう建てかえ時期に来ているというふうなことは間違いございません。

昭和47年、鏡石町立第一小学校は、創立100周年を迎えております。と同時に、昭和47年12月には、今現在、この役場の庁舎が完成しております。町史によりますと、現在の旧4号線は、奥州街道として、いにしえを感じさせる松の木や杉の木、ところどころにモミの木と点在し、県有地や矢吹ガ原の一角として、今の第一小学校の松の木、モミの木や杉の木が、優に百二、三十年から150年くらいの樹齢がある原生林があったというふうに想像されます。

そのモミの木は、学校のシンボルとして今でも生き延びてきた木であります。しかも、まだまだ青々として元気にそびえ立っております。モミの木は、松科モミ属に属し、別名、日本名ですが、モミソ、モムの木とも言うそうです。特性としては、常緑高木、雌雄同株、原産地、東北、九州及び欧州各地に分布しております。用途、庭園、公園景観樹木となっております。1カ所に立ち風にもみ合うことから、ラテン語の古名に由来して、堅固な性質を意味し

ます。欧州では神聖木として、ドイツでは悪霊よけとして、また学業のシンボルとしてもあがめられている、これがモミの木の説明であります。

スイスの教育学者、ペスタロッチは、自分たちの学んでいる学校に、やはり大きなモミの木があり、それをいつも見上げながらこうつぶやいていたそうです。「今に見ている僕だって、見上げる空の大木に、ならずこれをおくものか」と、勉強に励み、ごらんのような世界でも有数の歴史に残る教育学者になった方です。

第一小学校のモミの木も、何千人の同窓生のシンボルの木として、夢を込められて今日まで生き延びてきたものと思われます。今度、体育館を建てるために邪魔になるからと、いとも簡単に伐採するということは、町のセンスが問われるところでもあります。設計のコンペというやり方は、条件を出さない限り、フラットの状態を想定して校舎との機能性ばかりを優先し、設計されると思われます。

いにしへの情感や同窓生に対する思いやり、配慮はどのように考慮しているのか。また、ある同窓生の何人かにお聞きしましたところ、何人かは「もったいない」と、「生かすすべはないのか」と、「今の技術では何とか生かせる方法があるんじゃないか」というふうな話も承っております。ところが、同窓生にもかかわらず、「簡単に切ってもしょうがねえべ」とか、「まきにすべえ」とか、「おれげでもらっていく」とか、品のない発言をするセンスのない人もおりました。

町は、1枚の杉・桜並木や小学校の藤棚というふうなものがございまして、それも切ったと。私はそのときはここにはおりませんでしたからわかりませんでしたのですけれども、いろんな面で考えて、ともに共生の町であれば、よく移植なり、または伐採なりを考えるべきではないでしょうか。

設計上、モミの木、松の木を生かした設計を依頼できなかったのか、それとも木は切ってもよいからと設計を依頼したのか、伐採する場合は同窓生に対してどのような配慮をするのか、お尋ねするものでございます。

3、学校プールの冬期間の管理についてお伺い申し上げます。

今年は記録的な大雪により、各地に多大な被害をもたらせております。我が町においても、ライフラインの凍結を初めとして種々な被害をこうむっております。その中でも、町の第一小学校、あるいは中学校のプールの管理についてであります。特に中学校のプールについては、1,000万近い修理代、塗装代でしょうが、かかったばかりです。水を張り、氷が凍結したままの管理でよいのか、心配やらで不安を持った一人でございます。

学校プールの管理について、県の学習指導課に問い合わせましたところ、衛生面でのマニュアルはあるが、管理面についてのマニュアルは特にないとのことと、各地域、独特の管理の方法でやっているはずですとのお答えをいただきました。

今のところ、凍結による町プールの被害は入っていないのですが、教育委員会に問い合わせましたところ、衛生面はあるが、やはり管理については別になく、施設管理のマニュアルで対応しているとの返事をいただきました。万全を尽くして、プールの管理であれば仕方がない部分がありますが、ずさんな管理によって、はたまた補正はないところでございます。冬期間の施設管理マニュアルどおりの管理なのか、2つ、そのずさんな管理によって亀裂が入った場合の責任はどこにあるのかお尋ね申し上げます。

これで第1回の質問を終わります。

議長（菊地栄助君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 斎田一男君 登壇〕

教育長（斎田一男君） 8番議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず、幼児の自己自立ということで、グランドキャニオンの例なども出されたわけですが、確かに今、子供たち、大人も含めてですが、危機回避能力といいますか、そうしたものが非常に落ちているというふうに私自身も考えております。

私もオランダに行かせていただきましたが、オランダのあの運河、一緒に行った人たちと話をしましたが、本当に低い白い板の囲いしかありませんでした。もし日本だったら、恐らくフェンスを回して危険防止を図るんじゃないかというような話を、同行した人たちと話をしたことを今思い出しております。

今、子供を育てる段階で、その年齢に応じた危険回避を幼児期から教える場面が大変少なくなってきたのではないかなというふうに考えます。はいはいする幼児がいる家庭では、やはり頭をぶつけては、あるいは転んではということで、前もってそうした危険物は取り除く、そうやって年齢に応じた危機回避能力を成長させないままに小学校に入ってくる。現実今、学校安全会を出している保険適用の事故例を見ますと、本当に驚くような子供の事故が起きております。ぶつかって骨折をする。転んで前歯を折る。どうして手がつけなかったんだろうというふうに、非常に困った問題だなというふうに思っております。転び方を知らない、ぶつかり方がまずい、そうした現状は、今、学校教育管理下でも数多く見受けられる事実であります。

さて、どうしたらこうしたことが起きないのかというご質問でございますが、社会が大きく変化しています。まず、外で遊べる場所が非常に少なくなった。危険がいっぱいの状況になった。また、子供たちが好むゲーム機、そうしたものが非常に高度になってきた。もろもろの条件が、子供たちのこうした能力を育てる環境ではなくなってきたのではないかなというふうに思っております。できることといえば、スポーツでそれを何とか補っていかねければならないのではないかなと。

私も、今年で31年間、子供たちと剣道をしておりますが、この31年間で子供たちがどれだけ変わったか、身をもって体験しております。しかし、これを少しでも人間本来の形に持っていくのには、私たち大人が努力をしなければならないのではないかなということも常々考えております。

次に、第一小学校の屋内体育館改築に伴うモミの木の伐採ということで、大変つらい質問をお受けいたしました。第一小学校の体育館につきましては、狭くて、また何度か床の改修なども行いましたが、学校教育には支障があるということから、今回、町長の方で英断を振るって、改築という事業を実施していただくことになりました。

今年度、やはりどうせ建てるからにはいい体育館を建てたいということから、18社によりまず設計コンペをお願いしたところであります。その中に木は入っていなかったのかということではありますが、木は入っておりません。条件としては、総工費、それから面積1,500、それから、いずれ改築しなければならないであろう校舎の位置、それが条件でありました。といたしますのは、現在の敷地の中で1,500平米の体育館をとるとなると、私たち素人が考えても、大体場所はこの辺かなということになってしまいます。ただ、その後の新校舎の建築に将来支障があっては困るということから、それらの条件をつけたわけでありまして、今回、たまたま当選をしたその作品は、現在の体育館の南側プールと併設という位置が示されたわけでありまして、まことに残念ながら、伐採をせざるを得ないというふうに考えております。

移植できないかということで、これも検討をさせていただきました。ご指摘のモミの木、高さ約30メートル、幹回り3メートル、枝幅10メートル、地上部分の幹の重さが約20トン、それから根の重量、これは土のつけ方によって変わるといいますが、約5トン以上ということになります。このため、この木を移植するということになると、まず根を出して、環状剥皮というんだそうなのですが、根の皮をむくんだそうです。ですから、幹からどのぐらいかの距離でむくんだと思いますが、むいて、そこから細根、細い根を出させるということが必要になるそうでありまして。期間は約3年間。そういうことを十分にしないと、移植をしても枯れてしまう可能性が高いと。なお、移植する場合には、大型クレーン2台は必要だろうと。クレーン車を搬入するということになるということで、試算された金額は約500万というようなことであります。

こういうことを検討させていただいた結果、残念ではあります、伐採をせざるを得ないという結論に達したわけでありまして。

なお、この樹木の植栽の経過ということでございますが、現在のところでは経過については不明であります、なお、同窓会等にはご説明を申し上げたいというふうに思っております。

次に、プールの管理であります、現在、プールは、本体と、それからろ過装置の2つが

あるわけでありますが、ろ過装置につきましては、専門業者の方に委託をしております。

それから、本体の方は、現在、使わないときは水を張って管理ということにしてあります。水を張るのは躯体の保護のためと、もう一つは防火用水のためでありまして、水を張って管理をしているということでもあります。

冬の間には壊れるということは、恐らく凍結ということをご心配だと思いますが、幸いにもこの地方では躯体が割れるほどの氷が張るということはありませんので、もしある程度氷が張るということであれば、中に古タイヤなどを入れて膨張を防ぐというような方法もありますので、そうした方法で躯体を保護したいというふうに思っております。

なお、中学校のプールは、修理をしたばかりでありますので、なお管理については万全を期したいと、こんなふうに考えております。

以上であります。

議長（菊地栄助君） 8番、木原秀男君の再質問の発言を許します。

〔8番 木原秀男君 登壇〕

8番（木原秀男君） 再質問させていただきます。

教育行政についての1つ、幼児教育の重要性についてであります。

近年、しきりに教育改革が論議されておりますが、しかし、現代社会は、まだまだ学歴依存の社会になっているように思われます。その受験戦争が幼稚園から始まっているとしたら、親御さんたちが塾だ、それ勉強だと熱心になるのも、無理からぬ話でございます。

また、どこの家庭においても、時代の流れの要請により夫婦共働きがふえ、世相の悪さも反映して、子供たちはどんどん家庭の中に追い込まれ、閉じこもりの子供がふえ、家の中ではゲーム機の遊びがふえております。特に幼児期は、霊長類として生まれ、この世に生を受け、嬰兒、人間性を確立する大事な時期に、人間になるための教育やしつけが第一であり、この幼児期の教育を誤ると、将来大きくなって修正ややり直しがきかなくなり、キレやすく、時には狂暴化し、あるいは暴走化することもあると言われております。

人間性の不備な幼児期に、受験戦争を想定してそれに対応していかなければならないということは、子供は現代社会の犠牲の何ものでもございません。「三つ子の魂百までも」とか「教育は宝なり」とか言われておりますが、この教訓も美辞麗句になりつつあります。花より団子のみばかり求めている現代の幼児教育は、どこかぴっと来ませんところがございます。幼児教育には、自然との触れ合いや、情操教育や、特に環境教育が必要と思われませんが、どのように考えているのかお尋ねするものであります。

2つ、危機管理体制と安全対策についての防犯対策についてお伺い申し上げます。

都市部を中心に多様化し増大する犯罪、検挙率の低下と、かつての日本の安全神話は崩壊し、日本の自治体の防犯対策は大きな転換期を迎えております。日本の警察は、証拠物件主

義といいまして、事件が起きてからでない動き出せないのが現実であります。これまでは、検挙にまさる防犯なしと犯罪対策に取り組んでまいりましたが、逆に言えば、検挙率が低下すれば治安への信用不安を招き、さらに犯罪を誘発するという現代のような悪循環を繰り返し、危険性もどんどん増しておるところでございます。

このような情勢から、日本の警察は、犯罪の抑制と減少に成果を上げ始めている欧米諸国の取り組みを参考に、犯罪対策の根本的な転換が始まっておりと言われております。それは、いわゆる検挙中心から予防中心への転換であり、予防警察へのシフトの転換です。欧米の犯罪への考え方は、機会がなければ犯罪なしという発想であります。機会とは、犯罪の機会、チャンスであります。犯罪の実行に都合のよい状況をつくらないということです。逆に、見られている、見つかりやすい、時間がかかる、技術がいるなど、犯罪の実行に都合の悪い状況をつくり出せば、潜在的に犯罪者は実行を思いとどまるかもしれない。機会を探している間に例えば怒りがおさまるなど、原因自体が消滅してしまう犯罪心理学であります。もちろん、今までのように犯罪の原因を追及していくことも大切ですが、日本の犯罪対策は、そこに偏り過ぎ、予防的な視点を欠いていたようでございます。

犯罪機会の減少という視点からはどのような対策が必要かということではありますが、犯罪機会を減少させるキーワードは、領域性と監視性の両面が必要ということでもあります。領域性とは、犯罪の力が及ばない範囲を明確にするということであり、自分の領域への侵入は絶対に許さないという意味を示す、いわば縄張り意識です。監視性は、犯罪を犯す死角がない、見通しのきかない場所をつくらないということです。犯罪者は、視線を遮るものがなく、監視の目が光っている、または見つけれやすい場所では、犯罪をちゅうちょしたりあきらめる可能性が高いということです。この領域性と監視性が高ければ高いほど、犯罪の機会は少なくなっていくというふうなことで、いわば住民パワーの基盤というふうなことになります。

そのためには自治体は、防犯環境などの設計が必要になり、地域住民自らが自分たちの地域の安全を考えるようにならなければ、縄張り意識や当事者意識も高まってこないということでございます。単なる見張る地域から見守る地域へと成熟することが望まれるということでございます。

このように予防的な観点から防犯対策を推進していくためには、これまでの警察による犯罪対策の枠を大きく越えて、警察、自治体、地域住民などが幅広く連携、協働していくことが求められております。予防的な観点から、安全・安心の地域づくり、現在のシステムを乗り越えて、フットワークのよい仕組みに変えていかなければならないはずでございます。それには、警察、行政、町民それぞれの意識改革、そして人材育成が必要となります。

自治体職員も、自らの業務だけにとらわれない地域の安全・安心という視点からのかわりが必要となります。学校では、生活安全教育、いわゆる被害防止の教育が必要となります。

また、地域では、地域安全・安心マップづくりなど、地域への関心や愛着心の醸成など、安全センスのレベルアップなど一種の高揚が求められ、人づくりが町づくりとなり、町づくりが安全・安心の地域づくりとなります。

今、自治体で制定が広がりつつあります、安全・安心の町づくりの条例の制定は考えられないか、ご提案申し上げます。

モミの木の伐採についてでございますが、非常に苦勞の度がわかったような気がしますけれども、今後とも、やはり歴史ある、すばらしい樹齢のある、思いのある木でございますから、同窓生に配慮するとか、いろんな面の配慮を欠かさないような心構えで進んでもらえればよいかと思っております。

三春の滝桜や屋久島の千年杉、こういうふうな環境に恵まれた桜や屋久島でございますが、モミの木も樹齢何年になるかわかりませんが、すばらしいシンボルの木として同窓生に思い出を与えながらここまで生きてきたのであれば、しょうがないなというふうな気がいたします。

私は、第一小学校の同窓生でもありません。しかし、元須賀川女子校のタロウ松のように、ねんごろに葬る、丁寧に葬る、そのような心構えは必要とするのではないかと思っております。これは、答弁は要りません。

これで第2回、再質問を終わります。

議長（菊地栄助君） 再質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 斎田一男君 登壇〕

教育長（斎田一男君） 8番議員の再質問にお答えを申し上げます。

幼児教育の重要性ということでご質問をいただきました。私も全く同感であります。

教育は、常に子供の望ましい発達や健やかな成長を期待し、それぞれの子供の持つ潜在的な可能性に働きかけ、その人格形成を図る営みというふうに言われております。特に幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる重要な時期であり、このような幼児期に行われる教育は、子供の心身の健やかな成長を促す上で極めて重要な意味を有すると言われております。

幼児は、生活や遊びといった直接的、具体的な体験、経験を通して、情緒的、知的な発達、あるいは社会性を涵養し、人間として、社会の一員として、よりよく生きるための基礎を獲得していくものであります。また、幼児期は、知的、感情的な面でも、また人間関係の面においても、日々急速に成長する時期であるため、この時期に経験しておかなければならないことを十分に行わせることは、将来、人間として充実した生活を送る上で不可欠であると考えております。

したがいまして、我々大人は、幼児期に行われる教育がその後の人間としての生き方を大きく左右する重要なものであることを認識し、子供の育ちに常に関心を払う必要があると考えております。

次に、危機管理体制と安全対策ということではありますが、ただいまるご指摘がありました。これまでも防犯協会、地域安全推進協議会、地域安全活動推進員、孫を見守り隊、さらには子ども110番の家、この110番の家には、町でお願いした110番の家と、利用組合がみずから指定した110番の家がございます。また、子ども110番の車、これも町の公用車と建設業協同組合の方で指定した車がございますが、これらの関係機関の連携のもとに子供の安全確保対策を講じてきたところであります。

今後はさらに地域ぐるみの防犯対策が不可欠と考えておりまして、住民と一体となった継続的な取り組み方策について検討しておりますが、具体的には、行政区や学区を単位とした自主防災組織やパトロールグループなどの立ち上げ、さらには民間団体、企業との連携強化、関係団体での地域安全ネットワークの構築などが考えられ、現在、関係機関と協議を進めようとしているところでございます。

議長（菊地栄助君） 8番、木原秀男君の再々質問の発言を許します。

〔8番 木原秀男君 登壇〕

8番（木原秀男君） 再々質問をさせていただきます。

1つ、幼児教育の重要性についてでございますが、ここにはちょっと笑い話で済まない話がございます。都会の子供たちが、カブトムシはどこにいるかとお聞きしましたところ、答えはデパートの屋上にいるというふうな話がございます。また、蛭についてもそういう答えだったそうです。また、図鑑で見たことがあるとの答えもあったそうでございますが、いかに小さいうちの情操教育、環境教育を整えることが大切かというふうなことであります。美しい日本語をも知らないうちから英会話を教えたり、IT教育やパソコン教育も大事ですが、自然との触れ合い、また恐ろしさ、限りある地球環境のすばらしさなども、人間として生まれてきた以上、尊い命の意義などを親が子供に教えなければならないことがあると思います。

父親、母親に対する教育などはどのように考えておりますか、具体的にはどのような施策があるかお伺い申し上げます。

以上です。

議長（菊地栄助君） 再々質問に対する答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 斎田一男君 登壇〕

教育長（斎田一男君） 8番議員の再々質問にご答弁を申し上げます。

子供たちのその体験教育といいますが、そうしたものについてどのような施策があるのかということでございますが、大変難しい問題でございます。子育て中のお父さん、お母さん方に対するいわゆる社会教育というのは、皆さん職業を持ち、働いておるものですから、そういう関係でなかなか講座等に出席は難しいという現状でございます。

今、町で進めておりますのは、家庭教育学級ということで、各学校、幼稚園、これは町立、私立もちろんですが、あと保育所の単位でお父さん、お母さんが集まったときに講座を開くという方法で、それぞれの幼稚園、保育所等をお願いをして講座を開いているという状況でございます。それ以外には現在のところ講座等は持っておりませんが、やはりお父さん、お母さん方に、子供たちに対する体験教育がいかに重要かということを経験してもらわないと、子供たちだけを対象にして何かをしてもなかなか効果は上がりませんので、さらにお父さん、お母さん方に機会をとらえながらお話をしてみたいと、こんなふうに考えております。

余計な話になりますが、幼稚園の保護者の方にも過日もお話をする機会がありましたので、そういったお話を申し上げました。ただ、お父さん、お母さん方は、余り興味のないような顔をしておりましたが、私としては言い続けなければいけないなというふうに考えておるところです。

以上です。

議長（菊地栄助君） 8番、木原秀男君の一般質問はこれまでといたします。

2時35分まで休議します。

休議 午後 2時27分

開議 午後 2時36分

根本重郎君

議長（菊地栄助君） 次に、4番、根本重郎君の一般質問の発言を許します。

4番、根本重郎君。

〔4番 根本重郎君 登壇〕

4番（根本重郎君） こんにちは。4番の根本であります。一般質問5番目、今日の最後の質問をさせていただきます。

さて、今年に入りまして経済界と政界に大きな事件が発生をし、連日、まだテレビ、新聞等のマスコミをにぎわし続けております。この2つの事件の当事者には、共通のことが数多くあると思っております。ホリエモンとナガタモン、ともに30代の半ばであること、非常に強い目的意識を持っていること、会社を世界一にする、金をもうける、金がすべてを支配す

る、片方は、不正を正す、政治家は悪と戦わなければならないなど。3つ目には、非常に頭がよい、自分の考えをきちんと持っている。だから、自信がある。

しかし、反対に、人の意見は聞かない、過ちを認めたがらない、立ちどまることを知らない、3歩進んで2歩下がるの理論がわからない、自分の話に酔いしれる、出处進退が判断できない、風説の流布の中のことであると。つまり、手法が悪かったのであります。

そこで、その後の後始末に登場したのが、いわゆる長老とはいかなくても、年配、年高の方々であります。変に、妙に似ていて、結果はどうなるかわかりませんが、それぞれ強い警鐘を鳴らしてくれたと思っております。

通告に従いまして、一般質問に移らせていただきます。

まず、安全・安心の町づくりについてであります。施設や道路のバリアフリー化を含め、安全で安心の町づくりを多く我が町でも行ってありますが、介護、看護の関係で以下のことについてお伺いいたします。

1つ目として、在宅で生活している高齢者のサービスの利用度は、それぞれにどれくらいあるのか。自立支援ホームヘルプサービス、緊急短期入所サービス、車いすつき軽自動車貸し出しサービス、施設入浴サービス、緊急通報システムサービス、給食宅配サービス、寝具クリーニングサービス、はり・きゅうの給付サービス、以上のことをお伺いいたします。

次に2番目として、住宅の火災による被害を未然に防ぐため、住宅用火災警報器の設置が義務化になるようではありますが、(1)行政での指導はどのようにしていくのか、するのか。

(2)いつから設置となるのか。

(3)どのような器具で、どこで買えるのか。

(4)どのような場所に設置をするのか。

以上であります。

次に、子供の安全確保についてであります。

今朝のテレビでも、5年くらい前のあの池田小学校での暗い事件のことを報道されておりました。その後、このような暗いニュースがないのかと思えば、その後も続いて事件が起きているわけでありまして。その対応策として、全国各地では行政、地域、学校、保護者などと連携をしているんなことを行ってきております。今回の予算審査の中でも、子供たちへの安全・安心の話が随分と出ておりました。そこで、以下のことについてお伺いをいたします。

1、各小学校での親での送迎は、どれくらいの人数が各学年であるのか。

2、各小学校でのバスでの登下校は、何人くらい各学年であるのか。

3、通学路の確保は、子供たちが実感を持って行っているのか。

4、防犯教室などは行っているのか。

5、不審者等に関する情報の共有化は進められているのか。

6、防犯カメラ等の設置は考えられないか。

以上で1回目の質問を終わります。

議長（菊地栄助君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 遠藤栄作君 登壇〕

健康福祉課長（遠藤栄作君） 4番議員の質問にご答弁申し上げます。

1番の安全・安心の町づくりについての1)在宅で生活している高齢者のサービスの利用度はどのくらいあるのかについてであります。在宅の高齢者に対します福祉サービスについて、平成16年度の実績によりまして、その利用実績につきましては、次のような内容になっております。

自立支援ホームヘルプサービスの利用が4名でございます。そして、緊急短期入所サービス、4名の利用、そして車いすつき軽自動車貸し付けが13回の利用であります。施設入浴サービス、これについては利用はございませんでした。緊急通報システムサービス、28名の利用でございます。給食の宅配サービス、7名の利用であります。寝具クリーニングサービス、23名の方が利用しております。はり・きゅうマッサージ券の給付サービスですが、これについては165名の利用であります。以上の利用状況となっております。

以上であります。

議長（菊地栄助君） 総務課長。

〔総務課参事兼課長 円谷光行君 登壇〕

総務課参事兼課長（円谷光行君） 4番議員のご質問にご答弁いたします。

1の安心・安全の町づくりについての2)の住宅用火災報知器の設置義務化についてであります。火災報知器の設置義務化は、住宅火災による死者が毎年1,000人を超え、特に65歳以上の高齢者が犠牲になるケースが多く見られたことを踏まえ、消防法が改正されたことによるものであります。

須賀川地方広域消防組合では、この消防法の改正を受けて、昨年7月に火災予防条例の改正を行い、今年6月1日から施行されることとなります。町といたしましては、今回の法改正の趣旨を住民に理解していただくため、広報紙を初めチラシ等で情報提供するほか、消防団の協力をいただきながらその普及を図ってまいりたいと考えております。

なお、適用期日及び対象については、平成18年6月1日以降に新設、増設、改築等がなされる住宅及び共同住宅となっております。また、既存の住宅等については、平成23年5月31日までに設置しなければならないこととなっております。

次に、設置の場所と火災報知器の種類、販売店についてのお尋ねですが、設置場所は、寝室の用に供する部屋、階段となっております。また、寝室がない建物では、7平方メートル

以上の部屋が5室以上ある建物については、廊下に設置する必要があります。

火災報知器の種類については、煙式警報器と熱式警報器があり、それぞれ設置場所に合わせたものを設置することになります。

なお、販売店等については、須賀川地方消防施設協会会員事務所と防災施設取り扱い店、または消防用設備等施工事業所などで購入できるようであります。

以上で答弁といたします。

議長（菊地栄助君） 教育課長。

〔教育課長 今泉保行君 登壇〕

教育課長（今泉保行君） 4番議員の質問にご答弁を申し上げます。

2の子供の安全確保についてでございますが、1)の各小学校での親の送迎はどれくらいの人数になるかについてであります。常時の児童と荒天時、天気が荒れたときですが、また下校時のみの児童等の区分により把握が困難な面もありますが、常時と下校時を合わせて数字を申し上げます。

一小ですけれども、1年生が11名、2年生が7名、3年生が5名、4年生が9名、5年生が4名、6年生が9名の45名であります。次に、二小ですけれども、1年生が22名、2年生が19名、3年生が15名、4年生が12名、5年生が13名、6年生が16名の97名となっております。

次に、2)の各小学校でのバスでの登下校は何人くらいかとのことですが、これは常時利用者の人数ですが、まず、一小では、1年生4名、2年生11名、3年生8名、4年生5名、5年生16名、6年生4名の48名となっております。次に、二小ですが、1年生9名、2年生14名、3年生9名、4年、5年、6年生については利用者はおりませんので、合計で32名となっております。

次に、3)の通学路の確保について、子供たちが実感を持っているかとのことですが、通学路は各学校で把握しており、子供たちに安全な登下校について指導、確認をしているところであります。

次に、4)の防犯教室の実施についてであります。防犯教室や不審者対策教室等は、幼稚園、小・中学校とも毎年実施しており、今後はさらに警察機関との連携を深めた中で実施する計画であります。

5)の不審者等に関する情報の共有化についてでありますけれども、隣接の教育委員会、警察署、また県の教育委員会と双方向で情報提供を行い、情報は各学校等に速やかに提供するように対応しております。今後は、メールを活用した情報提供なども有効な手段として検討していきたいと考えております。

6)の防犯カメラ等の設置につきましてですが、財政状況等を見ながら検討してまいりた

いと考えております。なお、設置の場合は、施設の状況を踏まえた設置場所やカメラの監視体制のあり方などを考慮しなければならないと思っております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（菊地栄助君） 4番、根本重郎君の再質問の発言を許します。

4番、根本君。

〔4番 根本重郎君 登壇〕

4番（根本重郎君） 再質問をさせていただきます。

まず初めに、1番の高齢者サービスの件ですけれども、数を何名中何名というふうに確認してもらえば助かったんですけれども、その中でちょっと気になったのが、緊急通報サービス、これは28名があったというんですけれども、設置してあるところは多分この10倍くらいあったような記憶をしているんですけれども、この中身というのはどういうふうなものだったのかお知らせをいただければというふうにも思っております。

あと2番の火災警報器の件なんですけれども、私が、通告をした後に出ました広報「かがみいし」3月号ですか、その中の1ページと2ページのところに「住宅用火災警報機の設置が」とあるんですけれども、「警報機」の「機」、これは「機」ではなくて「器」だそうなので、直していただければと思うんですけれども、この中で見ますと、下1段の中に、今、課長が朗読しました文面のとおりを書いてあります。その後、悪徳商法にだまされないでということも書いてあるんですけれども、これだけでは少しわからないのではないかなということがあるので、違う広報を持ってきました。これは須賀川市の広報なんですけれども、見開き2ページにすべてに火災警報器の説明、どこで買って、何で設置をしなければならんだということと、あと、住宅の地図を書いて、こここここういうところに設置をするんですよ、あとは器具の写真も載っております、こういうふうに天井に取りつけるやつと壁に取りつけるやつと、いろいろとあると。

それと、この法律が6月1日から、新築、改築に限られますけれども、適用になります。新しくできるところは、設計段階で当然設置義務となるわけでありますので、業者さんが当然取りつけるというふうにも思っております。

問題は、今ある住宅、これは先ほどの課長の答弁にありましたように、平成23年5月31日までに設置です。そこから設置ではなくて、そこまでに設置しなければならないと。ということは、この法律施行と同時に買って取りつけるという方もあるわけであります。そうすると、その説明等が詳しくなければ、例えば不適切な訪問販売、例えば消防署の職員とか、あるいは消防関係団体等の者だと名乗ってその器具を、幾らするかわかりませんが、例えばその通常の値段の倍、3倍、4倍と高く売りつけていくということが想像されると思うんです。だから行政は、事細かくそういうふうなことがないように、法律の網をくぐって

高く物を売りつけて歩くような人が出回らないような処置というのは、やっぱり早くしなければならぬと。

そのためには、当然、今言いましたように、住宅を、例えば図面を書いた広報をつくって、チラシでもいいですけども、回覧でなくて各家庭に1枚ずつ渡るようにして、こういうところに取りつけないと、そして販売等は、あるいはあっても、町役場、あるいは消防関係の消防本部等ではやりませんと、こういうところの場所で売っておりますと、具体的な名前を、やはり事業者名を教えて、そして指導していかないと、後からいろいろと問題が出てくるというふうにも考えておりますので、その件、どのように進めていくのか、詳しくお伺いをいたします。

それと、2番の子供の安全の確保でありますけれども、今、親の方々の車での送迎とバスでの人数、いろいろと課長から報告をいただきました。やはり二小、結局、遠いというか、うちが転々としているというふうなことから、やはりバス、あるいは親が送り迎えをせざるを得ないという状況にあるのかなと。あるいは一小の場合でも、多分遠い方は、バスとか親御さんが送ってはいるのではないかなと思うんですけども、この数字を見ると、やはり町部はうちが連なっているから歩かせても安心なのかなというふうに、この数字から推測できるわけでありましてけれども、文部科学省から多分、県教育長、あるいは直接か知らないんですけども、登下校時の幼児・児童・生徒の安全確保について通知というものが多分いつているのではないかなと思うんです。

あと、それと同じく、登下校時の安全確保に関する取り組み事例ということで、全国の市町村の取り組んでいる事例集があると思うんですけども、それと含めて、その後に自由民主党本部から出た、犯罪から子供を守る緊急対策本部という名のもとに緊急提言が出されております。これは、平成17年12月19日、広島と栃木県等で起きた後にこれが出ております。

るるいろいろと事件があるんですけども、1つは、子供をめぐる犯罪は、極めて異常かつ憂慮すべき状況と言わざるを得ない。ご遺族、ご家族の方々は言うまでもなく、子供を持つ親や学校関係者、仲のいい友達を突然奪われた児童など、悲しみや心に受けた傷の深さを思うとき、一刻も早い、このような犯罪を二度と生じさせないための取り組みが急務である。子供が安心して暮らせる社会を取り戻すため、早急に学校、地域、自治体、国を挙げて、子供を犯罪から守るための総合的な対策を講じ、犯罪の未然防止に協力して取り組まなければならない。自由民主党は、このような認識に立ち、現地視察におけるご意見、ご要望を踏まえ、下記の緊急提言を取りまとめた。関係各府省及び自治体等は、この緊急提言を真摯に受けとめ、直ちに効果ある対策を打ち出すよう求めたい。また、国民の皆様に対しても、それぞれの立場で積極的な協力を求めたいということで、一番先に、路線バスを活用した通学時の安全確保策というものがあるわけでありまして。

警察庁、総務省、文部科学省、国土交通省は、全国で地域の路線バスを登校時、また下校時にスクールバスとして活用する方策を早急に検討し、態勢が整った地域から順次導入する。また、総務省は、このために必要な市町村に対する財政支援措置を検討するという、これはこの方向で多分進んできていると思っております。この前の国会の質問等でも出ていました。2つ目として、犯罪から子供を守るための安全確保ボランティア、スクールガードへの参加を呼びかける国民運動の推進、3つ目として、防犯教室の実施充実、4つ目として、安全な通学路の確保、5つとして、不審者等に関する情報を共有する取り組みの推進、これらが、自民党から出ております。

そして、私の質問の中にありました、通学路の確保は子供たちが実感を持って行っているのかというのは、子供たちが歩いて通学している場所を例えば教職員、保護者が実際に歩き、防犯の観点や交通事故等を配慮し、関係者が議論して、可能な限り安全な通学路を設定しなければならないと思うからでありまして、やはり親、教師が、あるいは教育関係者が実際に歩いてみると、わからないことがいっぱいあると思います。これを行って行って、その通学路の確保をしているのかどうかを聞きたかったわけでありまして。

防犯教室はやると言っています。あと不審者等に関する情報も管内等で進めているということでありまして、メールの話も出ておりましたけれども、この安全・安心に関する話は、一般質問の中で私も何回かやっております。そして、私の携帯メールに福島県警の生活安全課から発信する情報が入るということも、ここでは話したことがあります。それを少し話してみたいと思います。

なぜこういうふうなことをくどく言うのかということ、何もないと、我が町は安全なんだなということで風化をする可能性があるわけでありまして。やはり風化をさせたらば、大人が何人いても、見たようで見ていないというような状況があります。昨日までの1カ月で確認しましたら、16件、これは警察に届けたものから、要するに生活安全課の方からメールが来たのが16件、どここの町、どここの市で何があったと。

それは申しませんが、1つ、15日に来たメール、一番新しいメールで、福島で小学生の暴行事件、3月15日午後3時半ころ、福島市渡利地内の路上で小学6年男児が、帰宅途中、自転車を引いて近づいてきた男いきなりジャンパーを引っ張られたもの、けがはなし、男は、20歳ぐらい、160センチやせ型、金髪、ベージュ色ジャンパー、シルバー色の自転車を使用ということで、下に「下校時間帯における防犯活動の推進を」という、これは警察の書いたメールであります。

この携帯に入るメールを、教育長はもとより、教育の関係者、例えば学校の校長、教頭とか管理職にある人に設定してもらってはどうかと思うんです。ただですので。開けば幾らかの金がかかりますけれども、このメールはこのメールを打っておけば、必ず一発そこに入

ってくるので、このメールをぜひ教育関係者の方々に設定をしていただきたいというふうなことを教育長にお願いしたい。というのは、いつもいつも入ってくると、危機意識というのは非常に高まってきます。要するに、我が町はいろいろやっているから大丈夫だということがすべて崩れてくると。

事例集の中に、詳細は言いませんけれども、題名として「目をかけ、声をかけ、心をかけ、親子で一緒に足立区通学路一斉点検」、その下に「安全に絶対はない」と、安全だといっても絶対ではないということで、「安全に絶対はない。命を守るためにできること」、これは安芸市の中学校、その後に御殿場市の中学校、生徒、保護者、教師の手による通学路のマップづくり、これか、もし、スクールバス等により登下校時の安全、久米南町、フリー乗降の町民バスによる登下校、あとは、町等でやっている防犯隊とかいろいろとあるんですけども、その後に、京都では、中学生が地域のことを守る子供見守り隊、世界で一番安全・安心な地域にと、中学生を巻き込んで防犯体制やっているというところもあるわけです。その後に、町を青色防犯パトロールがありますけれども、これを学校業務職員によって登下校時に回ってもらうと、業務として。その後には、親がやらねばだれがやると、PTA発向こう3軒両隣の復活を目指して等、いっぱいあります。

あとは、不審者等へその町から直接親にメールを送るところもあるみたいです。これは県でやっているの、県の方からもらえばそれだけで済むわけでありましてけれども、そういうふうなことをやれば、不審者に対する情報とか、あるいは防犯教室等のやっているところでも説得があると思うんです。そういうふうなことを今、事例等を出しましたけれども、その中で幾つか取るやつあつと思うのですけれども、そういうことを含めて、あとは、さっき言いましたメールはやっていただけるかどうか。

あと、6つ目の防犯カメラ、これは確かに財政上の負担はあると思いますけれども、その防犯カメラ、安いやつから高いやつと、いろいろとあると思いますが、そして、この町に、例えば3つでもいいからあれば、この効果というものは金にかえられないと私は思っておりますので、この防犯カメラのことも、例えば何十基もつけるというんじゃなくて、予算がなければ1基からでもいいと思うんです。その1基でも常時映しておりますと、3分、5分で設定してその時間だけぱっぱと動くやつもあるし、いろいろとあると思いますので、ぜひ設置の検討をいただきたい。

それと、バスの関係に戻りますけれども、陳情で出ておりましたバス代補助の件、これは処理状況のあれによっては、現時点では困難であるというような報告がなされておりますけれども、これは例えば一小的それなりの根拠があつてこれを示したと思うのですけれども、二小学区100万弱と、あと一小的学区を合算して金額を多分算定したと思うのですけれども、算定した結果、だめだというような結論になったと思うのですけれども、先ほど言いました

ように、政府・自民党から出ている路線バスを活用した提言と、ちょっと町の方針が逆行するような形に出てきていると思うので、この件に関しては、やはり例えば3年生までだめなら1、2年、これを見ますとやはり1、2年生が多いようですので、1、2年生までを対象とすれば、例えば少しでも協力できるのではないかと。そして、この政府から正式にこういうふうな財政支援措置をやると言われた場合には、どのように判断するのか。

以上、お伺いして2回目の質問を終わります。

議長（菊地栄助君） 再質問に対する答弁を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 遠藤栄作君 登壇〕

健康福祉課長（遠藤栄作君） 4番議員の再質問にご答弁申し上げます。

緊急通報システムの中身ということでございますけれども、この部分については、平成5年からなんです、緊急通報システム事業実施要綱ということで作成をしまして、こういうような内容で実施しております。

そこで、この対象者というものについては、おおむね65歳以上のひとり暮らしの老人と、そしてひとり暮らしの重度身体障害者ということになってございます。なお、そういう中で、17年度末ですが、ひとり暮らしの老人ということに関しましては、実質的には76名程度でございます。

そして、この部分については、17年からですが、さらに警備会社と消防本部とオンライン化を結びましてそれを共有することによって救急の活動の円滑化を図っているという内容でございます。

以上であります。

議長（菊地栄助君） 教育長。

〔教育長 斎田一男君 登壇〕

教育長（斎田一男君） 4番議員のご質問にお答えを申し上げます。

子供たちの安全確保というのはなかなか難しいなというふうに思います。先ほどの8番議員のご質問はいわゆる危機回避ということでありましたが、4番議員のご質問は安全の確保ということであります。これはいずれも大事なわけでありますが、考え方によっては違うわけであります。

まず、安全確保のために路線バスということで、過般の痛ましい事故を受けて、大変いろいろな対策等が、あるいは通達等が来ております。私は、こうした通達、あるいは自民党の提言、こうしたものは全国一律に来ておりますけれども、それぞれの地域によっては違うのではないかなというふうにも思っております。したがって、そうした提言とか通達の中で、我が町ではこの部分は取り上げよう、この部分は大丈夫だろうというふうな取捨選択が

必要ではないかというふうにも思っているところであります。

路線バスの利用で安全をとということ、これは提言の中に確かにございますが、では、路線バスの通っていないところの子供はどうするんだという問題が出てまいります。これは、今まで成田の保護者とバス補助金の廃止について話し合いをしたところでも私は申し上げました。安全対策ではないかという保護者のご意見がありましたので、バス路線でないところの子供さんたちの安全もまた考えなければならない。補助金は町から出ておりますけれども、必要であれば、どうか自費で乗車をさせていただきたいということでお話を申し上げたところであります。

したがって、この安全と補助金ということについては、少し離して考えなければいけないのではないかというふうにも思っているところであります。

また、通学路をその教師や保護者がわかっているのかということなんですが、これは間もなく新しい新入児童が学校に入学をしますけれども、入学をする以前に準備段階で保護者説明会等がございます。そうしたときに学校側から保護者の方をお願いをしているのは、どうか子供と一緒に自宅から学校まで歩いて来てくださいと。どこでどういうことがあるのか、そのところを子供さんたちにもよく教えていただきたいと。今度、学校に入学すると、あなたはどこを歩いて学校に来ますかということで調べがあります。そうしたところの道路が、いわゆる通学路ということになるわけでありまして、これは保護者も教員も、その通学路については把握しているということでもあります。

今、その通学路の安全マップというのを作成して、学校では、どこに危険が潜んでいるか、そこを通るときにはどうすればいいかというような、子供たちと危険に遭わないための対策を子供たちに指導しているというのが実態であります。

それから、今、メールの話も出ましたが、先ほども課長の方でご答弁申し上げましたように、現在は、この近隣の市町村教育委員会同士で不審者情報のいわゆる共有、それから警察署の方と各教育長が協定を結んでおりまして、そちらの方でのその情報の双方向での共有、そうしたことが行われております。したがって、こちらで得た情報については、私立幼稚園の方にも流しております。そういうことで、現在、安全確保を図っているということでございますので、メールの設定ということについては検討させていただきたいというふうに思います。

それから、防犯カメラを設置したらどうかということもございますけれども、現在のところは財政状況からちょっと無理ではないかなというふうに思いますし、また、防犯カメラを設置しても、モニター画面を常時見るということはなかなかできない。これは、教育長協議会の方でも話が出ておりまして、抑止力にはなるだろうと。しかし、学校で常時モニターを監視するという事はなかなかできないのではないかなというふうに、何か起きた後のその事

後処理ということであればまた別でしょうが、その辺は投資の額と、それから実際に運用するということなどを考えると、なかなか難しいのではないかなというふうに思っております。
以上であります。

議長（菊地栄助君） 総務課長。

〔総務課参事兼課長 円谷光行君 登壇〕

総務課参事兼課長（円谷光行君） 4番議員の再質問にご答弁いたします。

このたびの消防法改正による住宅用火災報知器の設置の義務化についての町民への周知のあり方でございますが、先ほど答弁の中で、広報とチラシ等というふうに申し上げましたが、須賀川市の広報については詳しく掲載され、鏡石は細くないというご指摘もございましたが、鏡石の広報は、主なものを掲載しました。その理由としましては、今週の第1木曜日に、須賀川広域消防組合で作成されましたパンフレットを区長さんの方に持っていき、ただいま全戸に配布されている最中でございますので、その周知方については細かく書いてありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

議長（菊地栄助君） 4番、根本重郎君の一般質問はこれまでといたします。

散会の宣告

議長（菊地栄助君） お諮りいたします。

本日の一般質問はこれまでとし、明日の開議時間を午後1時にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、明日の開議時間を午後1時とすることに決しました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時22分

平成18年第12回鏡石町議会定例会会議録

議事日程(第4号)

平成18年3月17日(金)午前10時開議

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第160号 鏡石町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について
総務文教常任委員長報告
- 日程第 3 議案第161号 鏡石町国民保護協議会条例の制定について
総務文教常任委員長報告
- 日程第 4 議案第162号 鏡石町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について
総務文教常任委員長報告
- 日程第 5 議案第163号 鏡石町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の制定について
総務文教常任委員長報告
- 日程第 6 議案第164号 岩瀬地方町村障害程度区分等審査会の設置に関する協議について
産業厚生常任委員長報告
- 日程第 7 議案第167号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第171号 鏡石町老人福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第172号 鏡石町屋内ゲートボール場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 平成18年度鏡石町各会計予算審査について
予算審査特別委員長報告
- 日程第11 請願・陳情について
各常任委員長報告
- 日程第12 議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第12まで議事日程に同じ

追加日程第13 意見書案第40号 納税者への安易な増税路線の撤回を求める意見書(案)

追加日程第14 意見書案第41号 県内郵便局における集配業務を廃止しないことを求める意見書(案)

追加日程第15 意見書案第42号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書(案)

追加日程第16 意見書案第43号 子育て支援の拡充を求める意見書(案)

追加日程第17 意見書案第44号 道路特定財源の確保に関する意見書(案)

出席議員(14名)

| | | | |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 1番 | 仲 沼 義 春 君 | 2番 | 渡 辺 定 己 君 |
| 3番 | 今 駒 隆 幸 君 | 4番 | 根 本 重 郎 君 |
| 5番 | 大河原 正 雄 君 | 6番 | 柳 沼 俊 行 君 |
| 7番 | 今 泉 文 克 君 | 8番 | 木 原 秀 男 君 |
| 9番 | 菊 地 栄 助 君 | 10番 | 小 貫 良 巳 君 |
| 11番 | 藤 島 一 郎 君 | 12番 | 円 谷 寛 君 |
| 13番 | 円 谷 寅三郎 君 | 14番 | 森 尾 吉 郎 君 |

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|-------------|-----------|---------------|-----------|
| 町 長 | 木 賊 政 雄 君 | 助 役 | 正 木 正 秋 君 |
| 収 入 役 | 大河原 直 博 君 | 総務課参事兼 課 長 | 円 谷 光 行 君 |
| 税務町民課長 | 角 田 勝 君 | 健康福祉課長 | 遠 藤 栄 作 君 |
| 産 業 課 長 | 小 林 政 次 君 | 都市建設課長 | 椎 野 優 偉 君 |
| 上下水道課長 | 黒 津 政 美 君 | 教 育 長 | 斎 田 一 男 君 |
| 教 育 課 長 | 今 泉 保 行 君 | 出 納 室 長 | 八 巻 司 君 |
| 教 育 委 員 会 長 | 稲 田 耕 作 君 | 選 挙 管 理 長 | 曾 根 巧 君 |
| 教 委 員 会 長 | | 委 員 会 委 員 長 | |
| 農 業 委 員 会 長 | 會 田 栄 夫 君 | | |

事務局職員出席者

| | | | |
|-------------|-------|---------|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 面 川 武 | 主 任 主 査 | 大河原 久美子 |
|-------------|-------|---------|---------|

開議 午後 1時00分

開議の宣告

議長（菊地栄助君） これより本日の会議を開きます。
会議規則第2条により欠席の届け者は皆無であります。
本日の議事は、議事日程第4号により運営いたします。
暫時休議いたします。

休議 午後 1時00分

開議 午後 1時02分

議長（菊地栄助君） 休議前に引き続き会議を開きます。

一般質問

議長（菊地栄助君） 日程第1、一般質問を行います。
一般質問の通告がありますので、順次発言を許します。

柳 沼 俊 行 君

議長（菊地栄助君） 初めに、6番、柳沼俊行君の一般質問の発言を許します。
6番、柳沼俊行君。

〔6番 柳沼俊行君 登壇〕

6番（柳沼俊行君） こんにちは。

ただいま、議会傍聴3,000人の村上さんには、本当にまことにおめでとうございます。今後とも議会に対するご理解と、ご指導、ご鞭撻をよろしくお願いいたします。

それでは、質問をさせていただきます。

今回、大きく3点について質問をさせていただきます。

質問をさせていただく前に、今議会で提案されました160号、163号の条例の制定について、前段で私なりに考えたことを述べてみたいと思います。この後に、間違いなく議案は可決されると思います。この条例は、使い方によっては町民にとって良薬であり、劇薬でもあると思うものです。この制度は、総務省の勇み足であったとの評価もあります。今まで官の部分へ民の参入規制が厳しく、官ばかりが非効率であるとの世論の批判に拙速して作成したという内容の記事もありました。総務省の中でも評価が分かれているようであります。

この制度の創設は、ある地方の自治体の外郭団体が、問題となる経営をしていたことが発端となり、急遽創設しなければならないというような意向で創設されたというようなことも

聞いております。今後、この制度の課題も改革され、制度の完成を見るのではないかと思う次第です。しかし、この制度は今までの自治体の直接の管理体制から、15年9月施行の自治法の改正により、18年9月1日、本年の9月1日までに広い意味で直営から指定管理者制度に移行しなさいとのことのようにあります。

今回、我が町も2条例制定の提案がなされました。地方分権一括法から見れば、地方の裁量を逆に束縛するようなものであると思います。そして、その内容は、結局二者択一という判断にせよという国からの押しつけであると思う次第であります。この制度と、一つは公の施設の管理業務をNPO、ボランティアグループ、町の外郭団体、民間業者、法人、その他の団体に広く門戸を開いたことにあります。

総務省は、まず民間事業者等の能力や経営のノウハウを活用した効率で効果のある施設運営を図ることを一つとして、第2に、住民ニーズへの対応で、利用時間、料金を条例の範囲内で、今までよりも柔軟に対応ができること、第3に指定管理者側に施設の利用許可権、条例により付与することができることの点にあります。これにより、住民、利用者に対し迅速で多様なサービスができ、利用者の期待にこたえることができるのだと言っているわけであります。

本年3月5日、福島民報の報道で県有施設41施設管理委託料9億4,900万円減の大きな見出しで記事が載っておりました。この記事で管理者に選ばれて各自治体コストの切り詰め、収益アップ策に取り組むことで、当初見積り3億円と積算していた削減が実質は9億4,900万円の減を確保したとの内容でありました。

しかし、今まで管理委託契約を県と結んでいた団体が、再度指定管理者になったようであります。今までいかに非効率的な運営をされていたかとの記事であります。私はこの記事を見て、この指定管理者制度のあり方、使い方、契約に対する報道に、県民の1人として疑問を感じました。契約の細かい内容はわかりませんが、一つ例をとると削減幅が大きいビッグパレットふくしま、これまで施設利用料金が県の一般会計に繰り入れられ、別途県が管理委託団体に管理委託料として支払っていました。このたびの改正により創設された指定管理者制度を適用され、契約に至った結果、使用料、利用料は管理者の収入となり、その費用との差額、一言で言えば、赤字分の額を指定管理者に支払う契約であります。解釈をすると、削減額とはいかがなものかと思えます。

報道では、一定程度の使用料を自前で確保できなければ赤字になるという管理者となった側の県産業振興センターは、今後これまで以上の営業に力を入れる方針であるとの発表です。この会見発表で出た言葉は意味のある言葉に感じてなりません。今までどんな管理をしていたのか、どんな勤務をしていたのか、県は今までのコストを明記した中で、この新しい制度により削減額が幾らとなったとの報道をすれば、県民は納得されたのではないかと私は考え

ます。また、将来的に県民に寄与する効果があらわれると思う施設研究機構、福祉施設等と一緒に評価されている点が疑問でありました。

我が町でも条例が制定されますと、この制度の導入により早急に指定管理者制度に移行するものと思われます。十分なる検証と検討をし、条例の運用をすべきと思います。私は、この中でこの新条例に規則を設けるようなことは考えていないか、施設はだれのものか、何のためにつくったのか、公平、透明性の担保された中で、指定管理者の選択基準を公表し、住民に対する説明を行う。目的に基づいた競争制を確保した入札契約の方法の公表を行う。第三者も入れた選定委員会の導入、入札結果を公表し、業績内容の公表も行う、このようなことが考えられないかと。

今回条例が制定されれば、早速老人センター、ゲートボール場が対象となるようであります。このほかの施設については、この制度の導入はふえるものと思います。全協において考えられる施設としての説明もありました。この制度の導入判断に、使用料、利用料の徴収する施設と、無料開放の施設と分けた場合の課題とか、あわせて制度導入前に費用の再考と、町としてなすべきことを精査し、準備を行い、指定管理者制度の効率・効果、実施事業と警備上の確立した業者の選定、町民のニーズにこたえる制度の運用を望みたいと思います。

どこの自治体も、最初は余り問題にならないような施設から制度の導入を図っているようであります。我が議会でも、先ほど述べたように6月と9月の議会に提案されるのではないのでしょうか。民間の力をかりた競争制の確保を図り、よい結果が出ることを期待するものであります。

民間では、同業者間の競争は戦争であります。あるA店が何々のサービス、営業時間の延長、定休日の削減、営業努力、イベント等の開催を行い経営努力をしております。今までの管理委託では営業努力は全く考える必要がありません。管理委託を受けた方も夢がありません。委託業者は報われないようなのが今までの管理委託制度であります。結果、赤字の垂れ流しであると評価されてきました。

新制度が導入されても、最初は契約で遵守するが、期間2年、3年とあれば、既得権益化を感じ、言葉は悪いですが、あぐらをかくのではないかと懸念をする方もおります。常に緊張感のある契約にするよう万全を期し、住民福祉の向上を目指すべきであると思います。こんなことを望むのは浅はかかもしれませんが、この管理によって町に施設賃貸料を払いますという業者がいればと思います。施設は住民のものです。血税でつくった施設です。可能かもしれません。

スイミングスクール、スポーツクラブ等民間の施設の業者の事例がございます。民間業者は、多彩な人材を確保し、ニーズをとらえ利益を出しております。危機的財政を感じ、この制度を最大のチャンスと考えている自治体もございます。委員会の審議の中で、業者の利益

も考えて発注と契約するような話もございました。しかし、しっかりと議会が監視できるような指定管理者制度の中での規則等を考えても、私はよいと思います。しかし、条例を、法律を念頭において、いや、そういうのは必要ではないと言われるかもしれません。しかし、十分なる検討をよろしくお願いいたします。

それでは、質問に入らせていただきます。

保育・教育に関する質問について。

保育の実施に関する条例を改正し、皆等しく保育を受けることができるようにすべきと思うが、見解を伺いたい。

自治法、児童福祉法で縛りはありますが、地域の実情を考え、町の保育姿勢を条文の文言の改正で、どの家庭の子供たちも等しく入所できるような文言にするのはいかがでしょうか。

2番目、児童・生徒の学年別私費負担は年額どれくらいの金額になるか。児童・生徒の学年別私費負担について、私費負担の運営基準はあるのか。国民は地域格差、貧富の格差を感じつつある中で、平成18年度、19年度に税制の改正があります。定率減税の廃止、配偶者特別控除の一部廃止、高齢者控除の全廃、控除額の引き下げ、増税一色となっております。また、一部個人住民税の引き下げ、最大2万円まで。しかし、これも来年1月に個人住民税の減税の廃止、配偶者特別控除の全廃、18年、19年には特に重税感が感じる年になるのではないかと私は思っております。そして、また、消費税の論議も目が離せない状況にあります。

重税感の中、国は景気は回復したと発表し、日銀の量的緩和政策の転換があります。地方にどのように影響するか見守る状況にあります。国の発表した景気判断が地方に及ぶことを希望するものであります。

平成18年度予算の中で、要保護、準要保護世帯、突然起こる社会的要因による要保護世帯がふえております。その申請審査には、学校の先生方、事務局、民生委員と大変なご苦労があると思われます。学校としては、児童、生徒に差をつけることはできません。保護者の方々に、年間の私費負担予定額はどのような形で周知されているか、年額、学年別に教えていただきたい。また、私費負担運営基準はありますか、伺っておきたいと思ひます。

3) 育英資金の貸与額の改正は考えられないか、育英資金貸与制度について、育英資金については、公立授業料が基準と思われるような貸与額であります。私学では2万円から20万円ぐらいの授業料の差は、技術系、進学系授業料に格差があると言われております。父兄の皆さんにとっては、公立と願う心は授業料の問題が多いようであります。私学を信仰するわけではございませんが、子供たちの学ぶ意欲を尊重する手助けになればと思ひます。高校、大学、高専、ともに貸与額の引き上げ等は考えないかどうか、伺っておきます。

海外留学に対する貸与制度を考えないかについては、町では語学指導と外国青年招致事業、

児童、園児国際化推進事業、2つの語学力の向上と国際感覚を養う事業を行っております。あわせて、中学2年生を対象にした語学研修と国際交流、異文化体験、人材育成を目的に海外文化学習事業を行ってまいりました。これらの事業を実とするために、勤勉で夢を抱いている方への支援は必要と思います。高校、大学生を対象に、海外留学支援事業を行うべきと思いますが、いかがなものでしょうか。

空き店舗対策について。

空き店舗対策とあわせて町づくり。人が育み学ぶ町づくりを町では考えないかどうか、伺っておきます。

平成17年度100万円の予算で空き店舗対策事業を行い、2店舗がこの事業に該当し、1店舗が平成18年度早々にも該当するようであります。町は人がつくる、そのつくる人の育成は、町の大きな課題であります。時間を要するわけですが、生きがいあふれ、創造性豊かなたくましい町民の育成が生涯学習の基本目標です。これを推進することが重要であるのは同感であります。これをより実効性のある方法として、学校教育、社会教育、家庭教育の学びの館づくりとして空き店舗対策事業を活用し、教育塾を誘致といいますか、入居を促すような推進策は考えられないか伺っておきます。

大きな2番目の町健康推進活動についてであります。

平成18年度予算で、国保、老人保健他各特別会計への一般会計からの繰り入れはそれぞれ幾らか伺っておきます。各会計の予算に対して、予防施策を聞かせていただきます。徴収と給付、健康福祉をあわせた中でお聞きいたします。

老人保健事業では、無受診老人の表彰、人間ドックの助成、ふれあいスポーツ祭の開催、無受診世帯の表彰、医療の通知と実施、生活習慣病の予防、パンフレットの作成、啓蒙、各施設の健康増進のための活動、敬老会の開催、高齢者生きがい事業、各種検診、健康教室、機能訓練、相談、訪問指導、健康手帳、介護予防、健康推進委員会の活動、健康づくり推進協議会の活動、乳幼児予防対策、母子保健事業、介護保険制度の中でのデイサービス、町民プールでの水中エアロビクス教室、生涯学習の町づくり等高齢者の健康、ニュースポーツで体力づくり、ファミリーふれあいウォーキング、料理教室等きりがなほ上げられます。特にこれから老人保健事業と介護保険事業の会計の伸びは、十分に予想されます。そんな中で、第3期介護保険料は約40%の引き上げであります。そこで、今後の介護予防、病気予防等の施策を聞かせていただきます。

大きな3番、行財政に関する施策について、これは後で7番、今泉さんも質問しますが、私からは給与、定員管理等について、平成18年度の人件費比率、職員数はどのようになるのか、年齢別職員構成状況が適正化計画の数値目標は何名か、人材育成の一環として、民間の人材教育を取り入れる考えはないか。

2番の各課との連携、政策協調を図っているかについて、伺います。

平成18年度予算の事業説明を見ておられますと、前年を踏襲しているように私には見えてなりません。町は第二次行政改革大綱により、行財政の効率と簡素化を図り、平成16年度町部局8課を6課に、教育委員会2課を1課に係を廃止、グループ制をとりました。

それにより、事務事業のスピードアップが図られたとの平成16年度の成果報告がありました。課が減ることにより政策が統合され、効果は上がると思います。町民から見ると、一つの事業にしか見えない部分もあります。私たちには説明がありますので、ある程度の課の独自の施策であるということも理解はいたします。課に失礼かもしれませんが、1つ例を取りますと、フローラの町づくりこれは総務であります。同じく総務であやめの里づくり事業、産業課で、農用地フローラの町づくり、地域振興事業であります。産業課内であやめまつり事業、教育課では、社会教育関係団体支援事業、花いっぱい運動、都市建設課では、公園整備として、あやめほ場の整備、公園の整備の中の鳥見山公園の中のあやめ、駅前ふれあいロードのわきのあやめ、確かに目的、趣旨は違うという説明ではありますが、そのようでは私は本当の行政改革とはならないのではないかと思う次第であります。

鏡石町が一つの家庭と考えると、31キロ平方の町であります。家族が中でばらばらな、お互いが別方向に行くような形で一つの事業をまとめているような感じもいたします。これらは、やはり費用対効果からいくと若干劣るのではないか、これは一つの例であります。ほかの事業にも数多く見受けられます。先ほど質問をした、病気介護予防対策等も考え方によってはそういう事業と抱き合わせるような、各課連携として効果の上がるアクションを起こすことが必要ではないかと私は思っております。政策の協調、各課の連携は大事と思いますが、いかがなものでしょうか。

施設管理の費用の適正化方策は検討されているか。前段でも述べましたが、長期契約継続を締結する条例、公の施設の指定管理者指定の手續に関する条例が制定されれば、それに向かって各施設が契約されると思います。財政が厳しい中、先ほど私費負担のところでも述べましたが、各種税金の減税策の廃止、増税、そして各保険料のアップにより、町は税収はふえるかと思っているかもしれません。案ずるより産むがやすしと考えているかもしれません。しかし、今回設定される制度は契約であり、年々の財政により増減ができなくなると思います。そこで、各有料施設の費用の見直しと、施設の独立化、適正なる受益者負担の算出、無料施設の運営方針の見直し、運営基準の再策定等を図る必要があると思いますが、いかがなものでしょうか。

4) 番、JA施設工場跡地について。

第4次総合計画では、第3節財政の中で国と同様、町債と残高を抱え、町財政を圧迫している。平成13年8月であります。今もその現状に変わりはありません。第1節、活力ある

産業を目指してのこの中の商業の中で、現状と課題の中で、自助努力と指導・助言が必要であると提案されてある項目があります。また、財政の中では、施策体系で自主財源の確保を述べております。これは重要な課題でもございます。その目的達成のために、町の中心に位置するJAの施設、工場跡地の利活用について、町では、町の構想に基づいて進言等は考えているか、また今まで検討され、交渉したことと申しますか、進言したことはあったかどうか合わせてお聞きいたします。

これで第1回目の質問は終わります。

議長（菊地栄助君） 質問に対する執行部の答弁を求めます。

町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） 6番、柳沼議員の質問にお答えをいたします。

1番の保育教育についての1)保育の実施に関する条例についての質問に、お答えをいたします。

保育所は、児童福祉法に基づいた保育の実施に関する条例によりまして、保育に欠けると認める児童を対象に、保護者からの申し込みによって保育すると定められております。

なお、定員に余裕のある場合には、入所を妨げるものではありません。現在、国において就学前の教育・保育を一体としてとらえ、一貫して提供する新たな取り組みとして（仮称）総合施設について、本年平成17年度でモデル事業を実施しております。このモデル事業では、ゼロ歳から就学前の児童すべてを対象に、保育に欠ける子も欠けない子も幼児教育と保育を総合的に提供し、受け入れようとするものであります。

本件については、平成18年度の10月から新施設の認定等を含めスタートさせる考えであります。また詳細については定かではございませんが、国の制度と町の保育所、幼稚園の状況を見きわめて今後対応してまいりたいと、考えております。

次に、3番の行財政に関する施策について、2)の各課の連携と政策協調を図っているか。第4次総合計画の実施計画を基軸に、第2次行政改革大綱実施計画等の個別計画をすり合わせまして、各課の連携を図りながら政策を推進しているところでございますが、いろいろと質問にあったように、またがる部分これも事実でございます。これもそれぞれの各課の目的趣旨がございますので、必ずしも一本化にした場合と、あるいはそれぞれの課で遂行した方が、効率的にできる場合というふうに分けて考えておりますので、できるだけ統一できるものは統一をして、今後も実施してまいりたいとこのように思いますが、ひとつ例を申し上げますと、フローラの町づくりと、これは町の大きな一つの目標であります。その中に、花いっぱい運動やらあやめの里づくりやら、あるいは美しい町をつくろうとか、そういうような総合的なものを集めまして、フローラの町づくりと位置づけておりますので、そのもとに各

課でできる範囲の中で取り組んでいこうというふうな趣旨でございますので、今後なるべくわかりやすいような、そして効率的に上がるような、そういうことを考えていきたいと、このように思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

それから、3)の施設管理の費用の適正化方策は検討されているかと。私ども、公の施設の管理については、いろいろと熟慮しているところでございますが、皆様方から見ますと、この辺もまだ足りないのではないかとと思われる点があったのかなと、そのように受けとめたところでございます。今後とも、より効率的に、そしてこの料金体系、使用体系が適正なのかどうか、無料でいいのか、あるいは有料の場合にもっと引き上げた方がいいのか、下げた方がいいのか、引き続いて検討をして、町民の皆様方が利用しやすい管理を今後とも続けてまいりたいと、このように考えております。

それから、4)のJA施設の工場跡地の利活用を図る推進に進言しているかということでございますが、これについては私どもも町の中心部にある工場跡地並びにJAの有効に利用されていない施設の有効利用については、再三、企業あるいはJAの方に申し入れをしているところでございますが、工場の跡地についてはそういう動きも一部あったようでございますけれども、今のところまだ東洋鋳工跡地などについては、はっきりしていない状態でございますので、今後ともできれば住宅地として開発をしていただければありがたいなと、このように考えておりますし、さらにJAの選果場跡についても、情報ですとあの選果場の取り壊しを発注したということをお聞きしておりますので、その後有効利用が図られるのではないかと、このように期待しているところでございます。

私からは以上でございますが、そのほかの質問につきましては担当課長等の方からお答えをいたさせます。

議長（菊地栄助君） 総務課長。

〔総務課参事兼課長 円谷光行君 登壇〕

総務課参事兼課長（円谷光行君） 6番議員のご質問にご答弁申し上げます。

3の行財政に関する施策についての1)の給与、定員管理等についての中で、平成18年度の人件費比率、職員数はどのようになるかとの質問ですが、人件費は一般会計においては予算説明資料に記載のとおり22.5%となっております。職員数については、109名となる予定であります。

次に、年齢別職員構成状況につきましては、20歳代が16名、30歳代が39名、40歳代25名、50歳代29名となっております。

次に、職員適正化計画の数値目標については、先の協議会でご説明しましたとおり、平成22年度末で98名を目標としています。

次に、人材育成の一つとして、民間への人材育成を取り入れることについての考えはない

かということのご意見ですが、民間のノウハウを取り入れることは大切なことであると考えております。これまで民間事業者の講師を招聘しての職員研修は行っておりますが、直接民間に出向いての職員研修は行っておらず、職員研修を立てる際に検討をしてみたいと思います。

以上で答弁といたします。

議長（菊地栄助君） 教育課長。

〔教育課長 今泉保行君 登壇〕

教育課長（今泉保行君） 6番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

私の方からは、1、保育・教育につきまして2)の児童、生徒の学年別私費負担は年額どのくらいの金額になるか、私費負担の運営基準はあるかについてでございますが、児童、生徒の学年別の私費につきましては、ノート、鉛筆などの学用品、制服、運動着などの被服品、またPTA会費、給食費から学級費、副読本や教材費、また学習旅行や修学旅行費など多岐にわたります。

その中で、保護者会費、給食費、学級・学年費、教材費、学習旅行、修学旅行費等を集計しますと、一小、二小、中学校では異なりますが、概算では一小が6万円から6万7,000円、二小が6万8,000円から7万7,000円であります。また、中学校では1、2年生が約10万円、3年生は約16万円となっております。また、私費負担の運営基準についてでございますが、特に基準はありませんけれども、学校運営上必要な額を、保護者会等で説明、理解を求めながら徴収しておるところでございます。

続きまして、3)の育英資金の貸与額の改正、また海外留学における貸与制度の設置についてでございますけれども、育英資金の貸与額の改正につきましては、直近では平成5年に改正されまして、現在に至っております。また、平成16年度には早期貸し付けのための改正を行ったところであります。ご承知のとおり、育英資金会計は、貸付額と返済額の均衡を考えながら、審査委員会の意見を聞き決定しております。

貸付額の増額につきましては、入学準備金は現行で必要額を満たしていると考えておりますけれども、いわゆる授業料分につきましては、国・公立大学のケースでも十分な金額ではない状況にあり、今後の課題として検討をしてみたいと思っております。

また、海外留学に対する貸し付け制度におきましては、現行制度は予測しておりませんが、貸付審査委員会等の意見を聞き、検討させていただきたいと思っております。

次に、4)番目の空き店舗を活用した教育街を形成する施策を検討できないかにつきましてでございますが、もちろん教育行政が学習塾に関係することはできませんが、空き店舗の活用のため民間企業などの進出誘致を空き店舗対策の中で検討されることは、一つの方法ではないかと考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（菊地栄助君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 遠藤栄作君 登壇〕

健康福祉課長（遠藤栄作君） 6番議員のご質問にご答弁申し上げます。

大きな2番の町健康推進活動についてであります。

1つ目は、平成18年度予算で国保、老人、介護特会の一般会計からの繰り入れについてでございますけれども、18年度におけます3特別会計の一般会計からの繰入額につきましては、国保特会が7,800万円、老人特会8,109万円、介護特会7,914万3,000円の総額2億3,823万3,000円であります。

次に、各会計における予防施策についてであります。予防施策については基本的には一般会計で実施していることから、その取り組み、考え方等について申し上げます。

我が町の国保と老人医療費、さらには介護保険につながります疾病原因というものは、高血圧、脳梗塞、心臓病等のいわゆる生活習慣病であることから、生活習慣病の予防対策が極めて重要であります。現在、町として実施しています予防対策は、一般会計での基本健康診査を初めとした各種検診、生活習慣病の予防教室の実施や、肥満の予防、運動不足の対策などについて指導しているところであります。また、国保会計での日帰り人間ドック事業を実施しまして、早期発見と予防に努めているところであります。

平成18年度からの国の介護保険事業と老人保健事業につきましては、介護予防を重視しました施策となることから、町としましても基本健康審査の中で、高齢者の介護予防検診を実施する計画であります。この4月に開設を予定しております地域包括支援センターを中心に、要介護状態をできるだけ防ぐための介護予防事業を積極的に推進してまいりたいと考えております。

以上であります。

議長（菊地栄助君） 6番、柳沼俊行君の再質問を許します。

〔6番 柳沼俊行君 登壇〕

6番（柳沼俊行君） 1個ほど抜けて、それについてはやむを得ないなと思っております。

時間が10何分でございますので、ちょっと的を絞ってお聞きしたいなと、再質問をしたいと思っております。

この学校の私費負担の問題であります。

今は、大変全国でこの問題が余りにも大きくなりつつある。それはどうも要保護、準要保護、これが全国で4割近くになるというような話でございます。これは地域というか、鏡石町では0.06くらいの数字でございますが、この数字4割からになったら大変な問題です。だから、その前にやはり私費負担と公費負担を明確にする意味で、町はやはりそういう運営

基準というんですか、それは持っていてもいいのではないかなと私は思っております。その点再質問いたします。

それと、保育所の入所については、今、町長さんが述べたように本当に徐々に変わりつつある中で、特にお願いしたいというのは、だれでも入れる、今の基準でいきますと結局、なかなか入れない状況の人もいるわけです。ところが家庭の中では事情がある。だから、やはりこれを「欠ける」というのではなくて「要する」という、保育を要するという言葉に変えれば、かなり幅が広がっていいのではないかな。そして、先ほど入所基準でも入所にあきがあった場合には、順次入れるのはやぶさかではないのではないかなと私は思っております。その点どうか。

あと、この職員の適正化に関する中で、後で今泉さんに詳しくやっていただくことに考えておりましたが、その中で特に53歳から55歳までですか、この方たちが約21名ぐらいいると思います。この方々が退職するときは、これはかなりの大きな問題になるのではないかな。退職金が当然発生するわけであります。やはり計画的な採用はしているんでしょうけれども、集中的な採用と、町では2つの山があったと思います。要するに何歳か区切っていくと、かなり人数が多い部分ですか、採用が多かった部分が2つの山となってあらわれているわけであります。その1つの山が5年から8年後の多分町は到来すると思います。そうすると、このときにどうなのかと考えると、今、それであるから4名入れたんだと、順繰りしていくんだという考えなのか、それとも22年度に98人までもっていくために、今後はそれを頭に置きながら採用していくのか、その辺お聞きしておきます。

ちょっと、頭の中が混乱していて。あと教育の中でもう一つお聞きしておきたいのは、昨日木原議員も、また、教育というのはすべての方は考えていると思います。特にこの教育というのは今はお金があれば塾に通わせ、そしてない人は塾にやれない、それによって学力の差が大きくなっているようでございます。やはり、なかなかそういうところにやれない方のためにも、できることならば近くにあれば、経費もかからないで、また、空き店舗対策で家賃補助してもらって、そして若干でも身近で安価な塾、これは学校ばかりではございません。やはりほかの町ではキャリア教育、専門教育ということで、もう町で柱として掲げて宣言して、そして地域の文化、教養のレベルを上げようとしている町もございませぬ。そういうことを考えると、学習塾ばかりではなくいろいろな市民の教室でも何でもいいです、そういうものをもってくることによって、また、家庭内での学力というんですか、教育力というんですか、それが波及され、そして子供たちがレベルが上がるというようなことも聞いております。そういう業者さんといいますか、言葉はちょっとあれなんですけれども、そういう塾を開設する方に恩恵を与えながら、同じような方が数多く中心街に出てくれば全体的に上がって、かなり地域の文化、教養のレベルは上がるのではないかなと思う意味で、ぜひその辺を考え

ていただきたいなと思っております。その点考えがあるかどうか伺っておきます。

議長（菊地栄助君） 再質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） 再質問に対するお答えをいたします。

1番の保育の要する人はできるだけというお尋ねだと思いますが、私は就任以来最も力を入れてきたのが子育て支援にかかわる保育所に、できるだけ入所をしていただいて、そして働きやすい環境をつくっていきこうということで、現在まで3回ほど保育所の定員を改正してやってまいりました。現在も入所希望については、可能な限り措置していただけるようにということで、担当課長等の方に指示をして対応しているところでございます。

しかし、入れ物に限度がございますので、その辺が悩みの種ということでございます。いずれ保育所も増設をし、あるいは別なところにつくらなくてはならない。そして、先ほどお答えいたしました幼保一体となったそういう時代に対応する施設づくりもしなくてはならないのではないか、その中でトータル的な課題解決をしていきたいと、このように考えておりますし、現在といたしましては、できるだけ希望者は入所をさせてまいりたいと、このように考えているところでございます。

私からは、以上でございます。

議長（菊地栄助君） 教育課長。

〔教育課長 今泉保行君 登壇〕

教育課長（今泉保行君） 6番議員の再質問にご答弁を申し上げます。

私費負担の件であります。私費負担につきましては、先ほどご説明いたしました。経費の性質上、公費で負担するよりも父母が個人的に負担するのがふさわしいと考えられる経費でありまして、ノート、鉛筆から学校で使う教材費等もろもろあります。その中で、先ほど準要保護関係の援助費との関係で基準を設ける必要があるのではないかということにつきましては、現在も要保護、準用保護児童、生徒の援助費等につきましては一定の基準を設けて、いわゆる支援額を区分しております。

なお、それらの支援策については、今後基準について検討をしていくものもあろうかと思っております。

2つ目のいわゆる塾の関係であります。先ほどもご答弁いたしましたが、いわゆる空き店舗対策の中では有効な一つの手法ではないかと思っておりますので、それらを設けて空き店舗対策、所管は産業課になるわけですけれども、こちらとも協議しながら進められればと考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（菊地栄助君） 総務課長。

〔総務課参事兼課長 円谷光行君 登壇〕

総務課参事兼課長（円谷光行君） 6番議員の再質問にご答弁いたします。

定員管理についての中で、50歳代が今後多く退職を迎えられると。そこにおいて、その定員管理の中で年齢構成等も踏まえながらであります。昨日も12番、3番議員に答弁したとおり、定員管理適正化のもとに計画的な採用に努めており、今回の4名の採用は、今後の大量退職者が予測されることにより採用したものでありますので、計画的な年齢構成等も含めて行っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（菊地栄助君） 6番、柳沼俊行君の再々質問の発言を許します。

〔6番 柳沼俊行君 登壇〕

6番（柳沼俊行君） ある程度は理解するわけですが、定員に関しては、なぜ2回も3回も聞くかというのは、要するに退職金ですね、それが一番今後、私たちはいないですから、そのころは。だから何も考える必要ないと言われるとそれまでです。しかし、これを見ていると、この10年間に約33名ぐらい出るんですね。5年後から5年間くらいで、そういう可能性あるわけです。やはり確かに新しい方というか新卒、これは次の時代の町民にとっては大変いいことというか、入ることによって新しい方が町政の運営に携わるといいことだと思いますが、一面ではダブルで経費がかかっていく可能性もあるわけです。だから、ここ二、三年の採用というのは、かなり計画を持っていかなければならないのではないかなと思っております。適正化という言葉だけではなく、その辺はどうか伺っておきます。

あと、先ほど2回目には述べませんでした。人件費比率これは22%、これは答弁は要りませんが、ある町村では13%、大体平均見るとこのような数字で今ありますが、下げているというんですか、計画的に下がってきたんだと思うんですけれども、すごく努力している町村は13%台の町村もあるということもご理解しておいてください。

あと、この保育所のこと、町長の常日ごろの政治姿勢で十分にわかっているわけですが、この保育の実施に関する条例で、国からの児童福祉法によって、ある程度制限はされておりますが、ここをやはり改正しているところもあるんですね。保育に「欠ける」をなくすると。もう「要する」にすると。そうすれば、確かに後から入所するときその辺を確認しなくても、子供はもしかして、家庭にはいるけれども、そういう状況で入所はできないけれども、この法律を改正することによって、いつでも、やはり子供を保育所に預けて、多くの子供たちに接しさせる。少子化ですから、特にそういうことをしたい、この地域ではなかなかそういう場所がない。だから、ぜひ上げたいという方もございます。だけど保育所基準があるから入れないと。だから、この辺を十分に理解していただきたいなと、そして改正することがいいのではないかなと思っております。

それで最後に、あと2分ですが、いま、上杉鷹山についての記事が載っておりました。上杉鷹山は米沢の藩主であります。しかし、この人も歴史的にはかなり恵まれた環境ではなかった。その中で、やはり自助、共助、公助を考えて住民に理解していただくということで、特にこの人は私は学ぶものがあるなと思っているのは、やはり改革の目的は何か。現状の正確な情報を公開する。改革の推進者、主流派を外し外されていたものを登用したということです。そして、まず領民を富ませること。富です。主眼を置き富みを与えるために、米以外の生産物を考えた。そして漆、桑、紙の原料でありますコウゾを植林、すべてが生産物に付加価値をつけることを命じた。そして、家臣、家族を主にそれをさせた。領民と家臣、下級武士層の支持を集め、最後は財政再建を果たした。この財政再建というのは、年6万両ぐらいの藩主だったんですね。しかし、借金はその倍あった。年間6万両が12万両ぐらいあったようであります。それを何とかしなければならぬということで考えたのが、こういう制度であると。やはりこれからは特に鏡石町もいかに……。私人に言うあれはないんですが、いかにやはり無のところから有を生むかということが、これから地方自治体にとっては大変重要な施策ではないかなと思っております。

例が、イオンが来たことによって町は固定資産税が上がる。それによって土地開発公社への返済、今回、工業団地特別会計で借り換えをして払うようではありますが、もしかして、あれが来なかったら町は、地域はいろいろな影響があつてあれでしょうけれども、町は大変だったのではないかなと。あの5,000万円からの賃貸料は、町にとってはよかったなと思っております。

どうも。

議長（菊地栄助君） 再々質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課参事兼課長 円谷光行君 登壇〕

総務課参事兼課長（円谷光行君） 6番議員の再々質問にお答えします。

行政改革の中での職員定数管理計画でありますので、今後も慎重に計画のできるよう推進してまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

議長（菊地栄助君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 遠藤栄作君 登壇〕

健康福祉課長（遠藤栄作君） 6番議員の再々質問にご答弁申し上げます。

保育所についてでありますけれども、保育の実施に関する条例の中で保育に「欠ける」部分について、それを「要する」という部分に変えてはどうかという関係ではございますけれども、保育所につきましては、児童福祉法に基づいて行われているということで、あくまでも上位法に基づいた保育所であると。そして、幼稚園については学校教育法だということで、

その部分についてご理解をいただきたいと思います。

それでは、先ほど町長が申しあげました国で考えてございます総合施設、これは今、いわゆる児童福祉法に基づくものでもないし、学校教育法に基づくものでもない。その両方を合わせ持つ総合施設ということで、現在国の方では検討してございますので、そういうことをあわせまして、今後、先ほどの町長の当然のとおりということでご理解をいただきたいと思います。

以上であります。

議長（菊地栄助君） 6番、柳沼俊行君の一般質問はこれまでとします。

今 泉 文 克 君

議長（菊地栄助君） 次に、7番、今泉文克君の一般質問の発言を許します。

7番、今泉文克君。

〔7番 今泉文克君 登壇〕

7番（今泉文克君） 3月議会最終日となり、一般質問のトリをとります7番、今泉文克でございます。

本3月定例議会は、平成18年度の新予算を審査したり、あるいは幾つかの条例、陳情等の改正やら案件が多くあって大変な議会であると、重要な議会であるというふうにも思われます。また、5月には町長選挙が執行されるところでございますが、この任期中としては、最後の定例の重要な議会であります。

そんな中、春3月桜の開花も今年もまた早いだろうというふうな予報がされており、その中で先日13日には鏡石中学校の卒業式が挙行されました。155名の若いこれから夢を持って、希望のある中学生が卒業をし、その卒業式に臨みましたが、一人一人の大きい返事、しっかりとした態度、そして自分が卒業する母校の校歌を力いっぱい歌う姿には、鏡石町には、これからいい若者がいっぱい育つなというふうな多くの期待を持って、すばらしい卒業式を見させていただいたところでございます。あの卒業生の中には、全国中学駅伝やら、あるいは昨年、東北音楽アンサンブルコンクールにおいて金賞を獲得した子供たちも含まれ、非常にうれしい中で、あの合奏部の演奏を聞きながら臨んだ今週の初めの卒業式であったところでございます。

そのような中、質問事項でございますが、5点ほど通告させていただきました。

まず最初は、町職員採用と適正な職員計画について伺います。

昨日、今駒議員から、そして今日柳沼議員からもこれについては質問のあったところでございます。

健全財政確立を図るため、町職員定数適正化でも減員を進める中、私は数年前からこの18

年4月には職員の採用があることを予想しておりました。そんな中、昨年夏には、全協で平成18年4月採用計画若干名との説明があったところでございます。そして、2月の全協で4名という方々の人数と氏名が公表されました。この4名と多くの職員の採用には、私を初め多くの方が驚いております。町職員の採用は、年次計画により均衡のとれた採用をすべきと考えられます。

また、行財政改革を推進中である今日、事務の効率化、及び経常経費の削減が重要であり、その中でこのように単年度での多くの町職員の採用は不均衡感が強く感じられます。このことは、改善すべきと思います。よって、我が町の職員採用実態について質問します。

平成17年度以降の一般行政職、専門職別の新規採用者数は、年度別に何名採用されたのか、また、去る2月27日の全員協議会において、私がこの今一般質問の通告書を提出した後に配付されました町第2次行政改革大綱に記載されていますが、現在の町行政職、専門職、臨時職員の職員数は何名か。できれば5年間くらいの推移もわかれば、なおありがたいと思います。

町の職員採用計画ですが、ここ10年間くらいは採用に波があり過ぎます。退職者補充もありますが、職員の退職、それは今後も含め当然のことながら年次別に一覧表があり対応できるはずであります。町職員採用計画内容と職員の適正化計画の内容、その根拠でございますが、それはどのようになっているのかを質問いたします。

通告質問の2点目は、町議会にも陳情が出されております境土地区画整理事業での町の関与と責任についてであります。

本事業内容は、数年前から保留地と未販売地について危惧されており、議会でも何度か町当局に説明を求めていたところであります。それが今日、このように大きな問題で関係者には大変なことになっており早急な解決が必要であります。本事業は、昭和59年から鏡石町都市計画の大事業として町が全面的支援の約束で着手された事業であると聞いております。しかし、販売が計画どおりに進まず、今日平成23年3月までの第3回の事業施工期間の延長となっております。完成すれば一般換地分218区画、保留地99区画、計317区画の大住宅団地ができ、町づくりの重要な位置であります。しかし、その運営内容は、今3億6,000万円の工事費借入負債の返還と約1億4,000万円の保留地未販売額の計4億円に及ぶ負債となり、組合運営はもちろん134名の組合員の死活問題となり、関係者はその対処に苦慮しているところで、私はその問題の早期解決に向けて質問いたします。

本事業は、町が全面的支援を約束して組合を設立させて着手した事業であるというふうにも、町の方からも聞いております。この件における町の関与とはどのようなものであったのか。また、町が計画して関係者を説得して始まり、事業着手してから20年以上の長きにわたっております。今日までの町の指導対応は、この間、十分に行われていたのか、指導した結

果が今日の問題となっているのかということでございます。この3億円から4億円に及ぶ大幅な負債が発生したことにより、町は責任があるのか。また、今後の町としての対応はどのように考えておられるのかを質問いたします。

質問の第3点目は、駅東第1土地区画整理事業の大幅な縮小及び見直しについて質問します。

平成3年鏡石町は、第3次総合開発計画を策定して、その後、10年後の平成13年には町の人口が2万人を目標とした町づくりの策定をしたところでございます。今では考えられないような策定であったろうというふうに反省することしきりではございますが、その後、いろいろ公共用地の買収やら、それからそれに向けて駅東に着手しておりますが、当然、町人口2万人というのは不可能な計画でありました。バブル崩壊後の平成9年には、とてもこの計画は難しいということで、人口目標達成が困難であるため、人口目標を1万5,000人に大幅縮小しましたが、我が町最大のプロジェクトである本事業、駅東開発は185町歩の開発と内容をそのまま変えず、20年前のバブル計画のまま進んでおります。

今、厳しい町財政運営が続く中、このまま駅東整理事業を実施すれば、大変な問題となることが考えられ、鏡石町始まって以来の大失敗事業として歴史に名を残す開発となる危険性を私は心配しております。この中、現在56.3ヘクタールに及ぶ駅東第1土地区画整理事業計画は、当初67億7,000万円の事業費でありましたが、去る1月20日の議会の全員協議会の席上においては、再検討案が出されました。現事業を5つの工区に分割して、工区別に一つずつ着工を行い完成させるというふうな一つの案が見えてきたところでございます。そのような新たな案でも事業費は38億円、それに上下水道工事費19億6,000万円の計57億8,000万円となっております。しかし、ただいまも申し上げましたが、今日、境土地区画でさえも坪当たり8万5,000円台の価格設定にも関わらず、宅地販売に苦慮しております。

境は、近隣に新たなイオンという大型ショッピングセンターを持ち、かつ国道に隣接し、学校、それらにも近く非常に利便性のいい場所でもあるにもかかわらず、今の経済情勢、それから宅地を買う方々の考え方、これを見ますと、このように大変な状況の中で今社会が動いております。このとき、この駅東56.3ヘクタールに830区画の保留地等の販売の可能性は低く、難しいと思われまますので、私はこの施行区域の大幅縮小が必要と思われるが、その面積縮小の再検討を町長は考えていないか。また、この中の公共用地に、役場新庁舎の移転新築計画が含まれているが、財政厳しい今日、新庁舎建設には30億円とも40億円とも言われる多額の新たな投資となれば、そればかりでなく、そのほか多くの理由で新庁舎移転新築計画の撤回を含めた公共施設の設置見直しの必要性があると思っておりますが、当局はどのように考えているか質問をいたします。

質問の4点目は、木賊町長の今後の町づくりに向けた町長の政治姿勢についてであります。

やすらぎとうるおいの町づくりの鏡石町、本町も3月議会最終日となりましたが、平成18年度の事業予算でも国からの交付税の大幅な削減が続く、厳しい予算編成を町執行部としては余儀なくされているのが、あの予算書の中からも強くうかがうことができました。町行財政の厳しさが続く今日、町民も多くの対応を逆に求めてきております。このときに、町の主要方針を示して町民を強くリードする必要があります。

一つ目は、産業振興として事業を見てみますと、どうもスポット的な連携の、つながりの少ない非常に不安定な政策が感じられます。これを農業体系の確立策をしっかりとする、あるいは商店街形成の施策においても、イオンがあのよう立派にできて、それによって町の商業動向が変わりました。そういうことも踏まえながら、商店街形成のビジョン策定がなかなか強く見えてきておりません。今後どのように実施をするのか。

2つ目は、教育の拡充として、ただいま幼保一元化についても、多くの方々からも一般質問があったところでございます。これらは非常に今後大きな共稼ぎ、あるいは子供の安全、そして教育というふうな部分から考えますと、幼保の問題は大変重要なことであるというふうに私は考えております。また、小学校のバスの通学関係についても、バス対策が成田のことが起点になりまして大きく今変わろうとして、新しいこのバスと地域の交通体系、子供たちの通学というものが変わろうとしております。

それから、非常にゆとりのある教育ということでは前がありましたが、それがいつの間にか撤回されて、学力向上やら、あるいは体育、文化の向上というふうになってきております。社会教育を含めながら、その実践はどのように考えておられるのか。

3つ目は、道路網の整備計画と北原不時沼線の町保育所に向けた北進道路設置計画は考えられないかということでございます。四、五年前にもこの件については質問をさせていただきましたが、検討するというところでご答弁をいただいております。検討をしていると思いますから、どのようにその後変わってきているか等もお聞かせいただければと思います。

4つ目は、友好交流事業の件でございますが、3月9日には熊本県八代市から、前の友好の鏡町ですか、訪問されて脱会のお話がされたというふうに新聞報道で伺っております。確かに、あの鏡の名もつく町村との交流も大事なことであろうと私も思いますが、しかし、市町村合併が進み、それらの町もことごとく合併をされている今日、この辺は新たに発展的解消をして、新しい意味での近隣、もしくは鏡石とゆかりのある町村との交流開始を新たに考えていく必要がないかというふうに思います。

それから、最後の質問になりますが、質問の4点目は、多くの議員の質問にもありましたが、安全な地域づくりを目指した点から質問させていただきます。

庁内あいさつ運動は考えられないかについて伺います。

近年、幼児、生徒など弱者に対する犯罪が多発し、尊い生命までも奪われる事件となって

おります。今、車社会の発達により、広域化、スピード化が進み、遠隔地からの原因のところも大きく感じられます。町内においても、幼児、弱者を対象とした問題の実例が発生しており、町防犯協会や子供、孫を見守り隊など多くの組織関係者の方々が、町民一丸となって安全に向けた対応が進められています。しかし、31キロ平方メートルの小さなこの鏡石町1万2,700名の小さな町であります。私は、昔は隣の息子が、近くの子供が悪さをすると、その辺の親たちが見て注意したり、あるいは殴ったりするようなことも多々ありました。私も、何回か殴られたり、しかられたことも記憶にもあります。それは、町民の顔が見える地域であり、町であったからだと思います。そういう意味では、今この都市と混住化が進む鏡石町ではございますが、まだ対応すればやれるというふうに思います。これは、町づくり、地域づくりのために、町内で会った人たちには、多くの方々が、「おはよう」「こんにちは」「こんばんは」とあいさつすることによって、防犯上も顔が見える町づくりになるし、人と人とのコミュニケーションのためにも重要であると思いますが、町の施策として、金はかからないかと思えますから、あいさつ運動を実施する考えはないかを質問いたしまして、1回目の質問を終わります。

議長（菊地栄助君） 質問に対する執行部の答弁を求めます。

町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） 7番、今泉議員の質問にお答えをいたします。

4番の町長の政治姿勢についての質問に、お答えをいたします。

私、政治姿勢は、たびたび申し上げているように、不偏不党、町民合作の町づくりということで、現在もやっているところでございます。その中で、産業振興あるいは農業体制、商店街形成のビジョンが見られないということでございますけれども、現在、我々地方自治体の財政は厳しさを増しており、平成18年度予算編成方針にありましたように、経済動向に即応した機動的かつ弾力的な運営に配慮して、身の丈に合った節度ある財政運営を基本に、町総合計画を基軸として行政運営を行ってまいってきているところでございます。

そうしたところで、先ほどの農業体制の確立でございますが、食料・農業・農村基本法の制定によりまして、国が示しました米政策改革大綱の中で、町水田農業推進協議会が決定いたしました鏡石町地域水田農業ビジョンに基づいて進めているところでございます。具体的には、地域の担い手として、意欲と能力のある農業者の育成に努めるとともに、集落営農の推進、新規就農者の育成などを支援してまいりたいと考えております。

また、その中で、消費者ニーズに対応した鏡石ブランド米による売れる米づくりの推進を図るとともに、施設園芸作物、あるいは果樹生産拡大を推進し、産地強化を図ってまいりたいと思っております。

次に、商店街形成のビジョンにつきましては、商業活性化に向けての課題を検討しまして、さまざまな施策に取り組んでいるところであります。特に活性化に向けての商業者の意識改革が必要であると考えます。さまざまな施策の中で、最終的には経営者自らが判断し、最適な方法で自らの店舗を運営することが必要であると考えております。そして、それぞれの商店の取り組みが集約されることによりまして、町全体の商業の活性化に結びつくものと考えておるところでございます。具体的な施策といたしましては、既存商店への支援策といたしまして、事業拡張や店舗改装をされる方への資金借入金に対する利子補給事業の継続、あるいは中心商店街の空洞化対策として、空き店舗への進出開店に対する家賃の補助制度などを実施しているところでございます。

次に、教育の拡充としての幼保一元化等々の質問でございますが、幼保一元化計画につきましては、昨年、行財政改革推進本部の特別委員会でも検討いたしまして、平成17年度から幼稚園で土曜日の預かり保育を実施するなど、段階的に幼稚園、保育所の保育環境をすり合わせながら、保育所待機児童の解消を図りながら、将来は運営を民間委託することも視野に入れながら、検討を進めているところでございます。

次に、小学校通学バス対策につきましては、昨日の質問にもありましたように、現在教育委員会の方で廃止の方向で話し合っているところでございます。また、学力、体育、文化の向上につきましては、時の趨勢や将来のあるべき姿を見きわめながら、限られた予算を有効に活用して、学力の向上、体育の向上、文化の向上を図ってまいりたいと考えております。さらに社会教育等の実践につきましては、社会教育団体の中核組織である生涯学習文化協会と連携しながら、町民の皆さんの要望に的確に答えながら展開してまいりたいと考えております。

次に、3番の道路網の整備計画の北原不時沼線の北進路の延長でございますが、前にもご質問いただきましたが、北進の計画につきましては、現在、地方特定道路あるいは計画している道路の事業に優先的に取り組んでおるところでございますので、それらの道路事業がある程度目鼻がついた段階で、検討をしていきたいと、このように考えておるところであります。

また、さらに友好交流事業につきましては、現在、あやめサミット、かがみサミットがございます。かがみサミットにつきましては、先ほどの質問にありましたように、現在、八代市に対等合併いたしました鏡町がこの協議会から抜けるということで、関係市町村に連絡をいただきました。そういうことを考えますと、今後はかがみサミットという名称がふさわしくないのではないかとこのように私も考えておりますので、新たな友好の交流について、今後も検討しながら、他の町村と連携をとってまいりたいと、このように考えているところでございます。

私からは以上でございますが、そのほかの質問については、担当課長等からお答えいたします。

議長（菊地栄助君） 助役。

〔助役 正木正秋君 登壇〕

助役（正木正秋君） 私からは、7番、今泉議員のご質問、3番目の駅東第1土地区画整理事業の大幅縮小及び見直しについてのご答弁をいたします。

駅東第1土地区画整理事業につきましては、ご承知のとおり今年度見直し作業を行ってまいったところでございますが、その中で施工区域の縮小はもう検討してまいりました。施工区域を仮に縮小する場合は、認可区域の指定を新たに受け直すことと同様の事務手続が必要となってまいりますし、新たに認可を受けるためには5年以上の期間を要することとなります。さらには、その換地設計に約2年要することとなるために、過去、当事業に費やした年月を考慮いたしますと、現段階でこの案を採用することは極めて困難であると判断いたしましたところでございます。

ただし、事業をこれから推進していく中で、縮小の必要性があれば再検討すべき課題として、取り上げてまいりたいと考えております。保留地販売につきましては、販売価格の見直しを初め、計画区域内の用途地域の見直しなども視野に入れながら、多角的な販売計画を練っていきたいと考えております。まずは地権者のご理解を前提といたしまして、事業を推進してまいりたいと考えておるところでございます。

もう一点、駅東第1土地区画整理事業区域内における公共施設の設置計画につきましては、今回見直された区画整理事業計画案では、公共用地の集約換地が限定的なものとなるために、これを考慮した上での施設計画が必要であると考えております。また、役場新庁舎を初めとする公共施設の整備計画は、本区画整理事業契約との関係が緊密な上に、本計画の中核を成すものでありますが、大きな財政負担も予想されますので、行財政改革の観点から現時点では凍結をしてまいりたいと、そんなふうにご考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（菊地栄助君） 総務課長。

〔総務課参事兼課長 円谷光行君 登壇〕

総務課参事兼課長（円谷光行君） 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

1の町職員採用と適正な職員計画についての中で、平成7年度以降の一般行政職、専門職別の新規採用数は、年度別に何名となっているのかとのご質問ですが、平成7年度4名、平成8年度6名、平成9年度8名、平成10年度6名、平成12年度6名、平成14年度6名となっております。

次に、現在の町の行政職、専門職、臨時職員の数は何名であるかですが、行政職75名、専

門職、技術職を含めております30名、嘱託職が5名、臨時職員が66名となっております。

次に、職員の適正化計画の内容についてであります。平成17年度の106名を基準とし、平成22年度末までに8名減し、削減率7.6%の98名とする計画であります。

次に、5の町内あいさつ運動についてのご質問ですが、複雑多様化する現代社会は、地域における人と人との結びつきを一層弱め、地域に対する関心の希薄化も目立ってきているのが現状であります。こうした現代社会のゆがみから、これまででは考えられない犯罪も発生し、私たちの日常生活の中で、安全・安心がこれほどまでにクローズアップされることは、過去には予想もできなかったことと思います。

ご質問にありました人と人とのコミュニケーションの基本であるあいさつ運動は、町、町民総ぐるみの運動として息の長い取り組みを行う必要があると感じております。気持ちのよいあいさつを交わすことで、毎日をすがすがしく過ごし、明るい町づくりを進めるためにも、今後関係機関団体と協議を進めたいと考えております。

以上で答弁といたします。

議長（菊地栄助君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 椎野優偉君 登壇〕

都市建設課長（椎野優偉君） 7番議員のご質問の2番、境土地区画整理事業での町関与と責任について、ご答弁を申し上げます。

境地区における土地区画整理事業につきましては、昭和46年当町に都市計画用途地域が設定されて以来、各種事業が推進されてまいりました。昭和59年には都市計画の総合体系として鏡石町都市づくり整備計画が策定され、各種事業手法の選定と推進方策が示されてきたところでございます。その中で、境地区につきましては、区画整理事業による住居系地域としての調査結果が提示されました。

こうした経過を踏まえまして、昭和59年度末から当該地区における市街地整備についての説明会が開催され、最終的には、当時、先進的な町づくりとして注目されておりました組合施行による土地区画整理事業として、事業を実施することになりました。町としての指導対応につきましては、組合施行による区画整理事業の場合は、法律的には町は指導監督ができるというような立場になり、事業そのものは組合が主体的に行うこととなっております。町としましては、必要な助言、指導を行ってきたところでございます。

大幅な負債発生の原因と町の責任、そして今後の対応につきましては、現在、県内及び全国の区画整理組合の実情を聞き及びますと、その主な要因は、バブル崩壊後の地価の下落と土地余り現象、そして社会経済の冷え込み等であると考えられております。こうした問題を抱える自治体は、事業の公共性の地域社会における町づくりの重要性などの見地から、自治体としての支援策を打ち出しております。当町でも、こうした事例をさらに調査・研究いた

しまして、組合の事業完了に向けた支援策を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（菊地栄助君） 7番、今泉文克君の再質問の発言を許します。

〔7番 今泉文克君 登壇〕

7番（今泉文克君） ただいま答弁いただきました。しかし、まず最初の職員採用でございますが、通告では行政別、専門別というふうなことで通告させていただいたところでありますが、ただいまの答弁は合計数の人員数しかお話になっていなかったというふうに思いますが。

それから、この人数が……。行政職何名、専門職何名とお話しされたのは、7年度何名というふうに年度とトータル数しかちょっと私聞こえなかった。それはいいですが、またもう一回お願いいたします。

それで、それから、行政職と専門職と臨時職の人数を聞くと、行政が75、専門が30、嘱託が5名、臨時が66名ということで数字を言われておりますが、この伸び率というんですか、ずっとここ5年、10年あたりではこの人数はどんなふうだったのか、ちょっとわかればお願いしたいところでございます。

退職者というのは、急に発生しないと思います。当然30年先、採用した時点で年齢がわかれば年齢退職ですから、60歳にはいつなるということでもう当然採用即退職年次が決定してきます。そうやってきたときに、これ見ますと、7年からこの12年までの採用人数が非常に30名からどんどん採用があったところでございます。こんなに多くの方が採用されて、それで近年はゼロがずっと続いたりしていることがあります。そうなりますと、非常に採用に波があるというふうなことを強く感じるところでございます。もう少しこれらについては計画的な本当に採用というんですか、それが無いとまずいというふうに私は思います。

この職員数でございますが、最近非常に予算書を見てみますと、数字的に出てきますのが、業務委託あるいはリース事業委託とかというふうなことが非常に多く感じられます。ということは、従来ですと町の方で手計算なりいろいろやっておったのが、今はみんなパソコンでやりますから、そのソフトの利用とか何とかということで非常に事務の合理化が進んだというふうなことを言っておられますから、事務量も相当減っているというふうに私は思うんですが。

それから、この電算化が進んだだけではなくて、事業予算も当初は何年か前は60億円近くこの一般会計があつたりして、今それが40億円を割る事業量まで減少しております。職員数は、それに伴って減っているかということは、なかなか難しいことかと思いますが、余り大幅な減員はしていない。退職するのがいっぱいいっぱいのところであるというふうな感じを受けます。この減少していない理由というのを、ちょっと私は十分理解できないわけですが、

それらについてご答弁をお願いします。

あと、それから第二次行政改革プランですか集中プラン、素案がここでも出てきております。それで、この年度別の採用計画というのが出てきていますが、これも採用ゼロ、ゼロでいって、ぼんとあるというふうなことで、一度に多くの方が採用されたりしております。例年新しい採用をしていくのが私は筋だと思いますが、これは私はそう思わないと言われてしまえばそれで終わりなんです、その根拠、採用計画の根拠をお伺いさせていただきます。

あと、それから境の件でございますが、これは昭和59年度に町の都市計画事業として説明会を開催したり、また、町の全面的な支援約束、そしてその中でまず庁舎の中にこの組合の事務所があったということですね。建設課の中に置くというふうに規約の中でうたっている。また、いろいろな組合の公告は、町の掲示板に掲示するというふうに、うたっております。あと、内容のことについては、町の財務規則に準じるというふうにすべてというんですか、大事なことは町が主体であるというふうにあそこの中では記載されています。それは組合が勝手に記載したのではないと思います。当然のことながら、町がそのように指導をして、先ほどから指導していると言いますから、町が指導をして、町がそれを補足しますよというふうなことでなっていることを考えると、町の事業としてとらえてよいのかなというふうに私は感じられるところでございます。

また、町は指導監督できる立場にあるということでございますが、そしてこういうふうな助言、指導を行ってきたというふうなところでございますが、結果としてはこのようなちょっと今多く検討しなくてはならない問題が発生していることには、町の指導監督がまだ行き届かなかった点があったのかなと。そうしますと、事業運営指導力の不足は、一つは庁内の組織改革、当然のことながら担当課が変わったり、あるいは1つの課が都市建設課の2つが1つになったりという庁内の機構改革がありました。それから、担当職員もそのたびに変わったり、あるいは異動で変わるというふうなこともありまして、その辺の申し送りなり事業管理、業務管理ですか、そういうことが十分いっていなかった点があるのではないかなと。

そうなりますと、これは各課が問題ではなくて、執行の方の責任はこの辺はどんなふうに指導というんですか、町職員に対して十分管理をしてこられたのかなというふうに思います。この3億6,000万円の多額の負債が発生したのは、組合だけの問題ではどうも答弁を聞いたいろいろなしてみると、ないというふうに感じられます。

このように多くの状況から、町においても指導責任が生じているというふうに、何かだんだんこう感じてきていたところでございます。この地域の町づくりという極めて公共公益が高いことを思うと、最低限必要な公的支援の必要性を強く感じますが、町は支援する考えは持っておられるのかというふうなことでございます。境区ができるのでできないのでは、現在年間で固定資産税やらあるいはいろいろな町に対する税金の納入とかそういうことを考えま

すと、この研修資料でも拝見いたしますと、かなり年間で約1,500万円から2,000万円くらいの増額が期待されておりますから、相当あれができたということは公益性が高いというふうにも思われます。ここ自治体の支援策を出して事業完了を目指すというふうに答弁されましたが、その辺もう少し細かくご答弁いただきたいと思います。

あと、それから駅東でございますが、もしこれらを見ていきますと、まず185町歩にわたるそれらの面積が、まず今後とも一人歩きしてしまうのではないかというふうな危険性が考えられます。ですから、そういうふうなことをまずもう一回練り直して、それでこの許可区域指定手続に5年ほど費やす、あるいは換地設計に2年ほど費やすというふうに7年もかかってしまうというふうな答弁でございましたが、今日まで15年ももう長い間かかっているわけですから、何もここ5年、6年長くかかったって、町のこれほどの大事業ですから、きちんともう一回練り直して、私は再検討をして進めるべきだろうというふうに思います。

ましてや、この認可区域指定手続を5年間しながら、換地設計も一緒に歩んだって別にこれはできないことではないだろうというふうにも思いますが、ですから、じっくりとこれについてはもう少し進めていただきたいというふうに思います。

あと、それから中心地の空洞化等もありますから、特に多くの町民は役場に来る機会が多いです。そのときに、やはり住民サービスの低下にもなりますから、なぜ移転を向こうまで続けなくてはならないのかと。この辺は中核を成すということであれば、中核する場所にきちんとあった方がいいと。凍結するというところでございますが、それらについてももう一度、凍結ではなく見直しを十分この役場庁舎移転についても検討していく必要は考えられないかということ、重ねてお伺いします。

それから、新庁舎の建設基金条例が今、年間3,000万円ほど積み立て、現在約6億円ぐらいの金額になっていると思います。これは町の財政が厳しい中でやっておりますから、非常にこの3,000万円の積み立ては大変であるし、あるいは今回平成18年度の事業予算では、それを一部取り崩して運用するようなことにもなっておりますが、条例の中で3,000万円ずつ積み立てていくということをやっていると、常にそれはもう縛られますから、条例のその辺の改正、あるいは新庁舎、私は建設はここにそのまま新たなものとして考えた方がいいと思っていますから、条例の廃止は考えておられないか、それについても重ねてお伺いいたします。

それから、町長の政治姿勢でございますが、農業振興なんかもいろいろスポット的に事業が見えますが、それをフローチャートで図を書いて、どんなふうこの農業をやったら変わってくるんだと。もしかしたら、堆肥センターが環境3法によって多くの農家の方々が大変な設備投資をされております。町でも補助の利子をしたりいろいろやっているところでございますが、しかし、堆肥センターをつくった、堆肥ができた。それを今度は買う人がいない。

そうするとまた捨てるのに苦勞をしているというのが全国的な現状でございます。ですから、堆肥センターをつくったのなら今度は堆肥3法組合を設立して、そのことによってできる有機農業をどこかでやって、あるいは余った農産物については加工施設を持って、そして、今問題になっております遊休農地については、貸し農園とかそういうことも踏まえながら、鏡石町の農業のシステム図をつくって、そんなふうなことで今後の農業振興につないでいったらどうなのかなというふうにも思いますが、その辺も重ねてお伺いします。

細かいそのほかのことにつきましては幼保の関係でございますが、先ほど一元化でちょっとお話がありました、新しい施設というふうなことでございますが、私は新しい施設をつくれば、また施設の建設費に何億もかかる。それから、その施設を運営するのに何千万円も町予算をつぎ込むということになってきますから、前から言っておりますが、町内の町立幼稚園の方が欠員になっている分園に対する考え方、それから私立幼稚園2園ありまして、こちらにも受け入れる枠がありますから、そういうことを踏まえたときに、やはり幼稚園とか保育所に金を出すのではなくて、そこに預けている家庭に対して金を均一に出すような幼保一元化ということを考えていく必要があると思っておりますが、その辺はどのようなことが、改めてお伺いさせていただきます。

いろいろと政治にはあるかと思っておりますが、まず花を見る町政といったら失礼かもしれませんが、ある部分では見た目がすばらしい町づくりが必要かと思うんですが、逆にこれからは先ほど柳沼議員も言っておられました、町政の転換を図る必要があると思っております。もし木賊町長が5月予定の町長選に出馬されるなら、鏡石町が今抱える112ヘクタールの南部工業団地構想、それから185ヘクタールの駅東総合開発計画や境土地区画整理事業等の幾つかの問題を解決するための具体的な方策を明示して、1万2,700名の町民をリードする町執行であってほしいと願うものであります。

町の大型事業は、20年前に構想されたものであります。今はバブル構想は終止符を打ちました。単独町鏡石町として歩む実現のできる、今住んでいる町民の皆様に喜ばれる政策を町づくりに転換することが町政であると思っております。また、時代にマッチした木賊町長であったと言われる政治のできる方と思っておりますので、いかがでしょうか。

あと、あいさつ運動につきましては、前向きに今後取り組んで、いい地域づくりができ、町民が笑顔で言葉の交わせる町づくりになることを期待しております。

以上で再質問を終わらせていただきます。

議長（菊地栄助君） 再質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） 再質問に対する答弁をいたします。

駅東の土地区画整理事業についての関連の中でも庁舎関係でございますが、先ほど助役から答弁をいたしました。この庁舎の設置については今のところ凍結ということでやっておるところでございます。基金条例がございますので、この基金条例の改正、廃止を考えていないかということでございますが、もう少し検討した中でお示しをしていかなければならないのではないかと。なぜならば、この駅東の庁舎移転というのは、議会の総意で位置づけられているところでございますので、それらについては、また現在第4次総合計画の後期の見直し作業の中でも当然出てくると思いますが、今のところ条例の廃止までは、いかなものかなというふうにご考えておるところでございます。

それから、185ヘクタールの面積の練り直しと、当然、もう誰が考えても180ヘクタールの開発、それから南部第1工業団地の112ヘクタール、これは誰が考えても計画、あるいは構想があるというそのような認識だけではないのかなと思っておりますので、これらについてもしるべきときに、きちっと整理をしなくてはならないのではないかなと、そのように考えておるところでございます。

農業の関係でございますが、ビジョンの中でフローチャート等々いろいろ有機的に、また複合的に組み合わせたそういう展開をしていったらどうなのかというようなことだったと思いますが、これについては町が主導的な役割を果たすということも当然でございますが、生産者自らのそういった姿勢、投資意欲、そういうのがやはり私は大事ではないかなと。先ほどから言われているように、財政が今、非常に余裕がない中でのそういった新たな加工施設をつくるか、そういうのは非常に今のところは難しいのではないのかなと思っておりますので、農家が、そういう意欲が出てきたら町は相談に乗って、そして、どうしてもというときには、またいろいろとそういった展開をしていくということにならざるを得ないのではないのかなというふうにご考えております。

なお、そういった具体的には担当課の方で、十分これから構想を、また計画を練りながら、そして、できるものは実施していくべきだろうと、私もそういうふうにご考えております。さらに、幼保一元化の現在ある施設を活用した中での一元化ということは、これは私も当然考えているところでございます。ただ、その施設がそれで十分機能できるのか、ゼロ歳から仮に3歳までを預かる方はどちらにするのか、幼稚園の方にするのはどちらにするのか、また、一緒の方がいいのかどうかということも、これからいろいろと検討しなくてはならないのがたくさんあるのだろうと思っておりますし、十分これから意見を聞いて、考えなくてはならないと思っております。

そして、私立幼稚園も町内には2園あるわけでありまして。これは私立幼稚園就園奨励補助ということで補助を出しておりますけれども、新たにそういった家庭にお金を出すということは、今のところは考えておりません。それなりの経営の理念で親になっておられるんだと

思います。お互いの私学のあるべき姿、また町立幼稚園のあるべき姿、そういうものをお互い尊重しながら運営していくべきなのではないかなと考えているところでございます。

それから、もう一点、総括的にお尋ねされました南部第1、駅東、境区画からと、南部第1、駅東についてはただいまお答えいたしましたけれども、境区画についても後ほど助役から答弁をいたさせますけれども、これらについても昨日も申し上げましたが、町としてもこの問題を放置しておくというようなことは毛頭考えておりません。町も真剣になって、この課題解決に向かって、支援するべきところは支援していかなければならないかなと、詳細については後ほど助役からお答えをいたさせますけれども、そういう考えで今いるということは、ぜひご理解いただきたいと、このように思います。

以上でございます。

議長（菊地栄助君） 助役。

〔助役 正木正秋君 登壇〕

助役（正木正秋君） 7番、今泉議員からの再質問にお答えをいたします。

まず、境土地区画整理事業の件でございますが、ご質問の中で今日に至った経緯は、町の指導監督が適切でなかったのではないのかというご質問であります。今日に至るまで町としてはこの境土地区画整理事業を、町づくりのかなめとしてとらえまして、精いっぱい支援、あるいは技術的支援初めもろもろの支援を行ってきたというふうに自負しております。

まず、こうした状況を招いたのは、先ほど都市建設課長からも申し上げましたように、社会経済情勢の変化、このバブル崩壊というものが大きな要因であることはご承知のとおりでありますし、こうした外的要因が今日を招いてしまったというふうに感じております。まず、こうしたことで、事業が当初の計画どおりいかなかった現在で、そうした状況を招いたことにつきましては残念でなりませんけれども、本事業のいきさつや事業の性格などを考えますと、無関心では済まされないと、そのように考えております。

町づくりの視点から、また現在既にあれだけの方々が住居を構え、日々生活をなされておるわけでございますから、関係住民の皆さんの不安を除いて、安心して暮らせるようにするためにも、組合の自助努力はもちろんのこと、清算に向けて何らかの形で支援していくのも重要なことではないかと、そんなふうに認識しているところでございます。いずれにいたしましても、今後議会とも十分ご相談の上、対応してまいりたいと、そのように考えております。

もう一点、駅東の関係でございますが、これもいずれにしましても、議会との相談はもちろんのこと、地権者の皆さんにも今日までの経緯、あるいは今回見直した案を提示しながら、これからの駅東第1土地区画整理事業についてのあり方、そういったことを真剣にひざを交

えて話し合いした上で、結論を導き出したいと、そんなふうを考えておるところでございますので、どうかよろしくご理解のほどをお願い申し上げます。

以上、答弁にかえさせていただきます。

議長（菊地栄助君） 総務課長。

〔総務課参事兼課長 円谷光行君 登壇〕

総務課参事兼課長（円谷光行君） 7番議員の再質問にご答弁いたします。

職員の構成等に関するものでありますが、年度別の職種の構成は、今準備しておりませんのでお許しをいただきます。

なお、伸び率という増減率については、第2次行政改革大綱の状況報告書の10ページに、定数管理実績ということに明記されております。1つは、14年度ベースで116名が現在17年度で106名という10名の減を図っております。増減率についてはそこに明記されているとおりであります。そういう状況で削減について努力をしているものであります。

なお、職員の計画的な採用については、今日の6番議員の答弁に申したとおりでございます。

3つ目に、電算化が進む、パソコン化が進む中で、事務の合理化は相当進んで減少されているのではないかとありますが、目に見えないのが電算処理パソコンでありまして、これがなければどうなるかというパニックになるような業務でございます。よって、それがないと職員数は逆に今から30年前のような感覚になってしまうように私は思います。

そこで、3つほど私の方で絞ったものを申し上げますと、地方分権で委任事務が非常に大きくなっております。それと、新しい行政課題がどんどん出てきております。このたびの新条例の制定を含めながら、相当の事務量が入っております。そして、ますます住民サービスの要求が高まる中で一層の充実を図る。ざっと今考えただけでも事務量は減ってはおりません。いかに合理的に処理していくかというのが、今地方公務員に与えられた職務の力であります。

そこで、大幅な削減ということで行政改革の第2次で申し上げました、国では国家公務員を5%削減するのに、各省庁でどれほどの折衝が行われているかわかりません。よって、鏡石町は7.6%を目標にしております。それに近づけるように努力をまいります。

なお、106名というのは、これは平成6年だというふうに記憶に思うんですが、鏡石が平成6年で106名だったと思います。記憶がそう残っていますが、その程度に今絞ってきておりますということをご理解していただきます。

参考に、私一つここで申し上げますのは、市町村財政比較分析表ということで、平成16年度決算であります。そこで、定員管理の適正度というのが出てまいりました。人口1,000人当たりの職員数であります。鏡石町は7.08人です。それで、類似団体ということで福島県

市町村では8.13です。鏡石町もこれでは1.何%ぐらい違います。全国平均では8.12です。全国と合わせても約1%絞った中で行政課題を取り上げて、町民のサービスの充実を図っているということもつけ加えさせていただきます。

以上で答弁といたします。

議長（菊地栄助君） 7番、今泉文克君の再々質問の発言を許します。

〔7番 今泉文克君 登壇〕

7番（今泉文克君） 再々質問に挙手しましたら、議長、首を傾げていましたが、私は質問通告の中でこの職員の適正化、私は1番目のところで、この文言は皆さんのお手元にも配付されていますからわかりますように、一般行政職別、専門職別の新規採用者数はということで、年次別ということで記載させておきましたので、ここで思いつき質問ではなかったというふうなことはおわかりいただけたかと思えます。

非常に大事なことだなと思っているのが境でございます。ただいま助役の方から、それから町長からも答弁いただきました。本当にある意味では、ちょっとこれから頑張ってもらえるなというふうに期待を持って聞いていたところでございます。その中で、町としてやるべきこと、これはやはり組合ともっともっと連絡を密にして、早急にこの諸対策を練っていただきたいと。時間かければかかるほど傷口は大きくなっていく危険性がありますから、少しでも皆さんの問題を、早いうちに解決することが精神的にも、経済的にも大事であるというふうに思います。

ですから、町はまたそれに加えて、県・国等の補助事業等があれば、幾つかの他の自治体ではそういうふうなものを導入しながら、そういう問題を解決しているというふうにも伺っておりますし、議会でも研修してきたところでございます。そういうようなことを踏まえながら、他町村の事例、国・県の補助事業なんかもあれば、少しでも、1円でも、2円でもそれらが使えるのであればやっていただければと思います。

それから、あと組合はまた組合員の方々の意見の集約をできるだけ早く図って、自分たちのことでもありますから、再減歩や早期販売等のことも自分たちでよく早いうちにご議論をいただいて、進めるようにしていただきたいと。また、町としてはそういう指導をしていただきたい。

それで、私ここにパンフレットがあるんですが、これは近隣の市町村なりそういうところを出しているパンフレットでございます。鏡石のパンフレットは黄色1枚ペラがぱっとあるだけでございます、境土地区画は。近隣のところは、すべてカラーで、こういういいところに住めるんですよというふうなことが、もうずっと何枚も出されております。

そして、あとこのパンフレットを出すときに、町役場は一般にも新聞折り込みにも年何回かやっているみたいですが、大部分は町のテーブルの上に乗っているというようなことが

多いかと思えます。基本的には須賀川とか郡山の方々が、鏡石にこういうパンフレットを出します。ということは、郡山に勤務するような人たちを対象に鏡石から行くのであれば、須賀川に住宅をつくと近いですよというふうなとらえ方であります。ですから、鏡石の境のパンフレットが、矢吹の方に出したりして郡山に近いんですよとかという、そういうふうな手法も一つの方法ではないかというふうに思います。そういうことをこれから強く指導される考えがあるかどうか、改めてお伺いして最終質問にさせていただきます。

議長（菊地栄助君） 再々質問に対する答弁を求めます。

助役。

〔助役 正木正秋君 登壇〕

助役（正木正秋君） 7番、今泉議員の再々質問でございますが、憂えるという表現は適切かどうかわかりませんが、そうした現状の境組合員に対する数々のご助言に感謝を申し上げたいと思います。この本事業につきましては、当時官民一体の町づくりということで、ともに事業化に向けて努力を重ねてきたところでございまして、今後とも事業の清算のために町としてもでき得る支援、そうしたことを考え合わせながら、ともに努力しながら清算によって進んでまいりたいと、このように考えております。

よろしく願いをいたしまして、答弁にかえさせていただきます。

議長（菊地栄助君） 総務課長。

〔総務課参事兼課長 円谷光行君 登壇〕

総務課参事兼課長（円谷光行君） 7番議員の再々質問にお答えします。

7年度以降の行政職の専門別関係の年度別については、先ほど算出していなかったのですが、お許しくださいと申し上げたんですが、後に調べて機会あるときにお知らせするように努めたいと思います。

以上です。

議長（菊地栄助君） 7番、今泉文克君の一般質問はこれまでといたします。

以上をもって通告にありました一般質問は全部終了いたしました。

ここで5分間、3時20分まで休議します。

休議 午後 3時17分

開議 午後 3時22分

議長（菊地栄助君） 休議前に引き続き会議を開きます。

議案第160号～議案第163号の委員長報告、質疑、討論、採決

議長（菊地栄助君） 日程第2、議案第160号 鏡石町長期継続契約を締結することができ

る契約を定める条例の制定についてから、日程第5、議案第163号 鏡石町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の制定についての4件を一括議題といたします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第160号 鏡石町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定についてから、議案第163号 鏡石町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の制定についての4件を一括議題とすることに決しました。

本案4件に関し、総務文教常任委員長の報告を求めます。

7番、今泉文克君。

〔総務文教常任委員長 今泉文克君 登壇〕

7番（総務文教常任委員長 今泉文克君） ただいま上程されました160号からの委員会の審査報告をさせていただきます。

平成18年3月17日、鏡石町議会議長、菊地栄助様。総務文教常任委員長、今泉文克。

委員会審査報告。

本委員会は、平成18年3月6日付託された議案を審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第72条の規定により報告します。

記。

開催月日、平成18年3月8日。開議時刻午前10時、閉会時刻午後2時35分、出席数、委員全員。開催場所、議会会議室。

説明者。総務課、円谷光行課長、木賊グループ長、関根グループ長。税務町民課、角田課長、飛沢グループ長、円谷信行グループ長。

付託件名。議案第160号 鏡石町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について、議案第161号 鏡石町国民保護協議会条例の制定について、議案第162号 鏡石町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について、議案第163号 鏡石町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の制定について。

審査結果。議案第160号は、可決すべきものと決した。議案第161号は、可決すべきものと決した。議案第162号は、可決すべきものと決した。第163号は、可決すべきものと決した。

審査経過。議案第160号は、審議を重ねた結果全会一致で可決となった。議案第161号は審査を重ねた結果、賛成多数で可決となった。議案第162号は、審議を重ねた結果、賛成多数で可決となった。議案第163号は、審議を重ねた結果、全会一致で可決となった。

意見なし。

以上でございます。皆様の審議をよろしくお願いいたします。

議長（菊地栄助君） これより常任委員長に対する一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 質疑なしと認めます。

これより、討論、採決に入ります。

初めに、議案第160号 鏡石町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について、まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第160号 鏡石町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（菊地栄助君） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第161号 鏡石町国民保護協議会条例の制定について、まず本案に対する反対討論の発言を許します。

13番、円谷寅三郎君。

〔13番 円谷寅三郎君 登壇〕

13番（円谷寅三郎君） ただいま提案となっております議案第161号 鏡石町国民保護協議会条例について並びに関連しますので、第162号、緊急対処事態法についても含めて反対討論を行います。

有事法制は、ブロック攻撃事態法、国民保護法、米軍支援法、特定公共施設利用法、自衛隊法、海上輸送規制法、日米物品役務提供協定など7法で構成されています。国においては地方自治体に条例の制定を押しつけるものであり、ブロック攻撃事態法により、ブロック攻撃事態等と政府が認定したときに有事法制は発動されます。日本に直接攻撃が及んでいないときにも、米軍が先制攻撃を行った場合でも、政府が攻撃予測事態とみなせば、自衛隊を戦

闘地域にまで出動させ、米軍を支援し、この作戦に政府機関、自治体、民間企業、国民を動員することができる枠組みがつくられたこととなります。

重要なことは、ブロック攻撃予測事態を閣議決定し、安全保障会議で議長の総理大臣が判断した瞬間から、地方自治体は団体自治としての権限のすべてが奪われてしまうことです。今回の条例は、平和憲法にも違反している有事法制の具体化としての国民保護法に基づき、地方自治体に任務として我が国に対する外部からのブロック攻撃によって、本土決戦となる本土空爆を想定し、それに備えての住民の避難計画を定めることを義務づけることが、計画策定のために協議会設置となるものであり、条例の中で広く町民の意見を求めるとなっておりますけれども、協議会の委員の設定も自衛隊が加わるなど、指定地方行政機関の職員や都道府県の職員が加わるなど上部機関が中心となり、政府自体が将来において我が国への侵略の可能性は低下しているとしているのに、非現実的な事態を想定して、国民に対し強制協力、強制動員を迫ろうとするものです。

平時からの動員を進める役割を担うことになる国民保護協議会は、設置すべきではありません。とりわけ、町民の生命と財産を守るためには、有事法制を発動させないことが何よりも大事で、そのためにも今、町が行うべきことは、戦争準備に協力するのではなく、有事を絶対に起こさせない平和外交に努力することを国民に求めることではないかと思います。

戦争ができるようにする憲法改悪、米軍再編での基地強化、国民保護法の具体化による戦争動員計画など危険な方向に進もうとしているときに、今こそ自治体自ら戦争をさせない強い意思を示すことを求め、反対討論といたします。

議長（菊地栄助君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第161号 鏡石町国民保護協議会条例の制定について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

議長（菊地栄助君） 挙手多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第162号 鏡石町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について、まず本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第162号 鏡石町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について、
本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

議長（菊地栄助君） 挙手多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第163号 鏡石町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の制定に
ついて、まず本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第163号 鏡石町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の制定について、
本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（菊地栄助君） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第164号の委員長報告、質疑、討論、採決

議長（菊地栄助君） 日程第6、議案第164号 岩瀬地方町村障害程度区分等審査会の設置
に関する協議についての件を議題といたします。

本案に関し、産業厚生常任委員長の報告を求めます。

5番、大河原正雄君。

〔産業厚生常任委員長 大河原正雄君 登壇〕

5番（産業厚生常任委員長 大河原正雄君） 平成18年3月17日、鏡石町議会議長菊地栄助様。産業厚生常任委員長、大河原正雄。

委員会審査報告。

本委員会は、平成18年3月6日付託された議案を審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第72条の規定により報告いたします。

開催日。平成18年3月8日、開議時刻午前10時、閉会時刻午前11時35分、出席数全員、開催場所、第一会議室。

説明者。遠藤健康福祉課長及び小貫正信グループ長。

付託件名。議案第164号 岩瀬地方町村障害程度区分等審査会の設置に関する協議について。

審査結果。議案第164号は、可決すべきものと決した。

審査経過。議案第164号は、遠藤健康福祉課長から意見を聞き、全会一致で可決すべきものと決した。

意見なし。

以上であります。

議長（菊地栄助君） これより常任委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 質疑なしと認めます。

これより討論、採決に入ります。

議案第164号 岩瀬地方町村障害程度区分等審査会の設置に関する協議について、まず本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第164号 岩瀬地方町村障害程度区分等審査会の設置に関する協議について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第167号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（菊地栄助君） 日程第7、議案第167号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

局長に議案を朗読いたさせます。

議会事務局局長（面川 武君）〔第167号議案を朗読〕

議長（菊地栄助君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長、遠藤栄作君。

〔健康福祉課長 遠藤栄作君 登壇〕

健康福祉課長（遠藤栄作君） ただいま上程されました議案第167号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、議案第164号として提案議決されました岩瀬地方町村障害程度区分等認定審査会の設置に伴います審査委員の報酬を追加するものであります。

44ページでありますけれども、改正の内容については、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

別表中でありますけれども、岩瀬地方介護認定審査会委員の次に岩瀬地方町村障害程度区分等認定審査会委員を追加し、医師については日額2万5,000円、保健福祉関係委員については日額7,500円とするものであります。

附則として、この条例は公布の日から施行する。

以上、提案理由についてご説明を申し上げます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（菊地栄助君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

議案第167号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第171号、議案第172号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（菊地栄助君） 日程第8、議案第171号 鏡石町老人福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第9、議案第172号 鏡石町屋内ゲートボール場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての2件を一括議題といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第171号 鏡石町老人福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、議案第172号 鏡石町屋内ゲートボール場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての2件を一括議題とすることに決しました。

局長に議案を朗読いたさせます。

議会事務局局長（面川 武君） 〔第171号、第172号議案を朗読〕

議長（菊地栄助君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 遠藤栄作君 登壇〕

健康福祉課長（遠藤栄作君） ただいま一括上程されました議案第171号、議案第172号の提案の理由等について、ご説明を申し上げます。

両議案とも管理委託制度から今回議案第163号として提案議決されました公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例に基づきまして、その指定管理者制度への条文等を改正するものであります。

初めに、議案第171号 鏡石町老人福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、改正条文等については55ページでご説明を申し上げます。

鏡石町老人福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。第9条を次のように改正する。現行では、管理の委託については町社会福祉協議会に委託する規定

となっておりますものを、第9条を指定管理者による管理等に改めるものであります。条文の内容については、指定管理者に老人福祉センターの管理を行わせることができる規定とするものであります。

2項については、管理を行わせる場合の指定管理者が行う業務についての規定であります。業務内容については、1号から3号までとなっております。

次に、3項については、第3条、第5条、第7条の規定の中で、「町長」とあるのを「指定管理者」として、これらの規定を適用する読み替え規定であります。

4項につきましては、指定管理者の指定の手續等は、今回の手續等に関する条例の規定によるという内容であります。

第10条を第11条として、第9条の次に次の1条を加えます。利用料金の定めを規定するものであります。それで第10条1項につきましては、指定管理者に老人福祉センターの利用に係る料金を当該指定管理者の収入として収受することができる規定であります。

2項については、利用料金については、4項に規定するいわゆる使用料の範囲内において、町長の承認を得て定めるものとする規定であります。

そして、3項については、第4条から第6条及び別表中の「使用料」とあるものについて「利用料金」としてこれらの規定を適用する、いわゆる読み替え規定であります。

附則としまして、この条例は平成18年4月1日から施行するということであります。改正前の第9条の管理委託については、平成18年8月31日までとするものであります。

次に、56ページの議案第172号 鏡石町屋内ゲートボール場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明を申し上げます。

57ページで申し上げます。

鏡石町屋内ゲートボール場設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第11条を次のように改めると、先ほどと同じように第11条を「指定管理者による管理等」に改めるものであります。条文の中身でも、指定管理者に屋内ゲートボール場の管理を行わせることができる規定とするものであります。

2項については、管理を行わせる場合の指定管理者が行う業務についての規定でありまして、1号から3号までの業務となっております。

3項については、第3条、第4条、第6条及び第8条の規定の中で、「町長」とあるのを「指定管理者」として読み替える規定であります。

4項については、指定管理者の手續については、先ほどと同じように今回の手續に関する条例の規定によるという内容であります。

次に、第12条を第13条として、第11条の次に次の1条を加えるということで、利用料金の定めを規定するものであります。第12条では、指定管理者に屋内ゲートボール場の利用に

係る料金を指定管理者の収入として収受させることができる規定であります。

2項については、この利用料金についての使用料については、第7条に規定する範囲内で町長の承認を得て定める規定であります。

3項については、7条から9条と書いてあります「使用料」を「利用料金」ということでの読み替え規定であります。

附則としまして、平成18年4月1日から施行しまして、改正前の管理の委託、第12条については、平成18年8月31日までについては、なお従前の例によるものとするものであります。

以上、2議案について提案理由のご説明を申し上げました。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（菊地栄助君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより2件の一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

初めに、議案第171号 鏡石町老人福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第172号 鏡石町屋内ゲートボール場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

予算審査特別委員長報告（平成18年度鏡石町各会計予算について）

及び報告に対する質疑、討論、採決

議長（菊地栄助君） 日程第10、平成18年度鏡石町各会計予算について、議案第181号 平成18年度鏡石町一般会計予算から議案第191号 平成18年度鏡石町上水道事業会計予算までの11件を一括議題といたします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第181号 平成18年度鏡石町一般会計予算から議案第191号 平成18年度鏡石町上水道事業会計予算までの11件を一括議題とすることに決しました。

本案に関し、予算審査特別委員長の報告を求めます。

2番、渡辺定己君。

〔予算審査特別委員長 渡辺定己君 登壇〕

2番（予算審査特別委員長 渡辺定己君） それでは、報告いたします。

平成18年3月17日、鏡石町議会議長、菊地栄助様。平成18年度各会計予算審査特別委員会委員長、渡辺定己。

平成18年度各会計予算審査特別委員会審査報告書。

本委員会は、平成18年3月6日付託された議案を審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第72条の規定により報告します。

記。

開催月日、開議時刻、閉会時刻、出席者数、開催場所の順に読み上げます。

平成18年3月9日、午前10時、午後4時50分、委員全員、議長、議会会議室。

平成18年3月10日、午前10時、午後4時14分、委員全員、議長、議会会議室。

平成18年3月13日、午後1時30分、午後4時35分、委員全員、議長、議会会議室。

平成18年3月14日、午前10時、午後2時5分、委員全員、議長、議会会議室。

説明者。町長、助役、収入役、教育長、担当課長、グループ長、担当職員。

付託件名。議案第181号 平成18年度鏡石町一般会計予算、議案第182号 平成18年度鏡石町国民健康保険特別会計予算、議案第183号 平成18年度鏡石町老人保健特別会計予算、議案第184号 平成18年度鏡石町介護保険特別会計予算、議案第185号 平成18年度鏡石町土地取得事業特別会計予算、議案第186号 平成18年度鏡石町工業団地事業特別会計予算、議案第187号 平成18年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計予算、議案第188号 平成18年度鏡石町公共下水道事業特別会計予算、議案第189号 平成18年度鏡石町農業集落排水事業特別会計予算、議案第190号 平成18年度鏡石町育英資金貸付費特別会計予算、議案第191号 平成18年度鏡石町上水道事業会計予算。

審査結果。議案第181号 平成18年度鏡石町一般会計予算については、可決すべきものと決した。議案第182号 平成18年度鏡石町国民健康保険特別会計予算については、可決すべきものと決した。議案第183号 平成18年度鏡石町老人保健特別会計予算については、可決すべきものと決した。議案第184号 平成18年度鏡石町介護保険特別会計予算については、可決すべきものと決した。議案第185号 平成18年度鏡石町土地取得事業特別会計予算については、可決すべきものと決した。議案第186号 平成18年度鏡石町工業団地事業特別会計予算については、可決すべきものと決した。議案第187号 平成18年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計予算については、可決すべきものと決した。議案第188号 平成18年度鏡石町公共下水道事業特別会計予算については、可決すべきものと決した。議案第189号 平成18年度鏡石町農業集落排水事業特別会計予算については、可決すべきものと決した。議案第190号 平成18年度鏡石町育英資金貸付費特別会計予算については、可決すべきものと決した。議案第191号 平成18年度鏡石町上水道事業会計予算については、可決すべきものと決した。

審査経過。町長、助役、収入役、教育長、担当課長、グループ長、担当職員に説明を求め、各会計ごとに審査を行った。主な質疑は別紙のとおりでございます。

議案第181号 平成18年度鏡石町一般会計予算は、挙手多数により可決した。議案第182号 平成18年度鏡石町国民健康保険特別会計予算は、全会一致で可決した。議案第183号 平成18年度鏡石町老人保健特別会計予算は、全会一致で可決した。議案第184号 平成18年度鏡石町介護保険特別会計予算は、全会一致で可決した。議案第185号 平成18年度鏡石町土地取得事業特別会計予算は、全会一致で可決した。議案第186号 平成18年度鏡石町工業団地事業特別会計予算は、全会一致で可決した。議案第187号 平成18年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計予算は、挙手多数により可決した。議案第188号 平成18年度鏡石町公共下水道事業特別会計予算は、全会一致で可決した。議案第189号 平成18年度鏡石町農業集落排水事業特別会計予算は、全会一致で可決した。議案第190号 平成18年度鏡石町育英資金貸付費特別会計予算は、全会一致で可決した。議案第191号 平成18年度鏡石町上水道事業会計予算は、全会一致で可決した。

意見なし。

以上、報告を終わります。

議長（菊地栄助君） これより予算審査特別委員長の報告に対する一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 質疑なしと認めます。

これより討論、採決に入ります。

初めに、議案第181号 平成18年度鏡石町一般会計予算について、まず本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第181号 平成18年度鏡石町一般会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（菊地栄助君） 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第182号 平成18年度鏡石町国民健康保険特別会計予算について、まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第182号 平成18年度鏡石町国民健康保険特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（菊地栄助君） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第183号 平成18年度鏡石町老人保健特別会計予算について、まず本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第183号 平成18年度鏡石町老人保健特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（菊地栄助君） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第184号 平成18年度鏡石町介護保険特別会計予算について、まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第184号 平成18年度鏡石町介護保険特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（菊地栄助君） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第185号 平成18年度鏡石町土地取得事業特別会計予算について、まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第185号 平成18年度鏡石町土地取得事業特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（菊地栄助君） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第186号 平成18年度鏡石町工業団地事業特別会計予算について、まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第186号 平成18年度鏡石町工業団地事業特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

議長（菊地栄助君） 挙手多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第187号 平成18年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計予算について、まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第187号 平成18年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計予算について、
本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（菊地栄助君） 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第188号 平成18年度鏡石町公共下水道事業特別会計予算について、まず、
本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第188号 平成18年度鏡石町公共下水道事業特別会計予算について、本案に対する委
員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（菊地栄助君） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第189号 平成18年度鏡石町農業集落排水事業特別会計予算について、まず、
本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第189号 平成18年度鏡石町農業集落排水事業特別会計予算について、本案に対する
委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（菊地栄助君） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第190号 平成18年度鏡石町育英資金貸付費特別会計予算について、まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第190号 平成18年度鏡石町育英資金貸付費特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第191号 平成18年度鏡石町上水道事業会計予算について、まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第191号 平成18年度鏡石町上水道事業会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（菊地栄助君） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

常任委員長報告（請願・陳情について）及び報告に対する質疑、討論、採決

議長（菊地栄助君） 日程第11、請願・陳情についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

初めに、総務文教常任委員長、7番、今泉文克君。

〔総務文教常任委員長 今泉文克君 登壇〕

7番（総務文教常任委員長 今泉文克君） 平成18年3月17日、鏡石町議会議長、菊地栄助様。総務文教常任委員長、今泉文克。

陳情審査報告書。

本委員会は、平成18年3月6日付託された陳情審査の結果、次のとおりとすべきものと決したので、会議規則第88条の規定により報告します。

記。

開催月日、平成18年3月8日、開議時刻、午前10時、閉会時刻、午後2時35分、出席数、委員全員、開催場所、議会会議室。

説明者。総務課、円谷課長、木賊グループ長、関根グループ長。

税務町民課、角田課長、飛沢グループ長、円谷信行グループ長。

付託件名。陳情第38号 「公共サービスの安易な民間開放は行わず、充実を求める意見書」提出に関する陳情について。陳情第39号 雇用労働者を狙い撃ちにした安易な増税路線の撤回を求める意見書提出の陳情について、陳情第40号 社会保障制度の一体的改革を求める意見書提出の陳情について、陳情第43号 県内郵便局における集配業務を廃止しないことを求める陳情について。

審査結果。陳情第38号は、継続審査とすべきものと決した。陳情第39号は、採択すべきものと決した。陳情第40号は、継続審査とすべきものと決した。陳情第43号は、採択すべきものと決した。

審査経過。陳情第38号は、審議を重ねた結果、全会一致で継続審査とすべきものと決した。陳情第39号は、審議を重ねた結果、全会一致で採択すべきものと決した。陳情第40号は、審議を重ねた結果、全会一致で継続審査とすべきものと決した。陳情第43号は、審議を重ねた結果、全会一致で採択すべきものと決した。

意見なし。

以上、報告いたします。

議長（菊地栄助君） 次に、産業厚生常任委員長、5番、大河原正雄君。

〔産業厚生常任委員長 大河原正雄君 登壇〕

5番（産業厚生常任委員長 大河原正雄君） 平成18年3月17日、鏡石町議会議長、菊地栄助様、産業厚生常任委員長、大河原正雄。

陳情審査報告書。

本委員会は、平成18年3月6日付託された陳情を審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第88条の規定により報告します。

記。

開催月日、平成18年3月8日、開議時刻、午前10時、閉会時刻、午前11時35分、出席数、全員、開催場所、第1会議室。

説明者。遠藤健康福祉課長、小貫正信グループ長、角田税務町民課長、飛沢栄四郎グループ長、椎野都市建設課長、吉田賢司グループ長、小林産業課長、小貫秀明グループ長。

付託件名。陳情第35号 県中都市計画事業境土地地区画整理事業に関する陳情について、陳情第41号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について、陳情第42号 子育て支援の拡充を求める意見書提出の陳情について。

審査結果、陳情第35号は、継続審査とすべきものと決した。陳情第41号は、採択すべきものと決した。陳情第42号は、採択すべきものと決した。

審査経過。陳情第35号は、椎野都市建設課長から意見を聞き、審査の結果、賛成多数で継続審査とすべきものと決した。陳情第41号は、産業課長から意見を聞き、全会一致で採択すべきものと決した。陳情第42号は、遠藤健康福祉課長、税務町民課長の意見を聞き、審査の結果、全会一致で採択すべきものと決した。

以上です。

議長（菊地栄助君） これより常任委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

初めに、陳情第35号 県中都市計画事業境土地地区画整理事業に関する陳情についての件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は継続審査とすべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

議長（菊地栄助君） 挙手多数であります。

したがって、本件は委員長の報告のとおり継続審査とすることに決しました。

次に、陳情第38号 「公共サービスの安易な民間開放は行わず、充実を求める意見書」提出に関する陳情の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、継続審査とすべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

議長（菊地栄助君） 挙手多数であります。

したがって、本件は委員長の報告のとおり継続審査とすることに決しました。

次に、陳情第39号 雇用労働者を狙い撃ちにした安易な増税路線の撤回を求める意見書提出の陳情についての件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（菊地栄助君） 挙手全員であります。

したがって、本件は委員長の報告のとおり採択することに決しました。

次に、陳情第40号 社会保障制度の一体的改革を求める意見書提出の陳情についての件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、継続審査とすべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

議長（菊地栄助君） 挙手多数であります。

したがって、本件は委員長の報告のとおり継続審査とすることに決しました。

次に、陳情第41号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情についての件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、採択すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（菊地栄助君） 挙手全員であります。

したがって、本件は委員長の報告のとおり採択することに決しました。

次に、陳情第42号 子育て支援の拡充を求める意見書提出の陳情についての件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、採択すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（菊地栄助君） 挙手全員であります。

したがって、本件は委員長の報告のとおり採択とすることに決しました。

次に、陳情第43号 県内郵便局における集配事業を廃止しないことを求める陳情についての件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、採択すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（菊地栄助君） 挙手全員であります。

したがって、本件は委員長の報告のとおり採択とすることに決しました。

議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について

議長（菊地栄助君） 日程第12、議会運営委員会閉会中の継続調査の申出についての件を議題といたします。

委員長から、会議規則第70条の規定によって、お手元に配付しました所管事務調査について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

ここで意見書案配付のため暫時休議いたします。

休議 午後 4時19分

開議 午後 4時20分

議長（菊地栄助君） 休議前に引き続き会議を開きます。

議事日程の追加

議長（菊地栄助君） ただいま意見書案5件が提出されました。

所定の賛成者がおりますので、動議は成立いたしました。

お諮りいたします。

本案5件を日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案5件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

意見書案第40号、意見書案第41号の上程、説明、質疑、討論、採
決

議長（菊地栄助君） 日程第13、意見書案第40号 納税者への安易な増税路線の撤回を求める意見書（案）から、日程第14、意見書案第41号 県内郵便局における集配業務を廃止しないことを求める意見書（案）までの2件を一括議題といたします。

局長の議案朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

7番、今泉文克君。

〔7番 今泉文克君 登壇〕

7番（今泉文克君） それでは、意見書案第40号につきまして、私の方から説明させていただきます。

なお、お手元に配付されております意見書案を読み上げて説明にかえさせていただきます。

平成18年3月17日、鏡石町議会議長、菊地栄助様。提出者、鏡石町議会議員、今泉文克。賛成者、鏡石町議会議員、大河原正雄、賛成者、鏡石町議会議員、根本重郎。

納税者への安易な増税路線の撤回を求める意見書（案）。

上記の意見書を別紙のとおり所定の賛成者とともに連署して提出します。

意見書案第40号 納税者への安易な増税路線の撤回を求める意見書（案）。

〔「朗読省略」の声あり〕

7番（今泉文克君） 朗読省略の声がありますので、下の括弧の部分だけ説明させていただきます。

（1）2006年度税制改正では定率減税の廃止は行わないこと。

（2）所得税から個人住民税への税源移譲にあたっては、所得税と個人住民税合計の税負担や個人住民税を基準とした、地方自治体の各種負担・給付に不利が生じないように配慮すること。

（3）給与所得控除の縮小やたばこ増税等、雇用労働者を中心として国民に負担を強いる増税は行わないこと。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出する。

平成18年3月17日、鏡石町議会。

衆議院議長、河野洋平様、参議院議長、扇千景様、内閣総理大臣、小泉純一郎様、総務大

臣、竹中平蔵様、財務大臣、谷垣禎一様。

続きまして、意見書案第41号 県内郵便局における集配業務を廃止しないことを求める意見書（案）。

新聞報道にもありますとおり、県内22カ所の集配郵便局が集配業務廃止を検討されております。

〔「朗読省略」の声あり〕

7番（今泉文克君） 朗読省略の声がありますので、配付されております意見書、表題の方は、平成18年3月17日、鏡石町議会議長、菊地栄助様。提出者、鏡石町議会議員、今泉文克。賛成者、鏡石町議会議員、大河原正雄、賛成者、鏡石町議会議員、根本重郎。

県内郵便局における集配業務を廃止しないことを求める意見書（案）。

上記の意見書を別紙のとおり所定の賛成者とともに連署して提出します。

朗読省略という声がありましたので、配付の内容にお目通しをいただきたいと思います。

意見書案第41号 県内郵便局における集配業務を廃止しないことを求める意見書（案）。

その後については朗読省略ということでございますので、お目通しいただきたいと思いません。

政府並びに関係機関において、郵便サービスの低下につながる集配業務廃止の検討をやめるよう求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年3月17日、鏡石町議会。

内閣総理大臣、小泉純一郎様、総務・郵政民営化大臣、竹中平蔵様。

以上であります。

議長（菊地栄助君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより2件の一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

初めに、意見書案第40号 納税者への安易な増税路線の撤回を求める意見書（案）の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第41号 県内郵便局における集配業務を廃止しないことを求める意見書（案）の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

意見書案第42号～意見書案第44号の上程、説明、質疑、討論、採
決

議長（菊地栄助君） 日程第15、意見書案第42号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）から、日程第17、意見書案第44号 道路特定財源の確保に関する意見書（案）までの3件を一括議題といたします。

局長の議案朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

5番、大河原正雄君。

〔5番 大河原正雄君 登壇〕

5番（大河原正雄君） 平成18年3月17日、鏡石町議会議長、菊地栄助様。提出者、鏡石町議会議員、大河原正雄、賛成者、鏡石町議会議員、今泉文克、賛成者、鏡石町議会議員、根本重郎。

福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）。

上記の意見書を別紙のとおり所定の賛成者とともに連署して提出します。

意見書案第42号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）。

福島県最低賃金は、県内の中小、零細企業で働くパート労働者をはじめ、多くの勤労者の賃金を改善させていくものであるが、現行最低賃金は、全国順位で第32位と低位となっている。

よって、福島県の……。

〔「朗読省略」の声あり〕

5番（大河原正雄君） 賃金水準、産業・経済実勢に見合った水準に引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年3月17日、鏡石町議会。

福島県労働局長、保坂篤様。福島地方最低賃金審議会会長、鈴木芳喜様。

平成18年3月17日、鏡石町議会議長、菊地栄助様。提出者、鏡石町議会議員、大河原正雄。賛成者、鏡石町議会議員、今泉文克、賛成者、鏡石町議会議員、根本重郎。

子育て支援の拡充を求める意見書（案）。

上記の意見書を別紙のとおり所定の賛成者とともに連署して提出します。

意見書案第43号 子育て支援の拡充を求める意見書（案）。

少子化は先進資本主義国で、21世紀最大の課題であり、とりわけそのスピードが急速な日本での……。

〔「朗読省略」の声あり〕

5番（大河原正雄君） 省略させていただきます。

（1）妊娠・出産に関わる費用を健康保険適用とすること。（当面の間は、出産育児一時金を引き上げること）

（2）子育て支援の観点から、3歳未満の乳幼児医療を無料化し、未就学児の医療費自己負担割合を引き下げること。

（3）保育・学童保育を整備するとともに、保育料の半額や児童手当支給額の引き上げなど経済的支援を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年3月17日、鏡石町議会。

衆議院議長、河野洋平様、参議院議長、扇千景様、内閣総理大臣、小泉純一郎様、厚生労働大臣、川崎二郎様。

平成18年3月17日、鏡石町議会議長、菊地栄助様。提出者、鏡石町議会議員、大河原正雄、賛成者、鏡石町議会議員、今泉文克、賛成者、鏡石町議会議員、根本重郎。

道路特定財源の確保に関する意見書（案）。

上記の意見書を別紙のとおり所定の賛成者とともに連署して提出します。

意見書案第44号 道路特定財源の確保に関する意見書（案）。

〔「朗読省略」の声あり〕

5番（大河原正雄君） よって、国においては、特定道路財源整備の趣旨を踏まえつつ、着実な道路整備に向けて安定的な財源を確保するとともに、地方の実績も考慮の上、地方の道路財源を充実強化されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年3月17日、鏡石町議会。

衆議院議長、河野洋平様、参議院議長、扇千景様、内閣総理大臣、小泉純一郎様、総務大臣、竹中平蔵様、財務大臣、谷垣禎一様、国土交通大臣、北側一雄様、経済財政政策担当大臣、与謝野馨様。

以上であります。

議長（菊地栄助君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより3件の一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

初めに、意見書案第42号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第43号 子育て支援の拡充を求める意見書（案）の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第44号 道路特定財源の確保に関する意見書（案）の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

閉議の宣告

議長（菊地栄助君） 以上をもって、本定例会に付議された案件は全部終了いたしました。

よって、会議規則第6条の規定により、本日をもって閉会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日をもって閉会することに決しました。

町長あいさつ

議長（菊地栄助君） ここで招集から閉会に当たりあいさつがあります。

町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） 閉会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

今定例会は、去る6日から本日までの12日間にわたりまして開催され、平成18年度各会計予算の重要案件を初め提出議案について、議員各位には本会議並びに委員会を通じて慎重にご審議をいただき、全議案を原案どおり議決賜りました。厚く御礼を申し上げる次第であります。衷心より感謝の意を表する次第であります。

ここに成立いたしました平成18年度予算等により、「共に生き 共につくる 牧場の朝のまち 鏡石」の創造に向けまして、町政の一層の進展と町民生活の向上発展に意を尽くしてまいり所存であります。

また、会期中にお寄せいただきましたご高見につきましては、十分にこれを尊重し、執行に当たり可能な限り反映させてまいりたいと考えております。

日増しに春めいてまいりましたが、議員各位にはご多忙のこととは存じますが、ご自愛いただき、ますますご健勝にてご精励賜りますようお願い申し上げ、閉会のごあいさつといたします。

ありがとうございました。

閉会の宣告

議長（菊地栄助君） これにて、第12回鏡石町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 4時37分

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成18年 3月17日

議 長 菊 地 栄 助

署 名 議 員 今 泉 文 克

署 名 議 員 木 原 秀 男

署 名 議 員 小 貫 良 巳